

IX 自然環境

1 自然の概況（野生生物の生息・生育状況）

市域では、人為的な改変が進む水辺に生息・生育する野生生物を中心に希少化が進行しています。希少化の原因としては、自然への人間の係わり方が変わってきたことに伴う環境の変化や、人為的な環境への適応力が高い外来種による在来種の抑圧などが起因している事例が見られます。

一方、市街地中心部など、すでに人工改変が進んでいる地域の一部で、下水道の整備などに伴う環境改善により、一度は失われていた野生生物の生息・生育地が回復した事例も見られます。

「岡山市希少野生生物生息状況調査（平成24年、岡山市）」及び「絶滅危惧種基礎資料整理結果（平成27年、岡山市）」によると、市内で記録された種類は約7,000種です。また、市域内の野生生物には、環境省と岡山県のレッドデータブック掲載種も多数あり、適切な保護措置が必要です。なお、「絶滅危惧種基礎資料整理結果（平成27年、岡山市）」によると、市域内で確認された絶滅危惧種数は、計622種にのぼります。（哺乳類13種、鳥類90種、両生・爬虫類13種、魚類48種、昆虫類142種、昆虫以外の無脊椎動物119種、維管束植物197種）

(1) 植物

市域の自然林はわずかで、それらの多くは社叢林としてのウバメガシ林、アラカシ林などです。多くの樹林地は、概ねアヤマキ、コナラ、アカマツなどからなる二次林であり、歴史的には長らく人々の生活に利用されてきた里山でしたが、現在は放棄され、次第に極相林へと遷移しつつあります。このため、森林の自然性は次第に高まりつつあるものの、里山に生育していたキキョウやオミナエシなどは減少しつつあります。

一方、農業形態の変化により、放棄された耕作地は増加し、農業地域の周辺に広がっていた里地はクズが繁茂するなど、低木林へと変化しつつあります。このような地域では、農耕作業に共存し

てきた植物が減少し、セイタカアワダチソウなど外来帰化植物の繁茂が見られる場所も少なくありません。一般的に、里地・里山に生育する植物が少なくなり、極相林に生育する植物が増加する傾向が見られます。

また、丘陵部内の湿地やため池の中には小規模ながら良好な環境が点在し、ヒメミクリ、サギソウなどの水生植物、湿生植物が生育しています。

平野部には水田や水路網がひろがり、水田耕作や低湿地の環境に係わりが深い多様な植物が生育し、ヒメシロアサザ、オニバスなど絶滅の危機に瀕する水生植物も点在します。また、百間川、旭川、吉井川などの河川内にもミゾゴウジュ、タゴノアシなどが生育しています。

市内の海浜や河口部には自然植生がわずかしが残っていませんが、尤島や小串などに塩生植物のハマサジ、ウラギクなど注目すべき種が生育しています。

(2) 淡水魚

市域内には、旭川や吉井川の大河川をはじめ、笹ヶ瀬川、足守川、宇甘川などの中小河川、岡山平野内を縦横に流れる水路、1,000を超えるため池などの多様な水環境があり、これらの水域に、淡水魚と周辺の淡水魚が確認されています。

一般に、一生を淡水域で過ごす純淡水魚の地理的分布は、水系の地史を忠実に反映するとも言われていますが、市内の純淡水魚相は、淀川水系と似ており、中国大陸や朝鮮半島に共通する種類が多く、スイゲンゼニタナゴやアユモドキ、カワバタモロコ、シロヒレタビラ、サンヨウコガタスジシマドジョウなどの全国的に見ても希少な種が多いことも、特徴の一つとされています。

岡山平野のスイゲンゼニタナゴ等生息地が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定されているように、大河川はもとより、川、水路、

水田の間を往来できる構造と自然性の高い護岸が残る平野部の水路群が淡水魚の重要な生息地となっています。

(3) 野鳥

北部丘陵部では森林性の野鳥が繁殖・越冬する他、ハチクマ・サシバなど渡り鳥の休息地となっています。

平野部では、児島湖・阿部池が県下最大のカモ類などの水鳥渡来越冬地となっている他、児島湖周辺に広がるハス田などは、シギ・チドリ類などの生息地や、サギ類・クイナ類などの採餌場となっています。

また、河川の中州、干潟、ヨシ原は周辺の水田・水辺と一体となって、多くの野鳥たちの貴重な繁殖地や休息地、採餌場として、また渡り鳥の中継地として重要です。

一方、市街地へのハヤブサの営巣やムクドリが進出、カラス類やサギ類の増加、水田地へのケリの定着など、人為的な環境への適応力が高いと見られる野鳥の事例や、以前は少数の冬鳥だったカワウの繁殖と個体数増加などの事例が見られます。

(4) 昆虫

北部丘陵部やそれに隣接する平野部、中・南部の丘陵部周辺の水辺には、ゲンジボタル・ハイケボタルの生息地があり、また、市中北部では県内に生息が確認されているトンボ類の約半数が確認されているなど、昆虫相は、全国的に見ても豊かです。

特に、祇園・西川用水路群や百間川上流部などの水辺、龍ノ口山・金山・笠井山・操山・貝殻山、吉備高原などの市街近郊の里山が、注目すべき昆虫の主要な生息地となっています。

(5) その他（ほ乳類等）

上記の他、ほ乳類では、カヤネズミが河原や放棄田などの草原に確認されるとともに、北部地区では樹林性のムササビなど、また、市街地の線路の高架下でヒナゴウモリの営巣が確認されていま

す。両生類では、岡山平野の湿地地帯の一部にナグヤダルマガエル岡山種族が生息していますが、水田の開発等が原因で、生息数が減少しています。丘陵部の沢・湿地環境には、広く、セトウチサンショウウオの生息が見られます。

さらに、軟体動物のうち、淡水貝類は岡山平野の河川・水路に多種が生息し、オバエボシガイやマツカサガイなども生息していますが、河川・水路改修などで生息数は減少しています。

また、吉井川・旭川の河口部にオカミミガイ、河口や水門湾の干潟には、甲殻類のシオマネキの生息が確認されています。なかでも、汽水域の生物の生息地として、吉井川水系永江川河口のヨシ原が、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。

(6) 外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを外来生物といい、市内でも多くの外来種の生息・生育が確認されています。特に、生態系などに被害を及ぼす種については、国が外来生物法で特定外来生物に指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを原則として禁止しています。

市内で確認されている主な特定外来生物は、ヌートリア、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル、カダヤシ、ウシガエル、オオキンケイギクなどです。さらに近年は、特定外来生物であるセアカゴケグモの発見やアライグマの目撃情報が寄せられているほか、アルゼンチンアリの生息も確認されています。また、特定外来生物ではないものの、環境省が緊急対策外来種に位置づけたミシシippiaカミミガメ（ミドリガメ）が、市内でも増加しています。

外来生物の中には、健康被害や農業被害等を及ぼすおそれのあるもののほか、生態系に大きな影響を与える種も存在するため、その生息・生育の動向に注意を払う必要があります。

2 自然の保護

岡山市環境保全条例や絶滅のおそれのある種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、市域の生物多様性の保全のための施策を行っています。

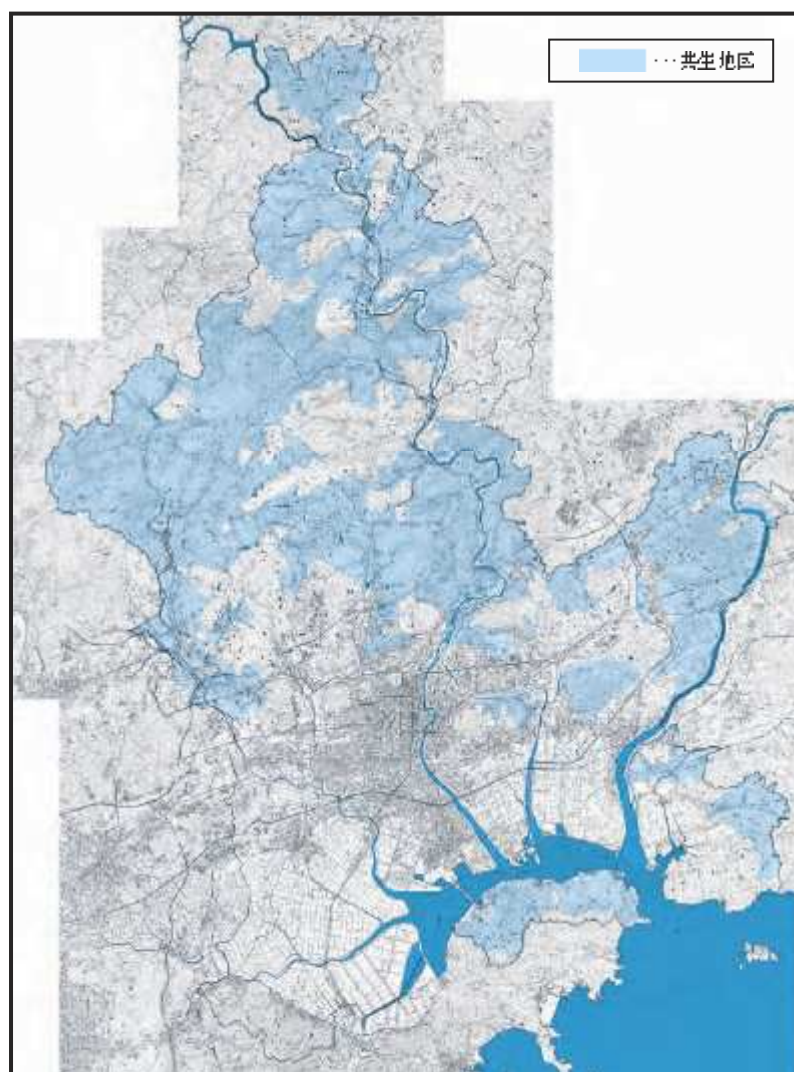
（1）生物多様性保全のための取組

平成16年3月の岡山市環境保全条例改正に伴い、生物多様性保全条項が追加されました。それに基づき、平成16年度から自然保護活動推進員の委嘱を行うとともに、平成17年度は「生物多様性保全基本方針」及び「自然環境配慮ガイドライン」の

策定や環境配慮事項の届出を求める「共生地区」の指定を行い、平成18年4月1日から共生地区における自然環境配慮届の受付を開始しました。また、ホームページにて市域の自然環境と環境配慮事項の基本的な情報提供を行っています。

さらに、平成29年3月に、岡山市の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための基本的な計画である「岡山市生物多様性地域戦略」を策定し、本戦略を踏まえて、多様な主体が行う生物多様性保全活動や自然体験行事などを推進しています。

図44 共生地区



岡山市生物多様性地域戦略

(2) 貴重な野生生物の保護

市内に生息・生育する野生生物のうち、次に掲げる種が法令により保護対象になっており、捕獲、個体に危害を及ぼす行為などが規制されています。

◆文化財保護法 天然記念物（国指定）

アユモドキ（S52.7.2指定）

◆種の保存法 国内希少野生動物植物種

アユモドキ（H16.7.15施行）

スイゲンゼニタナゴ（H14.9.1施行）

ハヤブサ（H5.4.1施行）

クマタカ（H5.4.1施行）

カワバタモロコ（R2.3施行）

※オオタカは平成29年9月21日に指定解除されました

◆岡山県希少野生動物植物保護条例

希少野生動物植物種

カワバタモロコ（H24.3.30指定）

ミズアオイ（H16.7.16指定）

◆岡山市文化財保護条例 天然記念物（市指定）

キビノミノボロスゲ（S60.4.9指定）

①アユモドキ

（国：天然記念物 環境省：絶滅危惧ⅠA類
県：絶滅危惧Ⅰ類）



【アユモドキ科】 全長15cm

昭和52年に国の天然記念物に指定されて以来、岡山淡水魚研究会による保全、調査活動が行われています。同会が平成元年から賞田地区の休耕田を借り上げて産卵場の確保に取り組み、成果をあげています。生息地周辺で影響を与える事業については、文化財保護法に基づき、文化財課が事前協議を実施しており、石槽護岸による改修等の配慮を行っています。地域公民館、町内会、保護団

体等による啓発活動や、自然保護活動推進員によるパトロールなども行われています。

また、岡山市教育委員会では、平成17年度からアユモドキの人工繁殖の取組に着手し、平成22年度からは、天然記念物の保全を教育にも活かす目的で、自然の生息場所に近い、千種小学校と高島小学校で実施しています。両校では、5年生が「総合的な学習の時間」を利用して、アユモドキ学習を行っており、6月中旬に研究者の指導を得て人工繁殖を実施し、繁殖したアユモドキは、地元住民の協力でプランクトンの入った「水田の水」を子ども達が与えて育てています。育てたアユモドキは、水族館などの専門施設で飼育してもらうほか、多くの人にアユモドキを知ってもらうため、両校をはじめ近隣の幼稚園や公民館などで飼育しています。また、平成27年度からは、野生個体への影響を考慮しながら繁殖個体の一部を放流しています。

②スイゲンゼニタナゴ

（環境省：絶滅危惧ⅠA類 県：絶滅危惧Ⅰ類）



【コイ科】 全長5cm

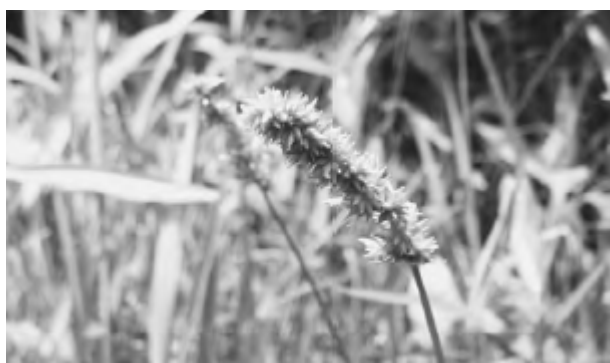
水産庁の調査により岡山市北区高松地区で生息していることが確認されたため、平成12年初めから市内の保全対策が始まりました。岡山市環境保全審査会自然環境保全対策検討専門部会から平成14年2月19日に「岡山市における希少野生生物保護のあり方について（中間報告）」の市長報告がなされ、保全対策に一定の方向性が示されました。また14～15年度に、土地改良区、地域住民、市民団体、行政等関係者による検討会を設置し保全手法の検討実践プロジェクトを行い、この枠組みに沿って保全対策を進めています。

平成14年に種の保存法指定種となり、平成16年

7月29日に法に基づく保護増殖事業計画が策定されました。本計画に基づき、平成16～17年度に県内のスイゲンゼニタナゴ生息分布及びDNA調査が行われ、市内生息地の状況も把握しました。

③キビノミノボロスゲ

(市：天然記念物 環境省：絶滅危惧ⅠB類
県：絶滅危惧Ⅰ類)



[カヤツリグサ科] 高さ60～80cm

吉備の中山の麓にのみ分布し、昭和60年に岡山市の天然記念物に指定されました。吉備の中山と

呼ばれる一帯は数多くの遺跡・史跡が残されています。こうした貴重な文化遺産や自然を守るべく地元有志で結成された「吉備の中山を守る会」によって、キビノミノボロスゲの保全活動が行われています。本種は他の植物と比べて競争力が弱いいため、同会が自生地除草を年4回程度行うことで、生育環境の維持管理を行っています。

また、本種の生育状況などについては、自然保護活動推進員による監視等も行われています。

(3) 岡山県自然保護条例に基づく規制、指導

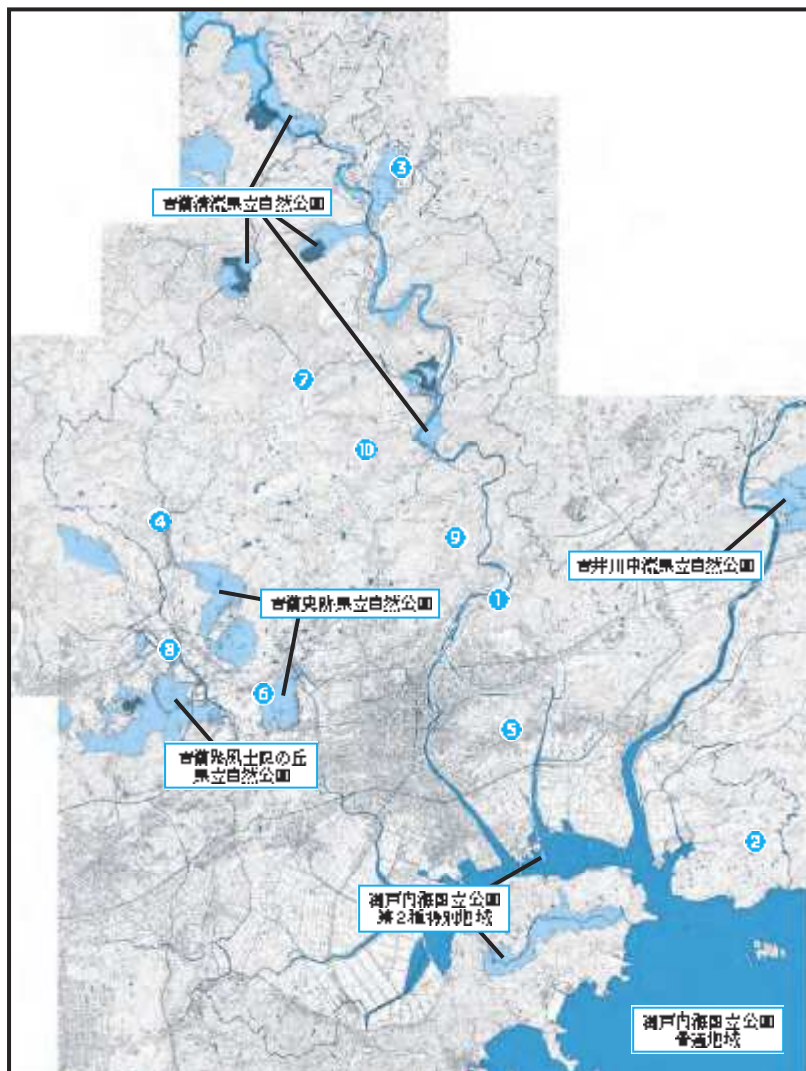
●自然環境保全地域等の指定

岡山県では「岡山県自然保護条例」に基づき、優れた自然を残す地域等を指定し、その保護に努めています。市内では下記10地域が指定されており、指定区分に応じて樹木の伐採などの行為が制限され、保全に影響を及ぼす行為に対しては事前の届出が必要です。

表33 岡山県自然保護条例指定地域一覧

指定区分	指定地域	所在地	面積	指定年月日
環境緑地保護地域	亀の口地域	祇園	6.91ha	S48.11.29
郷土自然保護地域	安仁神社地域	西大寺一宮	6.06ha	S49.12.18
	三樹山地域	建部町下神目	13.14ha	S51. 3.30
	大井宮山地域	大井	8.60ha	S55. 3.28
郷土記念物	曹源寺の松並木	円山		S48.11.29
	吉備津の松並木	吉備津		S49.12.18
	九谷の樹林	御津宇甘		S52. 3.31
	矢喰の岩	高塚		S55. 3.28
	金山八幡宮の社叢	金山寺		S59. 3.23
	徳蔵神社の樹林	御津河内		S63. 3.31

図45 岡山市自然公園・自然保護地図



- ① 竜の口地域
- ② 安仁神社地域
- ③ 三樹山地域
- ④ 大井宮山地域
- ⑤ 曹源寺の松並木
- ⑥ 吉備津の松並木
- ⑦ 九谷の樹林
- ⑧ 矢喰の岩
- ⑨ 金山八幡宮の社叢
- ⑩ 徳蔵神社の樹林

① 竜の口地域

龍ノロ山（257m）は、龍ノログリーンシャワーの森、龍ノロ八幡宮などがあります。龍ノロ山の急峻な北斜面には、常緑広葉樹に落葉広葉樹を交える緑が豊富な樹林があり、周辺の河川、田園と調和した優れた自然が広がっています。

② 安仁神社地域

安仁神社は、もと国幣中社で備前二の宮とも呼ばれ、祭神は五瀬の命いほののみこととされています。現在の社殿は、宝永2年（1705）の造営で格式ある社殿としてのたたずまいを残しています。神社周囲の樹林は、アカマツ、クロマツ、スギ、モミなどの針葉樹に、クロガネモチ、アラカシ、カクレミノな

どの常緑広葉樹を混交する二段林を形成し、一部にはサカキの純林がみられます。また昔は、この地域が海に接していたことから海岸植生をとどめるウバメガシやヤマモモの群生もみられます。

③ 三樹山地域

三樹山地域は、かつてアカマツの巨樹が生え繁る景勝地でしたが、松くい虫の大発生によりアカマツを伐採。その後、神社の聖域として自然の推移にまかされていたため、シイノキ、ヤブツバキ、モッコク等を中心とする常緑広葉樹林が復元しつつあります。この姿はこの地域における原植生に近いもので、貴重な植生となっています。また、山すそに鎮座する志呂神社は、弓削庄の総社でも

あった由緒あるもので、周辺の田園風景と調和してすぐれた郷土的たたずまいを形成しています。

④ 大井宮山地域

正元元年（1259）の創立と伝えられる大井神社のある丘は、足守川に沿う扇状地帯にあり、境内と参道沿いには山砂利層が分布しています。神社を取り巻く樹林は、一部にスギ、ヒノキが混植されていますが、全体としてはアベマキ、コナラ、アラカシ、モミを主体とする樹林です。樹林の下層には、ヒサカキ、カクレミノ、テイカカズラ、キズタなどが生育しています。

⑤ 曹源寺の松並木

岡山藩池田家の菩提寺で、池田綱政が父光政と祖父信輝の菩提を弔うために建立した臨済宗の禅寺です。本堂は備前第一の大建築で、本堂右の方丈奥には池泉回遊式庭園があります。参道両側の松並木は曹源寺創建時から植えられ、現在は100本余が松並木を作っており、寺院裏山の自然環境と調和した良好な景観となっています。また、曹源寺境内地区は岡山市により「身近な生きものの里」に指定されています。

⑥ 吉備津の松並木

吉備中山の北西に位置する吉備津神社参道の両側に生育する県下最大の松並木です。道路沿線景観として、吉備史跡県立自然公園区域にある吉備中山に接する吉備路の代表的風物のひとつとなっています。



吉備津の松並木

⑦ 九谷の樹林

九谷の樹林は、山野神社（拍原神社）を取り巻くイチイガシを主体にしたもので、スジダイ、ア

ラカシ、ヤブツバキ、アカシデなどが高木層に混じり、下層にはシラカシ、ヒサカキ、アオキ、ネズミモチなどの常緑広葉樹が生育しています。また、イチイガシ、キジョランなど暖帯林の指標となる植物が、小規模ながら豊富に自生し、学術的にも貴重な存在となっています。



九谷の樹林

⑧ 矢喰の岩

矢喰の岩は、吉備津彦命と鬼神温羅にまつわる伝説の中で「吉備の中山に陣取る吉備津彦が射た矢と鬼の城にいた温羅が投げた岩とが空中でかみ合い落下した」といういわれをもっています。矢喰天神社は、吉備路のほぼ中央部、血吸川に沿った水田地帯の中に位置し、境内にある大小五個の花崗岩から成るこれらの岩は、古くからの伝説とあいまって地域の人々に親しまれています。



矢喰の岩

⑨ 金山八幡宮の社叢

金山八幡宮は、祭神に仲哀天皇、応神天皇、神功皇后を祭っており、末社として住吉神社、鹿島神社、四御神社、火の神神社の各神社が存在します。社殿を取り囲む社叢には、高木層としてスジダイを中心にアラカシ、シラカシ、ナナメノキ、ツブラジイ、ヤブツバキ、カゴノキなどが、林床にはイタビカズラ、テイカカズラ、サネカズラ、

ベニシダ、アオキ、ムベなどが生育しており、この地方の代表的な自然植生の面影が残されています。また、岡山県では珍しいタワヤモリが確認され、学術上も貴重な地域となっています。



金山八幡宮の社叢

⑩ 徳蔵神社の樹林

徳蔵神社は、古事記に登場する天児屋根命を祭っているといわれる由緒ある神社で、地元の鎮守の神として住民に親しまれています。周囲の森林は、シイノキ（ツブラジイ）が優占し、アラカシ、ナナメノキ、スギなどが混生し、自然の状態が良く保存されています。このようなシイノキの大木が群生する森は県下では珍しいものです。



徳蔵神社の樹林

●自然保護協定の締結

岡山県自然保護条例第21条に基づき、開発事業者、岡山県、岡山市の3者で締結しています。協定に基づく指導及び事前協議の際には、県自然環境課と協力して調査、情報収集、関係者調整などを適宜行っています。

(4) 自然公園等の保護と利用

●国立公園

国立公園は、国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定しています。市内では、児島半島の金甲山、貝殻山、児島湾の高島が、瀬戸内海国立公園の第2種特別地域に指定されており、工作物の新改築や植物採取などの行為を行う際に許可が必要です。また、児島湾外の海域は普通地域に指定されています。

表34 国立公園

名称	面積(陸域のみ)	指定年月日
瀬戸内海	286ha	S 9. 3.16 S31. 5. 1 (金甲山、貝殻山嶺入)

●県立自然公園

県立自然公園は、県を代表する自然景勝地で、県知事が指定しています。市内には、吉備路風土記の丘、吉備史跡、吉備清流、吉井川中流県立自然公園の4つの地域が指定されており、土地の形状変更などに際して届出、許可が必要です。権限委譲により、平成18年4月1日から市が届出受理等の事務を行っています。

また、平成18年3月に吉備路風土記の丘、吉備史跡の2公園地域の公園計画が変更され、県立自然公園内に中国自然歩道が新たに設定されました。

表35 県立自然公園

名称	面積		指定年月日
	特別地域	普通地域	
吉備史跡	—	1,293ha	S41. 3.25
吉備路風土記の丘	—	227ha	S47. 1.11
吉備清流	208ha	1,582ha	S58. 3.29
吉井川中流	—	185ha	H 3. 3.30



造山古墳（吉備路風土記の丘）



宇甘溪（吉備清流）

●自然海浜保全地区

瀬戸内海に残された自然海浜の保全とその下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、岡山県では「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき「岡山県自然海浜保全地区条例」を制定し、市内では宝伝地区の1箇所が指定されています。

「砂浜、岩礁その他これに類する自然の状態が維持されている地域」および「海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に利用されており、将来にわたってその利用が適当であると認められる地域」が指定され、指定されると工作物の新築等に関して届出が必要となります。なお、権限委譲により、平成30年4月1日から市が届出の受理等の事務を行うことになりました。

表36 自然海浜保全地区

名称	面積	指定年月日
宝伝地区	380m, 0.35ha	S57. 3.26

(5) ホタル生息調査の実施

令和2年度より、本市におけるホタル生息調査の方法を全域調査から、定点調査へ変更しました。令和2年度は、自然保護活動推進員の方々の協力等により、身近な生きものの里12地点とまちなか6地点で調査を行い、それぞれ12地点、5地点の計17定点で生息が確認できました。

(6) 野生鳥獣の保護及び野生鳥獣による被害対策

鳥獣保護行政は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、県を中心に鳥獣生息基礎調査、鳥獣保護区の設定、鳥獣保護思想の啓発、狩猟の適正化、鳥獣による被害対策が行われています。そのうち、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲許可の権限が市町村に委譲されています。岡山市に権限委譲されている捕獲対象種は、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ニホンザル、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ヒヨドリ、カワウ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、コガモ、ゴイサギ、ダイサギ、ゴサギ、アオサギ、トビ、キジバト及びカワラバト（ドバト）の26種です。

●有害鳥獣の捕獲

農作物に被害を及ぼすイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ及びカラスの捕獲について、補助金を交付しています。

●有害鳥獣捕獲活動奨励補助金

有害鳥獣の捕獲活動を実施する駆除班に対し補助金を交付し、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図っています。

●イノシシ等防護柵の設置

イノシシ等有害鳥獣による農作物被害を防止するため、効果的な防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵等）の設置に対して助成を行っています。

●有害鳥獣捕獲柵の設置

有害鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、カラス）による農作物被害を防止するため、町内会等が購入する捕獲柵について助成を行っています。

表37 有害獣の捕獲状況

(単位：頭)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	1頭あたり補助金
ヌートリア	571	534	1,196	605	465	385	2,000円以内 (うち国1,000円以内)
ハクビシン ※H27より	3	6	14	13	9	13	2,000円以内 (うち国1,000円以内)
アライグマ ※H27より	0	5	0	0	1	1	2,000円以内 (うち国1,000円以内)
イノシシ 1月～12月 有害捕獲分	1,231	1,419	1,790	2,176	2,772	2,737	食 肉 19,000円以内 (うち国9,000円以内) その他 17,000円以内 (うち国7,000円以内)
イノシシ 11月15日～3月15日 狩猟捕獲分	1,441	1,735	2,582	1,682	1,792	1,137	6,000円以内
ニホンジカ 1月～12月 有害捕獲分	67	109	57	136	145	157	食 肉 19,000円以内 (うち国9,000円以内) その他 17,000円以内 (うち国7,000円以内)
ニホンジカ 11月15日～3月15日 狩猟捕獲分	164	158	187	143	138	144	6,000円以内

表38 イノシシ等防護柵設置状況

(単位：m)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	補 助 率	補助要件
防 護 柵 設置数量	11,703	2,646	1,850	1,850	0	0	県補助 1/2 以内 ※ H26より市補助1/6 以内追加	1整備地区につき 受益戸数 3戸以上
	2,380	28,745	42,109	12,358	20,698	18,372	単市補助2/3以内 ※ H27は補助率1/6、 H28より補助率2/3	1整備地区につき 原則として受益戸数 2戸以上

表39 有害獣捕獲柵設置状況

(単位：基)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	補 助 率
捕獲柵設置数	32	41	58	32	27	20	県補助 1/3以内 市補助1/3以内 *H28より県補助廃止 市補助2/3以内 (補助限定額) 1基当たり 126,000円

X 快適環境

1 緑の保全

(1) 緑の現況

① 市域全体の概観

岡山市は、北に吉備高原へとつながる丘陵地、中央部には旭川、吉井川の河口に広がる岡山平野、南には児島湾を挟んで瀬戸内海国立公園の一部となる児島半島からなっています。市街地は、周辺四山（操山、半田山、京山、矢坂山）、近郊五山（吉備中山、笠井山、龍ノ口山、芥子山、貝殻山）と呼ばれる山々に囲まれ、平野南部には江戸時代からの干拓事業による田園が広がる、水と緑が豊かな街です。

② 公園の現況

市街地の緑の核となる都市公園には、日本三名園の一つである後楽園や歴史遺産である鳥城公園、約15万本（3,200種）の植物で四季を彩る半田山植物園、河川敷を利用した百間川緑地、用水の流れを活用し中心市街地のオアシスとなっている西川・枝川緑道公園や下石井公園、体育館を中心に多目的な利用のできる浦安総合公園などがありますが、これらの公園面積は11,951,755㎡、市民一人当たりの公園面積は、16.9㎡/人※で、この値は全国値である10.5㎡/人を大きく上回っています。（※一人当たりの面積は令和3年3月31日現在の住民登録人口706,775人で算出）

なお、公園・遊園地等愛護委員会（令和3年3月末現在617団体）と協働で、公園・緑地等の環境美化（清掃・除草等）に努めています。

(2) 緑の保全

① 緑の保護

岡山市域には、岡山県自然保護条例により、歴史的な緑が保護されています。（70ページ参照）

また、快適な環境づくりや都市の景観、風致の維持に欠くことのできない貴重な樹木の保護を目的として「岡山市環境保全条例」に基づき、保存樹68件が指定されています。

② 自然とのふれあいの里山づくり

市街地に近く、良好な自然や古代からの歴史が残されている操山山塊（約258ha）を保全し、多くの市民に親しんでもらえるよう、散策路や解説板などが整備されています。さらに人と自然とが調和してきた里山の暮らしに親しみ、自然や環境、歴史を学ぶ拠点施設として操山公園里山センターが多くの市民に利用されています。

③ 緑のまちづくりの推進

岡山市では「緑の保全」とともに、積極的に緑化を推進しています。

ア. 公共施設等の緑化

公共施設の緑化を進めるため、他部局とも連携を回り、道路や河川、学校等の緑化を推進しています。

イ. 市民参加の緑化推進

緑豊かな都市づくりを進め、市民の緑化意識の高揚を図るため、4、5月を「春の花いっぱい運動期間」、10月を「緑化月間」と定め各種行事を開催するほか、年間を通じて市民参加による緑のまちづくりに取り組んでいます。

○ 春の花いっぱい運動

草花の種子配布、フラワーロード（市道4路線のフラワーポットに季節の花を植栽、管理）、花・緑ハーモニーフェスタin西川、緑の相談所、花と緑のコンクール

○ 緑化月間

草花の種子配布、フラワーロード、緑化作文コンクール、緑のハイキング

○ その他

市内約300か所の花壇（地元管理等）への花苗配布等

ウ. 民有地の緑化推進

民有地緑化の推進を図るため、（公財）岡山市公園協会により、生垣設置や壁面緑化など

の助成事業や、親子ガーデニング教室・園芸講習会の開催、機関誌の発行などを行っているほか、岡山市と協力して各種緑化普及啓発事業を進めています。

表40 都市公園等整備状況
(令和3年3月31日)

種 別		箇所数	面積(m ²)	
都 市 公 園	街 区 公 園	320	831,272	
	近 隣 公 園	30	561,623	
	地 区 公 園	15	2,175,726	
	総 合 公 園	5	906,199	
	運 動 公 園	2	131,355	
	特 殊	風 致 公 園	5	3,020,165
		歴 史 公 園	4	251,006
		植 物 園	1	110,075
		墓 園	1	300,000
		緑 道	10	167,972
		緑 地	74	2,511,385
		そ の 他	0	0
	都市公園以外の公園		10	494,454
県管理都市公園(市内)		2	490,523	
合 計		479	11,951,755	

2 都市景観の保全

(1) 都市景観の現況

岡山市の中心市街地は、商業・業務・集客施設やコンベンション施設等が集積するJR岡山駅周辺エリアと、歴史・文化資産が集積する旧城下町エリアの2つの核で形成され、その周囲を市街地が取り囲んでいます。

北側には丘陵・山並みが連なり、南側には干拓地が広がり、児島湾から瀬戸内海へと開けており、その間をつなぐように大きな川が流れているというように、身近に多くの自然を有しており、それが都市の個性ともなっています。

このように岡山市は豊かな自然を背景に古代より吉備文化発祥の地として、また近世においては城下町として栄え、国内文化交流の主要ルートの拠点的役割を果たしてきました。

また、児島湾の干拓・新田開発や百間川の築造など古くから先駆的な都市づくりを行ってきました。

さらに、戦後の経済・産業面での急速な発展を遂げるに伴い都市は拡大していきましたが、一方で歴史的町並みや街なかの緑など、歴史・文化・自然・人々の生活環境などの岡山固有の景観の保全、形成が課題となっています。

(2) 都市景観の保全対策

平成17年度に策定し公表した岡山市景観基本計画を踏まえ、景観法に基づき、平成19年度に建築物等の規制・誘導により良好な景観形成を図る岡山市景観計画、並びに岡山市景観条例を制定し、平成20年度より施行しています。

また、庭瀬・撫川地区、西大寺観音院周辺地区、出石町地区については、まちづくり協定の締結による街並み保全、建物修景に対する助成制度の活用による地域固有の歴史的な景観資源を活かした景観まちづくりに、地元まちづくり協議会とともに取り組んでいます。

都心部においては、主要な道路の無電柱化や修景整備、沿道建物や屋外広告物の規制誘導により、都心部にふさわしい風格と統一感のある景観形成に取り組んでいます。

また、住宅地等における地区計画制度の活用による住民主体のまちづくりや、屋外広告物条例による屋外広告物の規制、誘導により美しくゆとりのある景観形成に取り組んでいます。

(3) 景観形成の取組みについて

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等とそこに暮らす人々の営み、社会・経済的活動等が調和することによって生み出されます。すなわち、景観とは単に物の見え方にとどまらず自然的要素と人工的要素が織りなす「環境調和の象徴」であり、私たちの暮らす地域社会の健康性、文化性、快適性を表す重要な環境尺度であると言えます。

岡山市においては、固有の自然・風土や、長い時間をかけて積み上げられてきた人々の営みによって、数多くのすばらしい景観＝「原風景」が形成され、受け継がれてきましたが、都市化の過程の中で見失ったものも多くあります。今後、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、市民生活の質と都市の活力の向上を図り、誰もが岡山に住みたいと思える都市づくり、個性ある地域づくりが求められる中で、これまでに創りあげられた「原風景」に磨きをかけ、新たな時代に対応した魅力ある「景観」を創造し、未来に引き継いでいくことは、今の時代を生きる岡山市民一人一人に課せられた役割であると言えます。このような基本的な考え方に基づいて、岡山市において、市・市民・事業者等がめざすべき景観づくりの目標を次のとおり設定しています。

図46 景観づくりの目標



平成19年12月に景観法に基づき策定した「岡山市景観計画」により、より美観性ある景観形成の施策、及び市民協働の景観まちづくりを市域全域で展開するために、岡山市全域を景観計画区域に指定し、一定の規模を超える建築、開発等の行為に対して届出・勧告制によって規制誘導を行い、各地域の良好な景観の維持保全、創出を図ってい

ます。
また、中心市街地においては、景観形成重点地区（都心軸沿道地区、岡山カルチャーゾーン）にあわせて、岡山市屋外広告物条例に基づく屋外広告物モデル地区を指定することにより、建物と広告物が一体化した良好な街並みの形成を図っています。

3 歴史的文化的環境の保全

(1) 歴史的文化的環境の概観

温暖な気候と、豊かな自然環境に恵まれた岡山市内には、数多くの文化遺産が存在しており、指定文化財だけでも国指定85件、県指定108件、市指定121件の計314件が存在します。多数の文化遺産の中には、著名な縄文貝塚である彦崎貝塚、弥生時代の大規模集落である津島遺跡や南方遺跡、全国第4位の規模を誇る造山古墳、県内最古級の寺院である賞田廃寺、再建東大寺の瓦を製作した万富東大寺瓦窯跡、比叡入母屋造の本殿をもつ吉備津神社、都市としての岡山の礎となった岡山城跡とその城下町遺構、沖新田、興除新田等の近世干拓事業にかかわる遺構など様々な時代、種類の文化遺産があります。

また近年は、明治～昭和初期の建造物、土木構造物、近代産業遺産や「文化的景観」等、近・現代の人々の営みの跡も文化財として認識されるようになり、保護・保存の要望が高まってきています。これはこれまでのような重要な文化財の保護のみならず、地域に根ざし、また時代にとらわれない歴史的・文化的環境の保全と活用が求められていることを示すものです。

(2) 歴史的文化的環境の保全対策

① 埋蔵文化財の保護

古墳や集落跡など、遺跡・土地に包蔵される文化財を埋蔵文化財と呼びます。市域には『改訂岡山県遺跡地図』に登録されているだけで、約3,600ヶ所を数える埋蔵文化財が所在しています。

岡山市では埋蔵文化財の存在状況に関する正確な情報を把握し、その情報を遺跡地図として配布することによって、情報の公開を図り、それに対する認識を深めるよう努めています。同時に埋蔵文化財包蔵地内での開発事業等に対しては、事前にその存在状況を確認し、保存と開発との協議調整を図っています。令和元年度には1000件を越える存在状況の照会があり、また417件の、土木工事に伴う埋蔵文化財発掘の届出・通知がありまし

た。また埋蔵文化財の存在状況の試掘・確認調査は、21件実施しています。

埋蔵文化財は現状で保存することが望ましいのですが、現状保存を図ることができない場合、すなわち埋蔵文化財との関係が恒久的に絶たれてしまうことが予想される場合には、やむを得ない措置として発掘調査等を実施し、記録保存を図ることとしています。令和2年度には、造山古墳と金蔵山古墳の範囲確認調査を実施し、多くの成果を上げることができました。



国指定重要文化財旧旭東幼稚園園舎

② 文化財の保護と管理

文化財を望ましい環境で次世代へ継承するため、文化財の調査等をすすめ、特に重要な文化財については、法や条例のもと、指定や登録といった制度で保護を図っています。

指定文化財等にはその保護のため現状変更などに厳しい制約が設けられますが、同時に保存修理などに対しては補助金による財政的支援をはじめ、文化財の価値を損なわないための指導監督を行っています。また、日常的な管理についても所有者と意志の疎通を図るなど保護対策に取り組んでいます。史跡等については、公開と活用に向けた取り組みのため土地公有化にも努めています。

令和2年度は、市指定重要文化財の金山寺山門（岡山市北区金山寺）と浄土寺本堂（岡山市中区湯迫）で防災設備を設置しました。



岡山市指定重要文化財浄土寺本堂

③ 近代化遺産・文化的景観の保護

近代の建造物や土木構造物が老朽化や施設の更新によって急速に姿を消しつつあることから、平成8年の文化財保護法改正で築50年を経過した建造物に対し「登録文化財制度」が設けられました。岡山市においてもそれらを、近代化を物語る遺産として認識し、保護に取り組んでいます。現在までに74件が登録されています。

④ 文化財の公開と整備

史跡等の文化財については周辺整備を図って積極的に公開活用するとともに、文化財本来の形状や歴史的景観に修復するための整備事業を推進しています。令和元年度は、史跡千足古墳と史跡岡山城跡の本丸下の段で史跡整備事業を実施しました。また、史跡大廻小廻山城跡と史跡造山古墳、史跡万富東大寺瓦窯跡の史跡整備事業（史跡地公有化事業）及び史跡彦崎貝塚の史跡整備事業（環境整備事業）、天然記念物アユモドキ保全活用事業も実施しました。

発掘調査によって得られた出土物や記録類は、岡山市埋蔵文化財センターにおいて整理や調査、保存処理などを行ったうえで、展示や発掘調査報告書を刊行することにより周知・公開が図られています。令和2年度は「上伊福（済生会）遺跡」、「南方（国体開発）遺跡」、「造山古墳群発掘調査概報」、「岡山市埋蔵文化財センター年報20」、「岡山市埋蔵文化財センター研究紀要第13号」、計5冊の報告書等を刊行しました。

また、令和元年度に行われた発掘調査の成果を紹介するため、令和2年10月29日～10月30日（市庁舎1階市民ホール）で出土遺物や写真パネルを展示する「埋蔵文化財発掘調査速報展」を開催しました。このほか造山古墳で現地説明会を開催し、埋蔵文化財センター講座、彦崎貝塚活用講座、水辺教室も開講しています。

また、足守藩家老杉原家の屋敷である旧足守藩侍屋敷遺構、足守藩の大名庭園の近水園などの文化財施設、瀬崎歴史文化資料館、瀬戸郷土館の公開活用を図っています。また指定文化財を中心に、説明板や標識・標柱を設置することにより周知活動にも努めています。

表41 市内指定文化財数

(令和3年3月31日現在)

分 類		種 別	国 指 定	県指定	市指定	合 計
指 定 文 化 財	有 形 文 化 財	建 造 物	8 (国宝 1)	16	23	47 (国宝 1)
		石 造 美 術	3	6	10	19
	美 術 工 芸 品	絵 画	7	5	7	19
		彫 刻	4	8	9	21
		工 芸 品	31 (国宝 4)	34	9	74 (国宝 4)
		書 跡 典 籍	1	5	4	10
		古 文 書	1	4	7	12
		歴 史 資 料	2	2	7	11
		考 古 資 料	2	4	3	9
		無形文化財	各 個 認 定	0	0	0
		保持団体等認定 (総合認定含む)	2	0	0	2
	民俗文化財	有 形 民 俗 文 化 財	0	2	8	10
		無 形 民 俗 文 化 財	1	4	5	10
	記 念 物	史 跡	18	15	14	47
		名 勝	1 (特別名勝 1)	1	0	2 (特別名勝 1)
		天 然 記 念 物	3 (特別天然記念物 2)	2	14	19 (特別天然記念物 2)
選 定	選 定 保 存 技 術	1	0	1	2	
	伝統的建造物群保存地区	0	—	—	0	
合 計			85	108	121	314
登 録 有 形 文 化 財			74	—	—	74
重 要 美 術 品			9	—	—	9

() 内は国宝・特別名勝・特別天然記念物の内数。

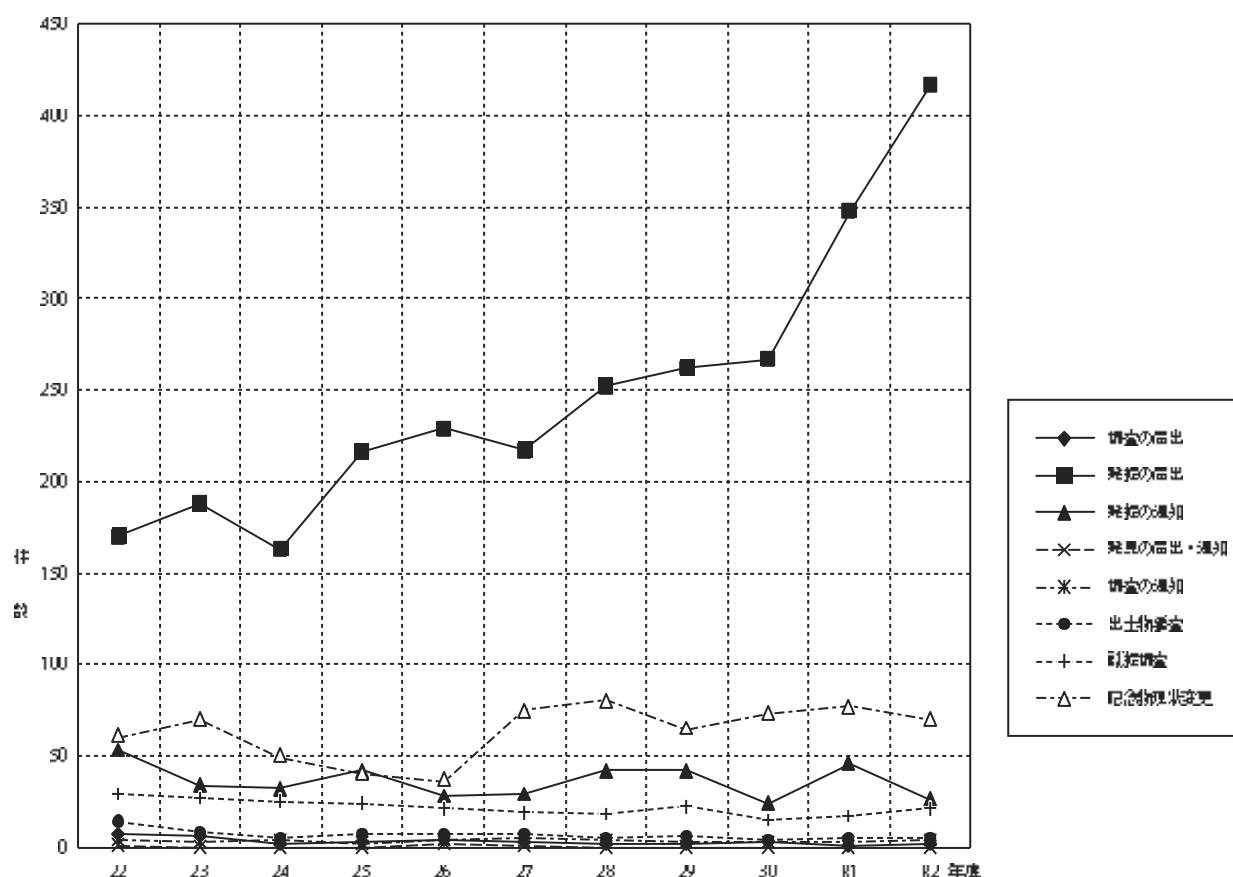
資料 教育委員会文化財課

表42 埋蔵文化財関係届出・通知等の件数

	92条 調査の届出 ※1	93条 発掘の届出 ※2	94条 発掘の通知 ※3	96条 発見の届出 ・通知 ※4	99条 調査の通知 ※5	100・102条 出土物鑑査 ※6	試掘調査 ※7	125条 記念物現状 変更 ※8	総計
平成22年度	7	170	53	1	11	14	29	60※9	345
平成23年度	6	188	34	0	3	8	27	70※9	336
平成24年度	2	163	32	0	4	5	25	49※9	280
平成25年度	3	216	47	0	2	7	23	40※9	338
平成26年度	4	229	28	2	4	6	20	36※9	329
平成27年度	3	217	29	1	5	7	19	70※9	351
平成28年度	2	252	42	0	4	5	18	80※9	403
平成29年度	3	262	42	0	3	6	22	64※9	402
平成30年度	4	235	22	0	3	3	15	64※9	346
令和元年度	1	348	46	0	3	5	17	77※9	497
令和2年度	2	417	26	0	4	5	21	70※9	497

- ※1 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第92条。
- ※2 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第93条。
- ※3 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第94条。
- ※4 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第96条・97条。
- ※5 平成12年度に文化財保護法改正に伴い、98条の2から58条の2に改正。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第99条。
- ※6 平成9年度に中核市に権限委任。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第100条・102条。
- ※7 平成9年度から58条の2適用。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第99条。
- ※8 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第125条。
- ※9 文化財保護法第168条の2（各省庁の長以外の国の機関が記念物等の現状変更をしようとする場合の文化長官の同意を求めるとの協議）を含む。

図47 埋蔵文化財関係届出・通知件数



XI 地球温暖化対策

1 地球温暖化の現況

地球温暖化とは、人間の活動に伴い二酸化炭素など大量の「温室効果ガス」が大気中に排出されることにより、地球の平均気温が上昇する現象をいいます。「京都議定書」では、6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆））が削減対象として指定されました。その後、2015年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、三ふっ化窒素（NF₃）が温室効果ガスの種類として追加されています。

地球温暖化が進行すると、気候システムのエネルギーバランスが崩れて異常気象の頻発や、海水の膨張や氷河の融解による海面上昇を引き起こすと予測され、自然生態系や生活環境、農作物などへ及ぼす悪影響が懸念されています。

実際、2001～2020年において、世界の平均気温は約0.99℃上昇しています。さらに、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5℃及び2℃を超えると予測されています。

（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書より）

これに対し、2015年11月～12月にかけてフランスのバリで行われたCOP21では、「パリ協定」が採択され、2016年11月には採択から一年以内という異例の早さで発効されました。協定には、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑える目標が明記され、1.5℃未満に抑えることも努力目標として掲げられました。196の条約締結国・地域が全て参加する枠組みで、対策の進み具合を評価し、目標を5年ごとに見直す仕組みも設けられています。また今世紀後半に排出量と森林や海による吸収量とのバランスを取り、排出量実質ゼロを目指すこととしています。

また、スウェーデンの環境活動家など、若者た

ちが具体的な行動を各国政府に迫る運動が活発化する中、EU（欧州連合）が、温室効果ガスの排出量を2050年に実質ゼロにする目標に法的拘束力を持たせる「欧州気候法案」で合意したほか、中国では、2060年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標が表明されました。

昨今では、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞により、同年における世界のエネルギー需要は、前年と比べ約6%減少、温室効果ガス排出量は約8%減少することが予測されています。今後の世界経済の回復にあたっては、今までの社会に戻すのではなく、地球温暖化対策やSDGsを同時に実現し、持続可能な社会への転換をめざす「グリーン・リカバリー」が注目されており、国連はパリ協定の削減目標等と同様にその推進を強く求めています。

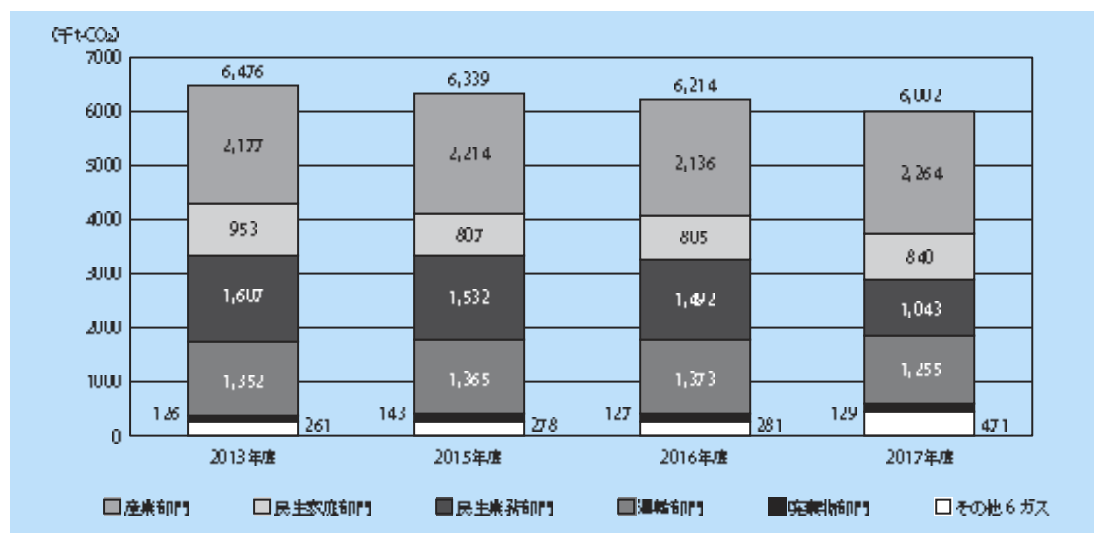
こうした中、日本では、2016年5月に「地球温暖化対策計画」が策定され、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比26.0%削減するという中期目標が掲げられました。また、2019年6月に策定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、最終到達点としての「脱炭素社会」が掲げられ、2020年10月の首相所信表明演説においては、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロをめざすことが表明されています。さらに、2021年4月には、政府から2030年度までに2013年度比で46.0%削減するという新たな目標が示されました。

一方、岡山市から排出されている温室効果ガス排出量を試算すると、2013年647.6万tであり、部門別では産業部門が全体の33.6%と最も高く、以下民生業務部門（24.8%）、運輸部門（20.9%）、民生家庭部門（14.7%）が続いています。また、現況のまま将来も推移していくと想定した場合の将来推計値は、2030年で673.7万tであり、全体として4.0%増加することが見込まれます。

このため、岡山市における地球温暖化対策については、令和3年度に見直しを行った「第2次岡山市環境基本計画」及び「岡山市地球温暖化対策実行計画」において、基準年とする2013年の温室効果ガス排出量に対して2020年で9.7%削減、2025年で27.9%削減、2030年で46%削減を目標としま

した。目標の達成に向けては、産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の各部門で、同計画に示された具体的な施策に取り組み、市民協働で環境負荷の少ない持続可能な社会づくりをすすめていく必要があります。

図48 岡山市の温室効果ガス排出量推移



2 地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進のためには、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが不可欠です。特に、岡山市は、中小事業者や住民との地域における最も身近な基礎自治体として、地域の自然的社会的条件を徹底的に分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援といった、地域に密着した、地域の特性に応じた最も効果的な施策を、市民、事業者等と連携し進めていく必要があります。

(1) 市民共同発電事業

地球温暖化等の地球環境問題対策の一つとして注目されている「再生可能エネルギーの導入」に、市民と市が協働して取り組むことにより、再生可

能エネルギー施設の普及促進や市民等への周知を図るとともに、市民と市が協働して進める地域づくり等のモデルケースとすることを目的に実施しています。

今までに、NPO法人が平成14年に岡山市中山保育園に太陽光発電設備や太陽熱給湯設備を、平成19年には岡山市錦保育園に太陽光発電設備を、平成22年に岡山市福渡保育園に太陽光発電設備を、平成23年度には岡山市立瀬戸町図書館に太陽光発電設備を、平成24年度には岡山市建部保育園に太陽光発電設備を設置しました。市は、設備設置場所を無償貸与し、太陽光発電設備からの発電量に応じた電気料金相当分をNPO法人に交付金として交付しています。また、岡山市市民協働推進モデル事業として平成28年度に岡山市立岡輝公民館

と岡山市立岡西公民館、平成29年度に岡山市立一宮公民館に太陽光発電設備を設置し、これらの公民館で普及啓発・環境教育を行っています。また、NPO法人が行う環境教育活動を必要な範囲内で支援しています。

(2) CO₂削減／ライトダウンキャンペーン

岡山市は、環境省が全国のライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかける、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に、令和元年度も参加しました。この「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」は、電気の消灯による地球温暖化防止とその啓発を目的として実施されているもので、令和2年6月22日から7月7日までの期間に可能な範囲での消灯を呼びかけました。特に夏至の日の6月22日と七夕で「クールアース・デー」でもある7月7日の午後8時から午後10時までの間、岡山城や岡山シンフォニービルなど35カ所の市有施設でライトダウンを実施し、全国の参加施設とともに、一斉消灯による地球温暖化対策に取り組みました。

各家庭や事業所に対しても、不要な照明の消灯によるキャンペーンの参加とその報告を広く呼びかけるとともに、市域でのライトダウンの取組みを先導的にするモデル事業として、市役所筋沿いの事業所等に一斉消灯を呼びかけました。キャンペーンの期間中、多くの家庭や事業所から参加報告をいただき、市域全体として大きな成果をあげることができました。

(3) 岡山ふれあいセンターESCO事業について

岡山市では、平成13年から「岡山市環境保全行動計画」に基づき、市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減する取組みを推進しています。職員による日常的な省エネ対策や、設備の運用方法の見直し等により、これまで一定の成果を上げてきましたが、今後、市有施設から発生する環境負荷を一層低減していくためには、ハード面での省エネルギー対策が必要となってきています。

このような状況の中、平成20年度に策定した「岡山市地域省エネルギービジョン」では、「公共施設のESCO事業導入推進」を重点テーマの一つとし、民間の専門的な技術を活用した効果的な省エネルギー対策の推進を、優先的に取り組むべき事項として掲げています。

これらの指針に基づき、平成21年度に、市有施設を対象としたESCO事業導入可能性調査を実施しました。その調査結果を踏まえ、平成22年度に、事業成立可能な施設として岡山ふれあいセンターを選定し、ESCO事業導入のためESCO提案の公募を行いました。審議の結果、最優秀提案者を選定し、平成23年度に、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金の交付決定後、最優秀提案者とエネルギーサービス契約を締結しました。契約方法として「シェアード・セイビングス方式」(民間資金型)を採用しています。この契約に基づき、施設の改修工事や試運転及び調整を行いました。令和2年度の実績報告として、エネルギー使用量を26.1%削減、光熱水費を15,797千円削減しました。

(4) 電気自動車等の導入

現在、運輸部門のCO₂排出量は1990年比で約21%増加していることや、また、CO₂排出量の約20%が自動車から排出されていることから、自動車対策が重要な柱となっています。

岡山市では、地球温暖化対策や省エネルギー対策への取組みについて、広く市民の理解を深めてもらうため、平成21年度に電気自動車の導入を開始し、令和2年度までに電気自動車35台、及び平成30年度に燃料電池自動車1台を導入しています。この電気自動車等は通常業務で使用するとともに、環境関係のイベント会等で普及啓発用としても使用しています。

電気自動車等の普及に向けた率先取組みとして、今後も継続的な導入を行います。

(5) 再生可能エネルギーの普及

現在、地球全体が抱えている深刻な課題である

地球温暖化問題を解決するためには、省エネルギー対策のみではなく、再生可能エネルギーへの取組みが重要となっています。

そのためには、二酸化炭素排出削減に有効な再生可能エネルギーの普及を進めていく必要があります。

岡山市の太陽光に恵まれた特性を活かし、太陽光発電システムの普及を促進するための率先した取組みとして、令和2年度には、竹枝コミュニティハウス等5施設へ太陽光発電設備を設置しました。

今後も地域での普及をめざし、市有施設への再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

(6) 岡山市市有施設への再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの利用や地球温暖化対策を推進するには、市民・事業者・行政の協働が必要です。そこで、岡山市では、市民にとって分かりやすい太陽光発電設備等を設置することで、市域全体を牽引していくため、市役所全体が連携して市有施設へ太陽光発電設備等を計画的・効果的に導入することを目指し、平成23年度に「岡山市市有施設への太陽光発電設備等導入方針」を定めました。

この基本方針では、太陽光発電設備・電気自動車・電気自動車用充電設備・市民共同発電事業・「エコ通り」推進事業について、「特に優先して導入する施設」と「導入の検討対象となる施設」に関する基準を設けています。

また、平成26年度は、災害時等に太陽光発電設備で発電した電気を非常用電源として使用することによる分散型電源の確保及び行政財産の有効活用を図るため、屋根貸しを行いました。既存の市有施設9施設について、発電を行う事業を実施する事業者を公募したところ、4施設について事業提案があり、うち瀬戸町カヌー艇庫、承芳ふれあい広場、建部浄化センターの3施設を採用しました。

今後も、市有施設への太陽光発電設備等の「見

える化」を図り、家庭等への太陽光発電設備費の助成と合わせて、市域全体での再生可能エネルギー等の普及促進を進めていきます。

(7) スマートエネルギー導入促進補助事業について

岡山市は、低炭素型の都市の実現に向け、市内の住宅・事業所へのスマートエネルギー化に資する機器の導入に対する補助を平成27年4月から実施しています。

①住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業

令和2年度は住宅への太陽光発電システム（新築設置：補助金上限額10万円 既築設置：補助金上限額15万円）、強制循環型太陽熱利用システム（補助金上限額5万円）、自然循環型太陽熱利用システム（補助金上限額3万円）、エネファーム（補助金上限額15万円）、家庭用リチウムイオン蓄電システム（補助金上限額15万円）、ヒートポンプ式給湯器（補助金上限額2万円）、HEMS（補助金上限額5万円）、窓断熱（補助金上限額10万円）、電気自動車等（補助金上限額10万円）、V2H（補助金上限額10万円）、ZEH（補助金上限額50万円）の導入に対し、1,665件の補助を行いました。

②事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業

令和2年度は事業所への太陽光発電システム（補助金上限額100万円）、ガスコージェネレーションシステム（補助金上限額150万円）、LED照明器具（補助金上限額40万円）、高効率空調機器（補助金上限額40万円）、エネルギー管理システム（補助金上限額100万円）、電気自動車等（補助金上限額10万円）、燃料電池自動車（補助金上限額50万円）、蓄電池（補助金上限額50万円）、強制循環型太陽熱利用システム（補助金上限額50万円）、ZEB（補助金上限額500万円）の導入に対し、336件の補助を行いました。

(8) エコドライブ講習会について

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減のため、平成26年度からエコドライブ講習会を開催しており、令和2年度は、令和2年11月27日、11月28日、令和3年1月20日、1月27日の

計4回、岡山県運転免許センターで行い計26名の参加がありました。当日は、JAFの指導のもと、エコドライブ運転操作についての講習や、エコドライブ走行練習等（燃費計測）を行い、参加者は約21.4%の燃費改善を図ることができました。また、令和3年1月15日に出前講座を開催し、10名の参加がありました。

なお、個々の施策については、それぞれ別に記載していますので、そちらをご参照ください。

- 岡山市環境保全行動計画（→P105）
- 岡山市環境パートナーシップ事業（→P87）
- 環境家計簿モニター活動（→P87）
- 地球環境問題ポスターコンクール（→P93）

XII すべての人の参加による環境づくり

1 環境にやさしいまちづくり

(1) 環境家計簿モニター活動

地球温暖化を防止するため、家庭のエネルギー使用量（電気、ガス、水道、灯油、ガソリン、軽油）を調べながら、省エネの暮らしを広げる事を目的に、環境家計簿活動を展開しています。

令和2年度には（財）おかやま環境ネットワークと合同で「環境家計簿カレンダー2021」を1,100部作成しました。毎月、省エネの工夫や環境問題に関する知識等が掲載されており、環境家計簿活動参加申込者にカレンダーを配布しました。

(2) 岡山市環境パートナーシップ事業

地球温暖化問題をはじめとする現在の様々な環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが身近なところから環境にやさしいまちづくりに取り組むことが大切です。

そこで、市では、市民や事業者の自主的な環境保全活動をサポートするため、平成13年度から岡山市環境パートナーシップ事業を実施しています。この事業の対象となる活動は、市民等が地域で行う自主的な環境づくり活動（エコボランティア）と、事業活動から発生する環境負荷を継続して低減する活動（グリーンカンパニー）があり、さらにいくつかの部門に分かれています。

岡山市環境パートナーシップ事業の概要は以下のとおりです。

① エコボランティア活動

地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を「エコボランティア」と位置づけ、それらの活動を支援し、活躍できる場を用意するもので、以下の2部門とします。

ア. アダプトプログラム部門

市民団体や事業者等のみなさんが、主に、特定の市域内で実施する清掃や緑化、自然

保護活動等の自主的な環境づくり活動が対象です。

イ. 地球市民部門

市民団体等が、市域全体や地球全体の観点から取り組む自主的な環境づくり活動が対象です。

② グリーンカンパニー活動

原料の購入から廃棄物の排出・商品の販売等まで、自らの活動から発生する環境負荷を継続して低減していこうとする事業所（公共機関を含む）を「グリーンカンパニー」として位置づけ、それらの活動を支援し、すぐれた活動を市の内外に顕彰していこうとするものです。平成18年2月から、「ISO14001部門」と「エコアクション21部門」の2部門を追加し、以下の4部門としています。

ア. ISO14001部門

組織の活動、製品・サービスが直接的又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、その発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格であるISO14001の認証を取得した事業者が、同規格に基づき実施する活動です。

イ. エコアクション21部門

環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する方法として環境省が策定したエコアクション21の認証を取得した事業者が、同プログラムに基づき実施する活動です。

ウ. 環境活動評価プログラム部門

事業者が、自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、環境への負荷及び環境保全の取組について自己チェックを行って作成した環境行動計画に基

づき実施する活動です。
 エ、ステップアップ部門
 自らの事業活動から発生する環境負荷を
 継続して低減するため、チェックリスト等

を利用して策定した具体的な取組事項の実
 践に取り組む活動で、規模の比較的小さい
 事業所等による活動が対象です。

表43 岡山市環境パートナーシップ事業登録団体 (令和3年3月31日現在)

岡山市環境 パートナーシップ事業 (1,616団体 61,601人)	エコボランティア活動 (324団体 14,689人)	アダプトプログラム部門 (318団体 14,001人)
		地球市民部門 (6団体 688人)
	グリーンカンパニー活動 (1,292団体 46,912人)	ISO14001部門 (124団体 11,697人)
		エコアクション21部門 (15団体 1,121人)
		環境活動評価プログラム部門 (15団体 576人)
		ステップアップ部門 (1,138団体 33,518人)

◇環境エコツアー

岡山市内の小学生とその保護者を対象に、家電リサイクルの現場や企業の環境負荷低減の取組みを見学してもらい、家庭での取組を促進するため実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止しました。

2 環境教育・学習の推進

(1) 環境学習の機会

◇連携中枢都市圏取組「環境体験エコツアー」

①環境体験エコツアー

「自然体験バスツアー in 真庭」

例年、河川の繋がりや生物多様性等の理解向上を目的に、岡山市の子ども達が真庭市に出向き、真庭市の子ども達と共に自然体験及び環境学習を行うエコツアーを実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止しました。

③赤磐市環境体験バスエコツアー

「水辺の生き物しらべるんじゃー!!」

例年、河川の繋がりや生物多様性等の理解向上を目的に、岡山市の子ども達が、赤磐市に出向き、赤磐市の子ども達と共に水辺教室を行い環境学習施設等を巡るエコツアーを実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止しました。

(2) 学校教育における環境教育

①「岡山っ子育成条例」から

平成19年度に、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（愛称：岡山っ子育成条例）」を制定しました。この条例では、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園、地域社会を表現し、市民協働による自立に向かって成長する子どもの育成を目指しています。各学校園では、すべての命を大切にすること、自他の違いを理解し協調すること、自然や環境と調和していくこと、また、自然や美しいものに感動する心を大切にしていくことなどを通して、豊かな人間性の育成に取り組んでいます。

② 各学校での取組

学校では、社会科・理科・家庭科等の教科の中での環境に関する学習はもちろんのこと、児童会や生徒会、またボランティアクラブ・部活動・委員会活動等の子どもたちが主体となった実践的な活動を通して環境美化、環境保護等の活動に取り

組んでいます。

また、「総合的な学習の時間」の学習として、現代社会の大きな課題の一つである「環境」に関する課題を取り上げている学校もあります。その中では、学校の外での直接体験を通して豊かな自然環境に触れたり、地域の方、専門の方からの指導を受けたり、離れた学校間での情報交換を行ったりするなど、様々な形で実践的な学習が展開されています。

また、E S D（持続可能な開発のための教育）の推進拠点となる「ユネスコスクール」には15中学校、36小学校の計51校が認定を受けています。これらの学校の中には、地域の基幹産業の一つである農業をテーマに選び、農家にインタビューしたり、地域で栽培されている農産物マップ作りに取り組んだりしており、環境教育につながる実践を行っている学校があります。

こうした取組を通して、地球がかけがえのないものであることや、自然との「共生」なくして人は生きていけないことを学んでいきます。

(3) 次世代育成における環境教育

①「自然体験リーダー養成講座」の開設

自然体験が不足しがちな子どもたちのために、自然の中で豊かな遊びを体験する機会を提供するリーダー（指導者）が求められています。

岡山っ子育成局（地域子育て支援課）では、各分野で活躍されている方々のご協力のもと、平成8年度から教育委員会生涯学習課で始めた「自然体験リーダー養成講座」を引き続き開設しています。

同講座では、STEP 1～3の3段階で実施しています。STEP 1では「まずは大人が楽しもう」というテーマで、受講生が五感を使って様々な自然体験を行い、自然に対する感性を高めました。STEP 2では自然体験リーダーズクラブ主催の子どもを対象とした自然体験プログラムにスタッフとして参加し、子どもにとっての自然体験

の価値を学びました。そして、STEP 3では受講生が子どもを対象とした自然体験プログラム「森のクエスト～勇者になれ!～」を企画・実施しました。

＜自然体験リーダー養成講座 実施概要＞

STEP 1 自然との出会い

～まずは大人が楽しもう～

10月3日(土)

…受講生22名

STEP 2 身近な自然と子ども

～次は子どもと楽しもう～

10月24日(土)・25日(日)

…受講生10名

STEP 3 自然体験プログラムを創ろう①

一① 11月14日(土)・15日(日)

…受講生11名

受講・修了者11名



自然体験リーダー養成講座

② 「自然体験リーダーズクラブ」の活動

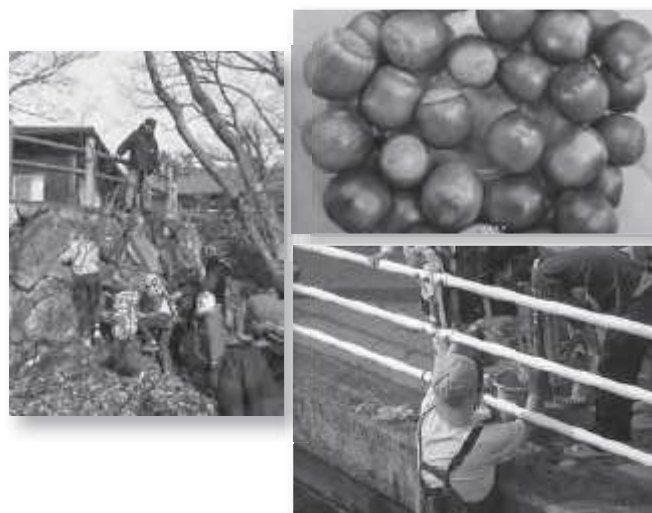
「自然体験リーダー養成講座」の修了生と指導者の有志が、平成12年に「自然体験リーダーズクラブ」を発足させました。「子ども」と「自然」が好きな仲間が集まって楽しく活動しています。定期的に実践活動について協議する会合を開くとともに、活動状況を伝える会報「そよご」を毎月発行しています。

令和2年度の活動としては、各公民館主催の自然・環境関係の講座や、小学校でのゲストティーチャーなどとして市内各所で講師を務め、さまざまな自然体験プログラムを企画・実施しました。また、「自然体験リーダー養成講座」のスタッフや講師として、事前の企画と体験活動の指導及び講座の運営を行うなど、幅広い活動を展開しています。

(自然体験リーダーズクラブ)

自然体験リーダー養成講座修了生及び講座講師が会員で、子どもたちのために、子どもたちと同じ目線で自然を楽しみながら自然の素晴らしさを伝える活動を行っています。現在、20代～70代までの、約40人のメンバーが活動中。

主たる活動として、月1回の定例会、公民館等の施設で、環境講座やクラフト講座の講師をしたり、クラブ主催事業を運営実施したりしています。



自然体験リーダーズクラブの活動

③ 公民館での環境学習について

公民館では、5月30日の「ゴミゼロの日」に因み、環境事業課の協力を得て「ゴミ減量・リサイクル推進週間公民館講座」を全公民館(37館)で実施し、約1,500人の参加がありました。

公民館では取り組むべき重点分野の一つとして、令和2年度も引き続き、「環境意識の高揚」を掲げ、公民館で96事業を実施しました。特に、子どものフリーマーケットや自然体験をはじめとしたE

SDの視点を取り入れた講座の充実に努めました。ESDの視点を生かすことで日々の暮らしと社会問題とのつながりに気づき、地域課題について自らの行動によって解決に導くことのできる人々の育成を目指しています。

今後は、講座の主催にとどまらず、公民館を拠点とした地域レベルでのESD推進のための基盤づくりや、ESDの実践活動の成果を公民館事業に活かす取組を推進し、全館でESD事業の幅広い展開を図りたいと考えています。

表44 令和元年度公民館環境関係講座一覧

番号	館名	講座名	番号	館名	講座名
1	榛山	こどもフリーマーケット	59	藤田	ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座 「もったいないが地球を救う！なくそう食品ロス！」
2	榛山	おもちゃの病院	60	藤田	食器と本のリユースコーナー
3	榛山	園芸講座&園芸ボランティア「緑花会」	61	藤田	ガーデニング教室
4	回南	シンプル・エコ講座	62	大元	フードドライブ大作戦！
5	回南	自然観察会	63	大元	おもちゃリユース会
6	回西	ごみ減量・リサイクル推進習慣公民館講座 我が家のごみ減量★大作戦	64	大元	食べてつながる出張教室
7	回西	暮らしと環境～エコライフのすすめ～	65	東	スイッチON！えこらいふ
8	回西	ゴーヤプロジェクト2019	66	南	ごみゼロ講座
9	回西	園芸講座	67	南	楽しい園芸講座
10	回西	大野学区に生息する絶滅危惧種 ダルマガエルを観察しよう！	68	南	しぜんワクワク体験隊！
11	北	ごみ減量推進週間関連事業	69	旭東	旭東自然観察隊
12	北	園芸講座	70	旭東	ごみ減量・リサイクル推進週間講座 ①「食器のリユース(再利用)コーナー」 ②「回南のごみ処理について」のおおむしと 段ボールコンポストづくり
13	北	星を見る会	71	旭東	楽しい園芸講座
14	西大寺	ダルマガエルを保護しよう	72	榛南	サルベージパーティ◎
15	西大寺	自然採採	73	榛南	リサイクル講座
16	西大寺	ジャコウアゲハ見まもり隊	74	山南	はじめよう！地球にやさしいエコライフ
17	西大寺	ごみゼロ講座「乾物を使ってイタリアン」	75	山南	野外活動講座
18	西大寺	親子で考える食品ロス	76	山南	自然保護活動
19	上南	はじめよう！エコライフ	77	山南	楽しい園芸教室
20	上南	上南まるごと食べよう会	78	山南	第25回 山南ホテル祭り
21	上南	わくわくふるさと観察隊	79	福浜	食品ロスをなくしたら
22	上南	楽しい園芸講座	80	福浜	できる！楽しい！エコライフ コンポスト
23	上南	育てる園芸教室	81	富山	水とみどりプロジェクト
24	一言	サルベージ・パーティー◎	82	富山	ごみゼロフリーマーケット&食器と本のリユース
25	一言	賢く、もったいないを減らす講座	83	芳田	ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座 「エコ広場」
26	一言	ごみ減量・リサイクル推進週間事業 「おもちゃの病院」	84	高島	川ガキ2019
27	一言	緑のカーテン講習会	85	高島	山ガキ2019
28	一言	やさしいまち いちのみや	86	高島	はたる観察会
29	一言	美味しく楽しく、古典から持続可能を学ぼう	87	京山	回山KEEP
30	津高	ホテルを見る会	88	京山	食器のリユース(ごみゼロ)
31	津高	2019 天体観望会 in津高	89	光南台	ごみ減量
32	津高	太陽光あれこれ	90	光南台	お正月風寄せ植え作り
33	津高	エコデコえんぴつをつくらう	91	柳南西	始めよう！エコ生活
34	高松	エンジョイエコライフ ※米料理教室(農林産物共創)、ポ)フェノールの効果、掃除のエコ技等	92	柳南西	楽しい園芸教室
35	高松	園芸セラピー講座	93	旭	ゴミ・ゼロ フリーマーケット、リユースコーナー
36	高松	ゴミゼロ講座 身近なものをリサイクル	94	旭	庭であそぼうin旭公民館
37	吉備	スローライフでいこう(第1回:ごみゼロ事業)	95	旭	楽しい園芸教室
38	吉備	米粉でスイーツを作ろう！	96	旭	旭園芸部
39	妹尾	ごみゼロ環境フェスティバル	97	東山	東山★親子でしぜん体験
40	妹尾	せのおエコくらぶ	98	東山	食器と本のリユース市
41	福田	ごみゼロ週間関連行事 子ども服のリユースコーナー	99	東山	ゴーヤ育てたい(藤)!
42	福田	「地球温暖化」とわたしたちの暮らし	100	東山	旭川クリーン作戦
43	福田	はじめの味噌作り	101	回輝	ごみ減量化推進事業 エコフェスタ
44	上道	上道の自然を満喫しよう	102	回輝	暮らしの環境学
45	上道	食品ロス削減	103	回輝	手作り味噌に挑戦
46	上道	園芸講座	104	柳津	みつ自然かんざつ
47	奥除	日用品ゆずりますコーナー	105	柳津	みつ環境講座
48	奥除	「ごみ」はどこまで減らせるか?	106	藤崎	第6回なださきホテルまつり&ウォーク
49	奥除	初心者のための庭木の手入れ	107	達前町	ごみゼロ食器交換会
50	奥除	お米のチカラを見直そう!	108	瀬戸	自然大好き 瀬戸町生きもの探偵団
51	足守	ごみ減量化推進事業	109	瀬戸	ゴミゼロ事業
52	足守	フード・ドライブ	110	万富	ごみゼロ推進事業
53	足守	足守川で魚をつかまえてみよう!	111	万富	生き物採採隊
54	足守	バード・ウォッチング	112	万富	Mantomi自然deあそび隊
55	足守	園芸講座	113	万富	おいしい野菜塾
56	足守	食品ロス講座 身近な暮らしの「環境講座」	114	万富	おいしい野菜塾
57	足守	食器リユースコーナー	115	万富	ごみゼロ推進事業
58	藤田	ESD花いっぱい運動	116	万富	生き物採採隊
			117	万富	Mantomi自然deあそび隊

(4) ポスターコンクール

◇地球環境問題ポスターコンクール

地球環境の現状や身近な視点から地球にやさしく住みよい環境をつくるための方法などについて、岡山市内の小学校4年生から中学校3年生の児童・生徒にポスターを描いてもらうことにより地球環境問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、岡山市、岡山市教育委員会、(公財)岡山県環境保全事業団及び岡山ESD推進協議会の共催で実施しました。

令和2年度は、小学校16校、中学校6校から366点の応募があり、市長賞小学生の部に芳泉小6年

松浦菜月さん、市長賞中学生の部に芳泉中1年小泉那月さんが選ばれ、他98作品が岡山市議会議長賞、岡山市教育長賞、(公財)岡山県環境保全事業団理事長賞、岡山ESD推進協議会長賞、待選及び入選に選出されました。

入賞作品は3月10日から3月30日まで岡山市立中央図書館2階展示コーナーに展示され、市長賞中学生の部に選ばれた小泉さんの作品は令和3年版岡山市環境白書の表紙に採用されました。また、令和2年度の市長賞等4賞8作品は、岡山市のごみ収集車に掲示し啓発活動を推進しました。

3 自主的な活動への支援

(1) 「身近な生きものの里」事業

平成20年度から「岡山市ホタルの里」事業を発展させた「身近な生きものの里」事業を展開しています。

この事業では、岡山市内の身近な野生生物をシンボルとして、地域住民、土地所有者等の主体的な活動により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりを図ることができると認められる地域を、住民団体からの申請に基づき、身近な生きものの里として認定しています。

現在、「身近な生きものの里」に認定され、地域で保全活動が行われているのは、足守、大井、下高田、福谷、高島・旭竜、今谷、曹源寺、山南、室山、竹枝、宇甘西、豊、灘崎、龍泉寺、千種、大野、観音寺用水、小串、御津母谷、西大寺浜、吉備の中山の21地区で、地域住民の保全活動に対し、活動資材の提供などの支援を行っています。

それぞれの地域では、さまざまな取組によって、生物の生息環境の保全が図られています。一方で、活動団体構成員の高齢化や、ホタル、湿地植物等を鑑賞する際のマナーの悪化などの課題が生じています。



(2) 「こどもエコクラブ活動」の支援

公益社団法人岡山東法人会、県、市の共催で、県下で活動するこどもエコクラブの交流を目的とした「こどもエコクラブ環境学習会」を、令和3年2月28日(日)に岡山県生涯学習センターで開催しました。

4 情報の提供

(1) 普及啓発冊子

令和2年度に以下の冊子等を作成し、啓発・学習資料として学校、公民館、家庭に配布しました。

「環境家計簿レポート」(1,100部)

「環境家計簿カレンダー」(1,150部)

「岡山市環境白書」(380部)

「PM2.5」(3,000部)

「ホテル啓発チラシ」(5,000部)

(2) 各種メディアを通じた広報活動

○ 市民のひろばおかやま (広報紙)

4月号「第19回市長杯市民パークゴルフ大会」(環境施設課)

「岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰」(環境事業課)

「桃太郎のまち岡山コンポストで生ごみ減量」(環境事業課)

「家庭ごみ有料指定袋と外装袋への広告募集について」(環境事業課)

5月号「見島湖流域環境保全推進ポスター」(環境保全課)

「PCB 廃棄物及び使用製品届出」(産業廃棄物対策課)

「産業廃棄物管理票マニフェスト」(産業廃棄物対策課)

「大気汚染対策についてお知らせ」(環境保全課)

「合併処理浄化槽の設置補助」(環境保全課)

6月号「ライトダウンキャンペーン」(環境保全課)

「環境月間パネル展」(環境保全課)

「市民ワークショップ」(環境保全課)

「井戸の情報集め」(環境保全課)

「ごみ減量化 優良企業表彰推薦」(環境事業課)

7月号「家庭ごみ有料指定袋減免」(環境事業課)

「ご家庭でのごみの捨て方(コロナ)」(環境事業課)

8月号「未来わくわくSDGsフェスタ」(SDGs・ESD推進課)

「岡山市ごみ処理施設周辺の環境調査について」(環境施設課)

「精益送り特別収集の中止について」(環境事業課)

「電池・バッテリーは外して資源化へ」(環境施設課)

9月号「ESDコーディネーター研修参加者募集」(SDGs・ESD推進課)

10月号「晴れの国ブレースカイ事業」(環境保全課)

「4R啓発」(環境事業課)

「見島湖流域環境保全ポスター入賞作品展」(環境保全課)

11月号「合併処理浄化槽の設置補助」(環境保全課)

「エコドライブ講習会」(環境保全課)

12月号「年末年始のごみ収集、し尿収集について」(環境事業課)

「井戸の情報」(環境保全課)

1月号「家庭ごみの組成分析調査」(環境事業課)

「年始のごみ収集」(環境事業課)

2月号「事業系ごみ処理手数料」(環境施設課)

8月号「ごみ減量・リサイクルガイド」(環境事業課)

「美しいまちづくり、快適なまちづくり表彰式」(環境事業課)

○ 懸垂幕

5月～9月 大気汚染防止夏期対策

6月～7月 CO₂削減ライトダウンキャンペーン

10月～11月 アイドリングストップ

2月～3月 省エネルギー月間

4月～5月、12月～3月

美しく快適なまちづくりの啓発

○ 市政テレビ

・Oniおかやま情報かわらばん

令和2年5月11日 「大気汚染対策」

令和2年12月14日 「年末ごみ収集」

令和3年1月25日 「家庭ごみの組成分析調査」

令和3年3月15日 「ごみの減量・リサイクルガイド改定」

○ 市政ラジオ

・岡山シティエフエム (Radio MOMO)

令和2年7月1日 「夏の節電にご協力を」

令和3年1月25日 「家庭ごみの組成分析調査」

令和3年3月12日 「ごみの減量・リサイクルガイド改定」

・山陽放送 (RSK)

令和2年5月15日 「大気汚染対策」

令和2年12月18日 「年末ごみ収集」

令和3年1月29日 「家庭ごみの組成分析調査」

5 岡山ESDプロジェクト

2005年（平成17年）1月から始まった「国連・持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の10年」を受けて、岡山市では岡山市環境局環境部環境保全課を事務局として、平成17年4月に「岡山地域『持続可能な開発のための教育』推進協議会（岡山ESD推進協議会）」が立ち上がり、以降、様々な立場の人々がそれぞれの場所で連携しながらESDを推進する「岡山ESDプロジェクト」を行っています。

（現在は岡山市市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課が事務局となっています。）平成17年6月には国連大学から世界の6地域とともに世界で最初の「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点（RCE：Regional Centres of Expertise on Education for Sustainable Development）」のひとつに認定されました。（令和2年末現在は、179地域に拡大）2014年（平成26年）に「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、その成果を踏まえ、ユネスコでは「グローバル・アクション・プログラム（GAP）」を策定し、2015年以降も引き続きESDを推進していくことが示されました。これを受け、岡山市と岡山ESD推進協議会及び同協議会に参加する各組織においては、「岡山ESDプロジェクト基本構想」を改定し、引き続きESDの推進に取り組んでいます。

以下に岡山ESDプロジェクトの事業概要を記します。

（1）目的

岡山地域と地球の未来について、共に学び、考え、行動する人が集う岡山地域を実現すること、及び岡山地域でのESDの取組を通して、世界中で持続可能な社会づくりの取組が定着し、経済・社会・環境の各分野において調和のとれた、SDGsの達成に繋がる持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

（2）地域

岡山市を中心とする地域を対象としますが、行政区域にかかわらず岡山県内の河川流域・都市圏などの広域における関連組織と連携を図り、ESDを推進します。

（3）対象

当該地域内に暮らす人々を対象としてESDに取り組む組織・団体の活動が対象です。また、持続可能な社会づくりに関係する経済・社会・環境のすべての分野の活動を対象とします。

（4）プロジェクトの内容

① 岡山ESD推進協議会の運営

地域内の教育機関・市民団体・事業者・マスメディア・行政等の団体や組織で構成する岡山ESD推進協議会が中心となってプロジェクトを推進しています。協議会には、委員会・運営委員会・専門部会があり、事業方針や事業計画を策定して構成組織の活動を支援しています。

② 岡山ESDプロジェクト参加団体の登録・活動支援

岡山地域でESDに取り組む組織の中で、本プロジェクトの趣旨に賛同する組織等を岡山ESDプロジェクト参加団体として登録し、支援しています。令和2年度末では、323の組織が登録されており、このうち34団体に助成金を交付しました。

表45 令和2年度 ESD活動支援助成金事業団体一覧

NO.	団体名	事業名
1	津倉わいわいESD	“支え合う地域づくりを目指す活動” 町内の課題克服と地域リーダー育成のための学習講座
2	岡山市立少年自然の家 ファミリー農園クラブ	岡山市立少年自然の家 ファミリー農園クラブ
3	岡山市立岡山浜楽館高等学校 まちなかのふるさと教育実行委員会	トンボの森づくり体験と環境学習（まちなかのふるさと教育の一環の活動）
4	一般社団法人おいでんせえ岡山	岡山いいとこ！おいでんせえカフェ
5	一般社団法人匠と食でつながる瀬戸大橋ライン Laboratory	次世代に繋がるヒューマンアカデミー
6	岡山県立奥陽高等学校	農業を通じたESD環境活動の実践と啓発
7	中瀬川東さくらクラブ	おかにし吉備ふれあいひろば
8	cococara okayama	岡山に引越してきた人と地域・人・場所をつなぐ自分サイズの岡山暮らしプロジェクト
9	一般社団法人すこやかなのわ	多職種ですこやかな子育てを応援する「街のすこやか保健室」
10	おかもやまエコマインドネットワーク	地域を活かす農業と食の安全
11	劇団公民館京山	ミュージカル「つながるねがい 2020」
12	いろは邑	身近な人と日常の暮らしを守る人間関係 ～自分も大切に相手も大切に支え合う人間関係で、災難も苦難も不況も乗り越えられる～
13	岡山市京山地区ESD推進協議会	SDGsに取り組みESDによる地域教育力育成事業
14	NPO法人犬猫愛護会わんぱーく	人と保護犬・保護猫がともに暮らし幸せな社会を築いていくための啓発プロジェクト
15	岡山ユネスコ協会	SDGsユネスコ講座と絵画展
16	特定非営利活動法人c o 2 s o s	人と科学の未来館サイビアにおける環境学習（エコ教室、科学キッズフェスティバル）
17	くらしのたね	子育てにおいて、発達障害やアレルギーに悩む方のための座談会
18	就実・森の学校	未来に生かす里山再生事業 ～南津トラフ地震への対策を旨して(5)～
19	特定非営利活動法人 グリーンパートナーおかもやま	「世界の宝石ー瀬戸内海」を廣く～海産物検校 2020
20	特定非営利活動法人AMDA社会開発機構	啓新聞「誰一人取り残さない (No one will be left behind)」
21	カラフルキッズの会にじのね	カラフルな個性って面白い！世界を共有し、未来へ
22	旭川清流大学実行委員会	『再発見！おかもやまの流域の生き物たちは今どうなっているのか展』巡回展示企画 2020
23	NPO法人こくさいこどもフォーラム岡山	グローバル人材の育成（第17期国際塾、ESD Café 2020）
24	ダフェプロジェクト	多文化共生を考えよう「持続可能な地域社会のつくり方」
25	ネパールリサエティ岡山	ネパールのお祭りデザイン
26	LOOP® (ループ・テン)	総称「ユニーク・インプロ・ワークショップ2020」
27	岡山きょうだいの会	岡山きょうだいの会 本当を繋げる、リアルボイス TODOKERU&SHIRITAIキャンペーン
28	支援が必要な子と親の会たんばの会	発達障害児(者)と社会をつなぐ音楽まつりプロジェクト
	岡山県立高松農業高等学校 「高松環境を考える会」	「一人の百歩より 百人の一步」プロジェクト ※
29	NPO法人国際協力研究所、岡山	「NPO・学校・地域の連携による青少年育成活動普及プログラム ～グッドプラクティスの波及によるSDGs達成を目指す～」
30	#おかもやまJKnote	高校生対象TPOに応じたメイク・フェイスクアプロジェクト
31	一般社団法人日本学びクリエイション	未来の教室！「わくわくサイエンス教室」
	NPO法人岡山県国際団体協議会	在留外国人によるミニSDGs&ESD世界大会 in Okayama ※
32	NPO法人チャリティーサンタ岡山支部	大人の社会参画の機会を届け、子どもの「思い出差」を解決するプロジェクト
33	ひまわりの会	支援が必要な子の親の会 ひまわりの会 ～地域連携プロジェクト～
34	特定非営利活動法だっぴ	働き方百科 だっぴ60×60

※新型コロナウイルス感染拡大により中止した事業

③ ユネスコスクール活動への支援

岡山県内10校のユネスコスクール加盟高等学校が連携して開催するオンライン交流会の支援を行いました。(参加者：49名)

④ 一般市民への啓発活動

令和2年8月20日・21日に、イオンモール岡山で開催された「未来わくわくSDGsフェスタ」の一環として、エシカル消費をテーマにした子供向けのクイズラリーや持続可能な商品の展示を行いました。(参加者数：約850人)

令和2年10月15日から12月10日までを「ESDウィーク」とし、32のESD関連事業を開催しました。

また、令和3年1月31日に「おかやまESDフォーラム」を開催したほか、マスメディアや各種行事で啓発を行いました。

⑤ 他のRCE等との連携・交流・情報交換

第13回アジア太平洋RCE会議(オンライン開催)に参加し、RCE岡山の取組について発表しました。また、国内RCE実務者会議(オンライン開催)を主催し、会議の運営、岡山の取組についての報告を行いました。

⑥ ユース・人材育成

市民団体、企業、行政関係者等を対象に延べ4日間「ESDコーディネーター研修」(参加者数：20名)を実施しました。また、大学生を対象に夏季、春季の2回「ESD学生インターンシップ」事業(参加者数：22名)を実施しました。

⑦ 優良事例の顕彰

国内外の地域コミュニティにおけるESDの優良事例を顕彰する「ESD岡山アワード2020」を実施しました。

XIII 施策の実施状況

1 令和2年度に実施した施策・事業の概要

※市の名組織・施設が岡山市環境保全行動計画に基づき、主に、それぞれの事務事業自身から発生する環境負荷を低減するために実施した施策・事業は除く

(1) 「市民協働による環境づくりと快適な都市環境が実現しているまち」の実現のために

① 水と緑の潤いのあるまちをつくろう

【都市整備局】

- ・公園・遊園地等愛護委員会の愛護活動の助成
- ・国補公園緑地整備事業
- ・生垣設置、屋上緑化・壁面緑化等への助成
- ・結婚・誕生記念樹等の配布事業
- ・保存樹の指定

② 安全で快適に通行できるまちにしよう

【環境局】

- ・美しく快適なまちづくり

【都市整備局】

- ・自転車先進都市おかやま事業
- ・安全で快適な通行空間の整備

③ 歴史・文化にふれる美しいまちにしよう

【都市整備局】

- ・都市景観形成事業
- ・修景施設整備補助事業
- ・岡山市景観まちづくり賞表彰制度
- ・景観拠点や景観軸の整備
- ・空家対策推進事業

【教育委員会】

- ・史跡大廻小廻山城跡整備事業
- ・史跡造山古墳群保存整備事業
- ・史跡岡山城跡保存整備事業
- ・史跡万富東大寺瓦窯跡整備事業

④ 環境教育・環境学習に取り組もう

【市民協働局】

- ・ESD・SDGs・環境先進都市PRサイト「おかやまESDなび」
- ・岡山ESDプロジェクトの推進

【都市整備局】

- ・緑化関係教室開催事業、産官学事業

【教育委員会】

- ・環境学習事業（めだかの学校環境教室）
- ・公民館環境講座
- ・特色ある学校教育推進事業
- ・公民館ESD活動推進事業

【岡山っ子育て局】

- ・自然体験リーダー養成講座

【環境局】

- ・地球環境問題ポスターコンクール
- ・水辺教室等の環境教育推進事業
- ・ごみ減量・リサイクル意識の啓発・学習の提供

【下水道局】

- ・下水道出前授業

⑤ 協働して環境保全に取り組もう

【環境局】

- ・「岡山市環境保全行動計画」の推進
- ・ノーマイカーデー運動
- ・環境パートナーシップ事業（グリーンカンパニー活動）
- ・環境パートナーシップ事業（エコボランティア）

【会計管理室】

- ・用品調達費特別会計におけるグリーン購入達成率の向上

【都市整備局】

- ・緑化・美化功労者の表彰
- ・地域緑化事業

(2) 「豊かな自然環境の保全と共生が実現しているまち」の実現のために

① 豊かな自然環境を守り育てよう

【環境局】

- ・自然公園関連業務
- ・環境影響評価制度
- ・共生地区環境配慮届出制度

【産業観光局】

- ・多面的機能支払交付金事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・里山再生支援事業
- ・市民憩いの森整備事業
- ・市有林管理事業
- ・分収造林事業
- ・松くい虫対策事業
- ・用排水障害対策事業（特別浸漬）
- ・環境保全対策清水導入事業
- ・浸漬藻刈交付金

【都市整備局】

- ・操山公園里山センターの運営（里山の自然等をテーマにした環境講座、観察会の開催）

【水道局】

- ・水源林事業

② 多様な生きもののつながりを大切にしよう

【環境局】

- ・生物多様性地域戦略の推進
- ・身近な生きものの里事業
- ・ホテル調査
- ・希少種保護事業
- ・自然保護活動推進員制度

【産業観光局】

- ・農作物被害対策事業

【下水道局】

- ・交付金河川改修事業

③ 自然とふれあい親しもう

【環境局】

- ・中国自然歩道及び環境再生広場の管理

【保健福祉局】

- ・岡山に生息する淡水魚の展示

【教育委員会】

- ・公民館での地域の文化・自然体験活動

(3) 「賢い選択による低炭素化と地球にやさしい活動が実現しているまち」の実現のために

① 暮らしと産業の低炭素化に取り組もう

【環境局】

- ・ごみ燃料に伴うサーマルリサイクル
- ・事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業
- ・住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業
- ・市民共同発電事業
- ・地球温暖化防止月間パネル展
- ・省エネルギー月間パネル展
- ・環境家計簿
- ・岡山ふれあいセンターESCO事業

② 低炭素型まちづくりを進めよう

【都市整備局】

- ・路面電車の乗り入れを含めた岡山駅前広場整備事業
- ・桃太郎線LRT化検討事業

- ・新たな生活交通の確保

- ・自転車先進都市おかやま事業

【環境局】

- ・市有塵芥車等へのバイオ燃料（BDF）の使用の推進
- ・当新田余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業
- ・東部余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業
- ・バイオ燃料地域利用事業
- ・市有施設への太陽光発電等の導入
- ・体験型エコドライブ講習会
- ・アイドリング・ストップ運動
- ・公用車への電気自動車等の導入

③ 気候変動への適応策をすすめよう

【危機管理室】

- ・洪水・土砂災害ハザードマップの作成

- ・自主防災組織等の認定
- ・防災に関する講座による防災対策の啓発
- ・実践的安全教育総合支援事業

【保健所】

- ・熱中症対策の普及啓発
- ・感染症にかかる情報提供や注意喚起

【環境局】

- ・絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境の保全と回復

【都市整備局】

- ・街路樹の再生による木陰づくり
- ・排水性・透水性舗装の整備
- ・ヒートアイランド対策の推進

【水道局】

- ・水源林事業の実施
- ・水道施設の暴雨対策、浸水対策

(4) 「安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち」の実現のために

① きれいな水環境、健全な水循環にしよう

【環境局】

- ・合併処理浄化槽設置整備事業
- ・生活雑排水対策の啓発
- ・児島湖流域環境保全推進事業
- ・水質汚濁防止法等に基づく特定事業場等の立入調査・指導
- ・水生植物による水質浄化実践活動の普及推進

【下水道局】

- ・汚水処理整備事業

【水道局】

- ・浄水場内利用水の循環使用（クローズド処理）

② ごみの減量化と資源化に取り組もう

【環境局】

- ・環境ごみスクールの実施
- ・ごみ減量・リサイクル推進週間啓発
- ・岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会
- ・岡山市減量化・資源化推進優良事業者表彰制度
- ・資源回収推進団体報奨金制度
- ・廃棄物を再利用する講座（東部リユースぶらさ）

【水道局】

- ・浄水汚泥処分業務

③ 安全で快適な生活環境を守ろう

【環境局】

- ・東部クリーンセンター周辺大気環境調査
- ・東部クリーンセンター周辺土壌調査
- ・東部クリーンセンター周辺ダイオキシン類環境調査
- ・当新田環境センター周辺ダイオキシン類環境調査
- ・公共用水域及び地下水の水質・ダイオキシン類等常時監視業務
- ・一般環境土壌のダイオキシン類常時監視
- ・外因性内分泌かく乱化学物質等に関する実態調査
- ・環境大気中のダイオキシン類調査
- ・ばい煙濃度等測定
- ・酸性雨調査
- ・アスベスト環境測定調査
- ・有害大気汚染物質環境調査
- ・悪臭測定
- ・環境保全（公害防止）協定及び公害防止施設改善利子補給制度
- ・土壌汚染対策法等に基づく要措置区域等の立入調査・指導

【都市整備局】

- ・交通渋滞対策の推進、道路環境の改善

④ 減災と環境被害防止に取り組もう

【下水道局】

- ・浸水対策事業

2 第2次岡山市環境基本計画における成果指標一覧

成果指標一覧

成果指標	成果指標の説明・根拠	令和2年度実績
公園・緑地の整備や緑化推進の満足度	市民意識調査における公園・緑地の整備や緑化推進の満足度向上	34.9% (2019年度)
ごみのポイ捨て数	調査地点6か所におけるポイ捨て数(平均)減少	75個
屋外広告物モデル地区指定数	景観形成重点地区と連携した屋外広告物モデル地区指定数(累計)増加	12地区
景観形成重点地区指定数	屋外広告物モデル地区と連携した景観形成重点地区指定数(累計)増加	12地区
地区計画決定地区数	本市において地区計画を定めた地区数(累計)増加	19地区
街並み修景助成事業の実施状況	街並み修景助成事業の実施件数(累計)増加	31件
文化財の親しみ度	1年間に本市の文化財にふれる市民の数の増加	42,861人
史跡指定地の増加と整備事業の推進	国庫補助事業による史跡指定地戻補数(累計)増加	5か所
文化振興・歴史保存活用の満足度	文化振興や歴史資源の保存に対する市民満足度向上	—
文化活動を行う市民の割合	市民意識調査による過去1年間に文化芸術の鑑賞又は参加をした市民割合向上	57.3%
地域環境教室の年間参加者数	自然体験プログラムへの年間参加者数の増加	4,453人
めだかの学校環境講座の年間参加者数	めだか環境教室及び校外学習等の環境学習における年間参加者数増加	120人
わくわく体験促進事業・親子環境学習サマースクールによる自然体験や環境への理解の深まり度	アンケート調査における、わくわく体験促進事業や親子環境学習サマースクール参加後の意識変化割合の向上(上段：教育委員会、下段：地域子育て支援課)	—
		—
自然体験リーダー養成講座修了者の自然体験リーダーズクラブ登録者数	自然体験リーダー養成講座修了者の自然体験リーダーズクラブ会員への登録者数(延べ人数)増加	200人
公民館で開催される環境学習講座の数	公民館における環境学習講座の年間開催数増加	96講座
エコ公民館 取組数	市民生活に身近な公民館での実践を通じて、講座生・来館者・職員が一緒になって「エコ」活動への理解を深めていく取組を意識的に行う公民館の増加	37館
おかやまエコミュージアムへの参加人数	おかやまエコミュージアム(地域まるごと博物館)への年間参加者数増加	181人
全小学校区におけるESDの実施率	年1回以上ESDを実施する小学校区の割合維持	100.0%

成果指標	成果指標の説明・根拠	令和2年度実績
ESDプロジェクトの参加組織数	地域全体におけるESDプロジェクトの参加組織数増加	323 組織
市役所の事務事業から発生する温室効果ガス排出量をはじめとする環境負荷の低減	「岡山市環境保全行動計画」に定める各種目標値の達成	2013 年度比で 16.2% 削減
愛の泉善行賞の表彰数	愛の泉善行賞の個人・団体含めた表彰件数（個人は人数）増加	14 件
環境パートナーシップ事業に参加する市民の割合	環境パートナーシップ事業に参加する市民の割合の向上	8.7%
環境パートナーシップ事業に参加する事業所の数	環境パートナーシップ事業の登録事業所数増加	1,292 事業所
用品特別会計におけるグリーン購入達成率	「岡山市グリーン購入基本方針」で定められている調達目標の達成率向上	97.6%
農業用水路の浚渫・葎刈を実施する地元組織数	用排水運営費の浚渫委託料の支出先数増加	153 組織
リフレッシュ瀬戸内（海岸清掃）の参加者数	宝伝・海水浴場の清掃者数増加	—
森林や原野の割合	市内における林野率維持	44.7%
エコファーマーの認定者数	市内農家における県知事認定のエコファーマーの認定戸数増加	76 戸
アユモドキの実態調査対象地域の拡大	アユモドキの実態調査対象地域の拡大	黄田地域（西）
ホタルの生息地	定点調査地点18か所におけるホタル生息地点数維持	17 か所
倉安川における自然石護岸の整備事業進捗率	倉安川における自然石護岸の整備事業の計画的な進捗（事業費ベース）	99.0%
身近な生きものの里認定地区数	身近な生きものの里の認定地区数の増加	21 地区
地域環境教室の年間参加者数（再掲）	自然体験プログラムへの年間参加者数の増加	4,453 人
自然体験・文化伝承に関する公民館講座数	環境講座の中でも、自然体験や文化伝承などをテーマとした講座数の増加	20 講座
市内の太陽光発電システム設置容量	市内の太陽光発電システムの設置容量（累計）の増加	314 千 kw
市民共同発電所の箇所数	市民共同発電所の設置数（累計）増加	7 件
地球温暖化防止行動の実践度（市民意識調査）	市民意識調査における地球温暖化防止行動の実践度向上	49.3%
ライトダウンキャンペーン期間中に市域で削減するCO2量	事業者及び市民からのCO2削減報告量の増加	13,995kg - CO2

成果指標	成果指標の説明・根拠	令和2年度実績
市有施設への太陽光発電システム設置件数(累計)	市有施設への太陽光発電システム設置件数(累計)増加	113件
JR岡山駅の1日あたりの乗降客数	JR岡山駅の1日あたりの乗降客数増加	13.9万人 (2019年度)
公用車への電気自動車の導入	公用車のうち電気自動車の台数(累計)増加	35台
公共の電気自動車充電設備の設置数	公共の電気自動車充電設備の設置数(累計)増加	16基
児島湖の水質(COD)	環境基準(COD5.0mg/L未満)の達成	8.1mg/ℓ
海域の水質(COD)	すべての測定地点における環境基準(COD)の達成	達成率 1/3
汚水処理人口普及率	汚水処理人口普及率の向上	84.7%
浄化水導入量	非かんがい期における浄化水の導入量増加	200千ℓ/日
水路内緑化施設の整備箇所	水路内緑化施設の設置箇所(累計)増加	3か所
事業場排水等の監視	排水等の監視事業場数の維持	312事業場
市民1人1日あたりのごみ排出量	市民1人1日あたりの一般廃棄物の排出量減少	842g/人日 (2019年度)
家庭系ごみの排出原単位	市民1日1人あたりの家庭系ごみの排出量減少	493g/人日 (2019年度)
事業系ごみの排出原単位	市民1日1人あたりの事業系ごみの排出量減少	349g/人日 (2019年度)
資源化率	一般廃棄物における資源化率向上	27.39%
埋立処分率	一般廃棄物における埋立処分率の低減	3.79%
建設廃棄物の再利用率	建設廃棄物の再利用率向上	97.7%
建設発生土の利用率	建設発生土の利用率向上	95.5%
東部・西部リサイクルプラザ来場者数	東部・西部リサイクルプラザへの年間来場者数増加	26,743人
ごみゼロ週間に公民館で開催する関連講座への参加者数	ごみゼロ週間に公民館で開催する関連講座への年間参加人数増加	1,490人
有害大気汚染物質	環境基準達成	100%
ダイオキシン類	環境基準達成	100%
騒音	道路に面する地域以外の地域の環境基準達成	100%
道路騒音・振動	要請限度の遵守	98.3%
大気汚染防止法の規制工場・事業場に対する立入検査実施率	年1回以上の立入検査実施率向上	12.7%

成果指標	成果指標の説明・根拠	令和2年度実績
アスベスト飛散防止対策	アスベスト除去作業場所への立入調査件数割合の向上	80.5%
化学物質に対するリスクコミュニケーションに取り組む工場・事業場	環境保全協定の項目に取り入れた工場・事業場数（累計）の増加	0事業場
ダイオキシン類対策特別措置法の規制工場・事業場に対する立入調査実施率	年1回以上の立入調査実施率向上	31.0%
有害物質使用特定施設への立入調査達成率	有害物質使用特定事業場の構造の規制に関する立入調査達成率向上	45.0%
土壌汚染対策法に基づく工事工程ごとの立入調査数の割合	要措置区域等に対する工事工程ごとの立入調査数の割合向上	150.0%
浸水対策実施済み割合	浦安・芳田排水区等の首渠・ポンプ場の施設整備（10年間の目標整備面積約390ha）	46%
まちなかのホテルの生息地	中心市街地（定点調査6地点）におけるホテルの生息地点数維持	5か所
岡山ESDプロジェクト参加団体によるワークショップの開催件数	岡山ESDプロジェクト参加団体が岡山地域全体や地域コミュニティの社会課題等を話し合うワークショップ開催件数増加	30件 (2019年度)
身近な生きものの里認定地区数	身近な生きものの里の認定地区数（累計）増加	21地区

XIV 岡山市役所の環境保全行動計画

1 計画の概要

現在、地域や地球規模で起きている様々な環境問題を解決していくためには、私たちの日常の社会経済活動のあり方を見直し、地域から国際社会まで、あらゆるレベルの組織、個人が互いに連携して、持続可能な社会を構築していくことが必要です。

特に、市役所は、市域の中で最大規模の事業者・消費者の一つであるとともに、地域活動に最も密着した自治体であることから、地域のすべての主体の環境保全への参加を牽引するため、率先して市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷の低減に取り組む必要があります。

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方自治体の事務・事業について、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（実行計画）の策定や公表、毎年の実施状況の公表等が規定されました。

岡山市では、平成13年6月に「岡山市環境保全行動計画（第Ⅰ期）」（目標年度：平成17年度）を策定し、市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減する取組を進めてきました。その後、平成18年6月に改定を行い、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」（目標年度：平成22年度）を策定し、環境負荷の低減に取り組んできましたが、さらに取組を強化していくことを目的として、平成31年3月に同計画の改訂を行い、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅲ期）」（目標年度：令和7年度）を策定しました。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、都道府県及び市町村の事務及び事業について策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定したものであり、これに基づいて地球温暖化対策を含む幅広い環境保全に向けた取組を推進しています。

（1）計画期間

平成30年度から令和7年度まで。

（2）計画の対象範囲

原則として市役所のすべての事務・事業とし、出先機関等を含めたすべての組織・施設を対象としています。

（3）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類の温室効果ガスを対象としています。

（4）基本方針

少子高齢化・人口減少社会を見据えた都市構造への転換、コンパクトでネットワーク化された都市づくり、地域の防災・減災力に重点をおいた災害に強い都市づくり、今後、急速に老朽化することが見込まれている公共施設等の計画的な予防保全等の適切なマネジメントの実施などの岡山市におけるさまざまな課題を解消していく中で、複合的に温室効果ガスを削減することで、地域のすべての主体の環境の保全及び創造への参加を牽引し、率先して市役所自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスをはじめとした環境負荷の低減に向けて、4つの基本方針を定め、同方針に基づく具体的な取組を進めていきます。

1. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入促進
 - ・省エネ診断及び省エネ改修の推進
 - ・再生可能エネルギーの導入促進
2. 人と環境にやさしい交通体系の構築
 - ・公共交通機関の利便性の向上
 - ・次世代自動車の導入促進
3. 循環型社会の構築

- ・ 4 Rの普及拡大
- ・ 都市緑化・森林保全の推進
- 4. 職員の意識向上と実践に向けた取組
 - ・ 「COOL CHOICE」の普及促進
 - ・ 環境教育・研修の推進
 - ・ 市役所全部署における取組

(5) 削減目標

国の削減目標も考慮し、省エネ機器への更新や再生可能エネルギーの導入などの各施策による削減可能量の推計より、以下のとおり設定しました。

(単位:t-CO2)

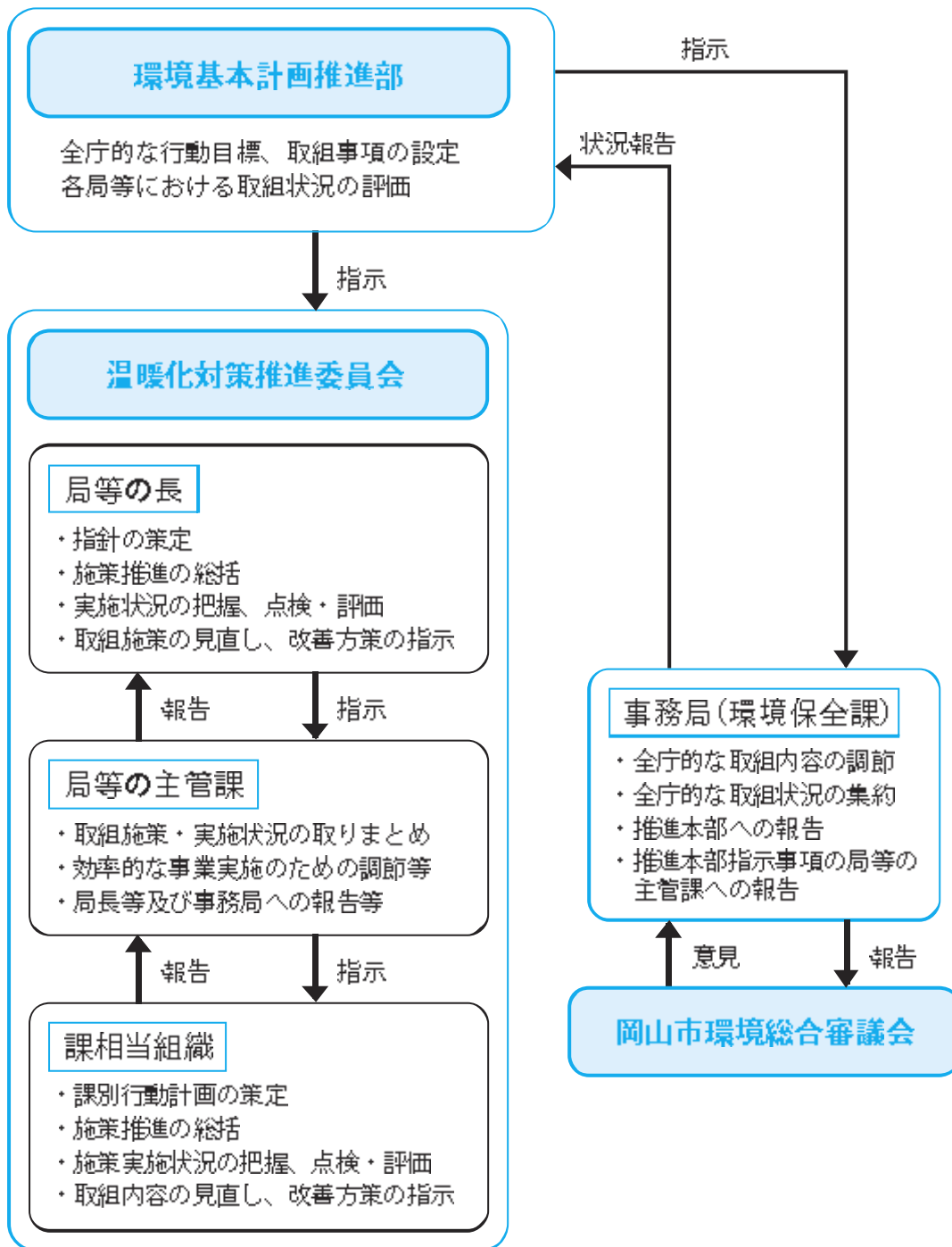
温室効果ガス	平成25年度 基準年度	令和2年度 中間目標年度	令和7年度 目標年度	令和12年度 【参考数値】
排出量	205,454	175,449	157,086	141,627
削減量	—	△30,005	△48,368	△63,827
削減率	—	△14.6%	△23.5%	△31.1%

(6) 計画の実施・運用について

着実に効率・効果的な計画の推進を図るため、「岡山市環境基本計画推進本部設置規程」に基づき、市長を本部長とする環境基本計画推進本部において、計画の進行管理や見直しを行うとともに、温暖化対策推進委員会のもとで施策の推進を図ります。

また、計画に基づく取組の効果等を点検、評価するとともに、全庁的に取組効果を共有し、継続的に取組を推進するため、多層的なPDCAサイクルを取り入れた計画の推進を図ります。

図49 岡山市環境保全行動計画の推進体制



2 計画の実施状況

(1) 令和2年度の実施状況

(前年度(令和元年度)比)

令和2年度は、第Ⅲ期計画に基づき、局等においてそれぞれの組織の特性に応じた「行動指針」を策定するとともに、課ごとに「行動計画」を策定し、自らの事務・事業から発生する環境負荷を

継続して低減する取組を行いました。また、昨年度の実績を踏まえ、各課等が省エネルギー・省資源などの対策を推進し、前年度(令和元年度)の実績を指標に温室効果ガスの削減や効率的な資源の使用に取り組みました。実施状況については次のとおりです。(表46参照)

表46 令和2年度温室効果ガス排出量等(前年度比)

項目	H30	R1	R2	前年度比
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	175,610	172,969	172,187	△0.5%
うち、一般廃棄物焼却施設を除くすべての施設からの排出量 (t-CO ₂)	81,030	77,832	79,333	1.9%
うち、一般廃棄物焼却施設からの排出量 (t-CO ₂)	94,580	95,137	92,854	△2.4%
電気使用量 (千kwh)	110,334	111,628	118,353	6.0%
燃料使用量 (CO ₂ 換算, t-CO ₂)	12,055	11,978	14,329	19.6%
公用車等のガソリン使用量 (kL)	532	403	417	3.5%
公用車等の軽油使用量 (kL)	294	311	346	11.3%

※ 前年度比は令和2年度温室効果ガス排出量等の令和元年度比

※ 市役所全施設を対象とする。割合は四捨五入前の原数値により算出

①温室効果ガス排出量等の実施状況

ア、温室効果ガス総排出量は、前年度(令和元年度)比で0.5%減少しました。(図50参照)

一般廃棄物焼却施設を除くすべての施設からの排出量は1.9%増加しました。温室効果ガス排出量の増加の要因としては、小中学校への空調機器の導入による都市ガス使用量の増加が一因と考えられます。

排出量の大きい主な施設の状況は、一部排出量が増加している施設もありますが、全体的には、減少から横ばいの傾向となっています。今後、さらに市民・事業者と協働して、ごみ減量化、資源化を推進していくことが求められます。(図51参照)

図50 温室効果ガス排出量の推移

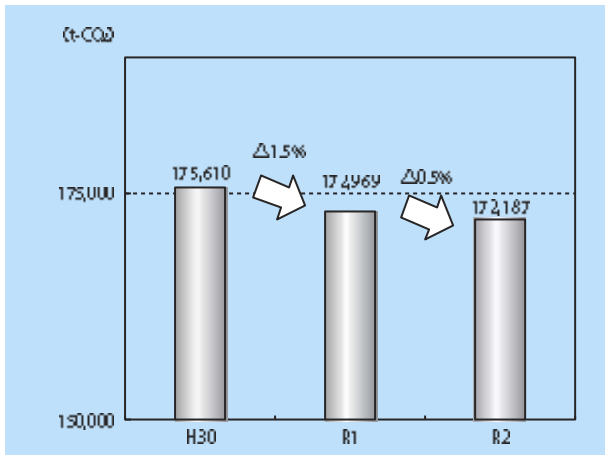


図51 温室効果ガス排出量が多い上位10施設の推移

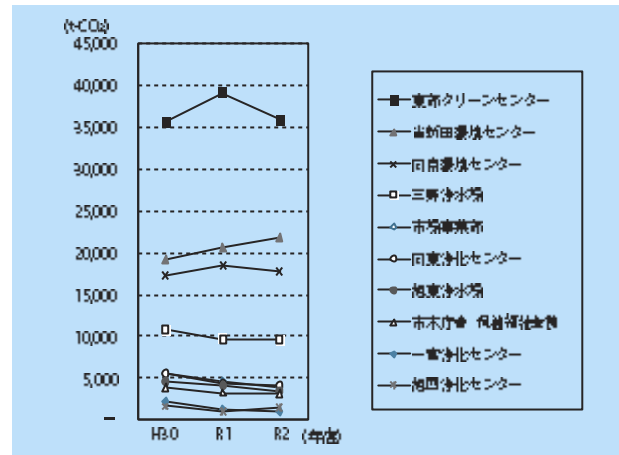
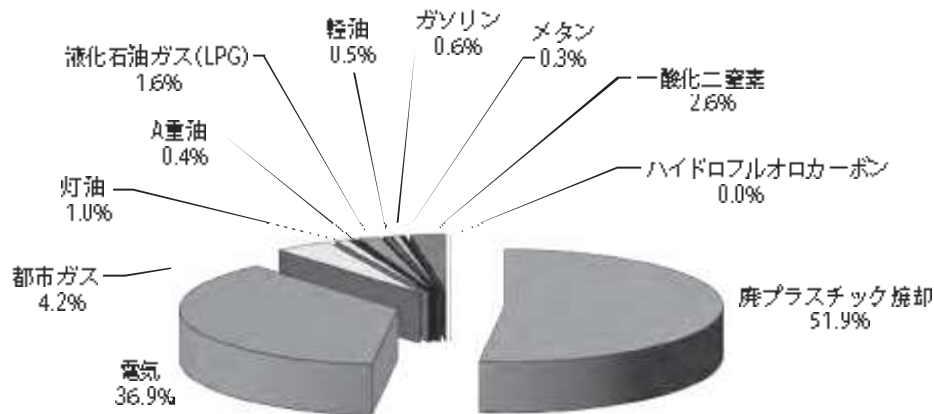


図52 温室効果ガス排出内訳 (令和2年度)



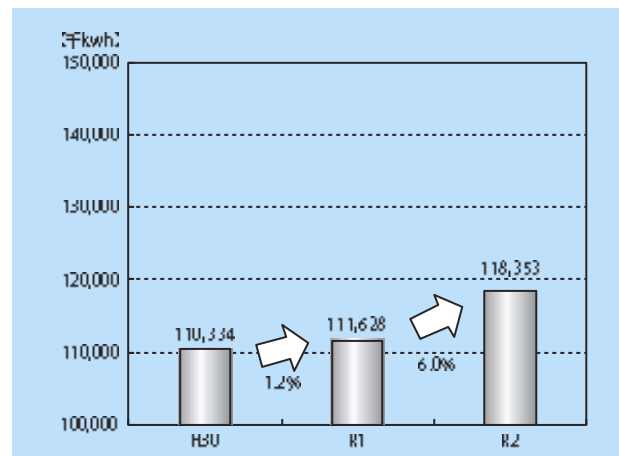
イ、電気使用量は、省エネルギータイプの設備の導入等は各施設で適宜実施されているが、令和2年度夏期（令和2年6月～8月）の猛暑の影響によるエアコンの稼働率増加等の要因により6.0%増加しました。

気候により電気の使用量は大きく増減すること。また、電気の使用による温室効果ガスの排出量は全体で36.9%と大きな割合を占めていることから、今後、老朽化した消費電力の大きい設備等の省エネルギー化改修等を積極的に導入していくことが必要であると考えられます。

また、引き続き推進員・担当員が中心となって、昼休み等の不必要な照明の消灯やOA機器等の節電対策の徹底を職員に呼びかけ、

職場全体として省エネルギー行動を強化していく必要があると考えられます。（図53参照）

図53 電気使用量の推移



ウ、燃料使用は、前年に比べ、19.6%増加しました。(図54参照)

小中学校への空調機器の導入による都市ガス使用量の増加が一因と考えられます。

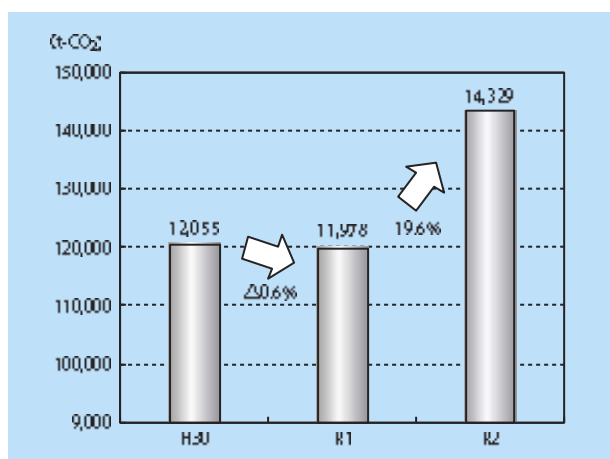
その他、電気の使用量も増加しているが、気候により電気の使用量は大きく増減することから、基本的には燃料使用量の削減に向けて、今後、老朽化した燃料使用量の大きい設備等については、積極的に省エネルギー化改修を検討することが必要であると考えられます。

また、クールビズ、ウォームビズの徹底等、職員一人ひとりの削減努力により、削減を進めていく必要があります。

エ、公用車等のガソリン使用量は、業務量の増加により車両の使用頻度が増えたため、前年度比で3.5%増加しました。今後、削減に向けて、庁内向けのエコドライブ講習会の開催や、電気自動車の普及拡大にさらに努めていくことが必要と考えられます。

オ、公用車等の軽油使用量は、業務量の増加により軽油車両の使用頻度が増えたため、前年度比で11.3%増加しました。また、BDF車両の老朽化等により軽油を使用する公用車が増加していることも使用量増加の一因であると考えられます。

図54 燃料使用の推移



②令和2年度の資源使用量

令和2年度は、第Ⅲ期計画の局等の「行動指針」及び課等の「行動計画」に基づき、各課等が省エネルギー・省資源等を推進し、前年度の実績を指標にして上水道使用量等の削減に取り組んでいます。実施状況については次のとおりです(表47参照)。

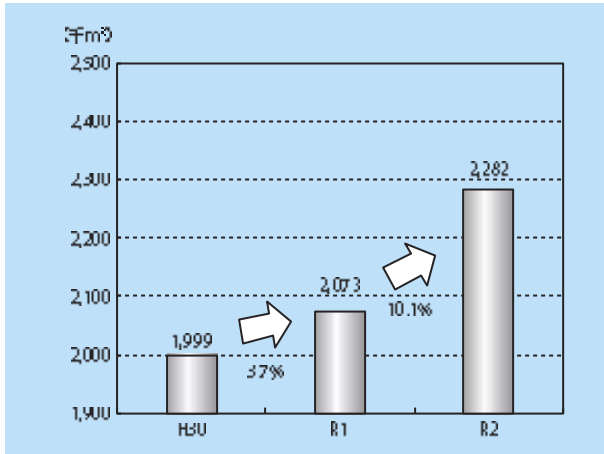
表47 資源使用量の推移

項目	H30	R1	R2	前年度比
上水道使用量 (千m ³)	1,999	2,073	2,282	10.1%
コピー用紙使用量 (千枚) <A4換算>	105,121	104,775	111,530	6.4%
冊子等の紙類使用量 (t)	732	516	913	76.9%

※ 前年度比は令和2年度資源使用量の令和元年度比。

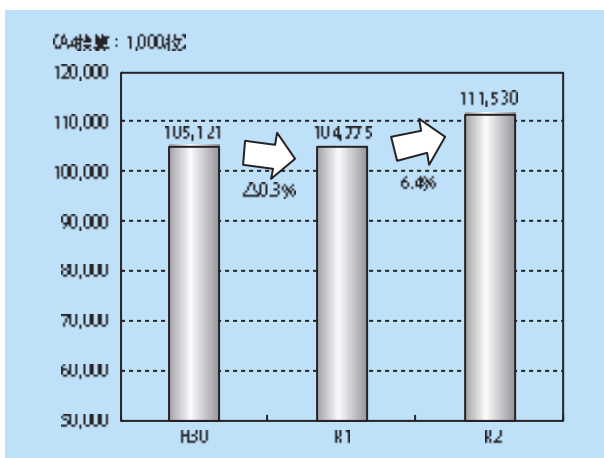
ア、上水道使用量は、組織的に節水に取り組んだものの、前年度比で10.1%増加となりました。今後も、組織的な節水、漏水等の定期点検の実施に努めることが必要と考えられます。

図55 上水道使用量



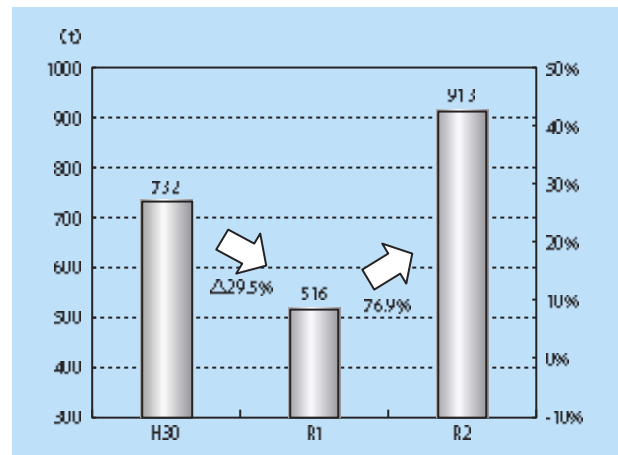
イ、コピー用紙の使用量は、両面印刷、裏紙使用や2in1印刷等により削減に努めたが、前年度比で6.4%増加しました。今後、ミスコピーの防止、裏面利用の徹底、文書管理システム等によるペーパーレス化の促進はもとより、大量の紙を使用している業務については、その運用方法を見直す等、全庁をあげた取組が必要と考えられます。

図56 コピー用紙使用量



ウ、冊子等の紙類使用量は、新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報提供等により、前年度比で76.9%増加となりました。今後も、市民サービスの向上に努めつつ、電子データでの情報公開等を活用していくこととし、作成する場合には、配布先の精査により必要最小部数を発行する等、削減に向けた対策の徹底が必要と考えられます。

図57 冊子等の紙類使用量



(2) 各課等の具体的な取組状況

岡山市の環境保全行動計画の推進に当たっては、それぞれの組織特性を踏まえて取り組むため、各課等で、環境保全行動の「取組項目チェックシート」に基づいて「課別行動計画」を策定しています。

実施結果の概要は以下のとおりで、各課等で取り組んだ項目の平均は22項目であり、評価点（5段階）の平均は4.3でした。分野別では「廃棄物対策」が高いという結果でした。（表48参照）

表48 令和2年度の環境保全行動の取組結果

環境負荷のための対策	各課で取り組んだ項目の総数	自己評価(5段階)の平均点
(1) 省エネルギー対策	1,359	4.3
(2) 省資源対策	1,978	4.3
(3) 廃棄物対策	604	4.5
(4) グリーン購入対策	587	4.3
(5) 公用車による自動車公害防止対策	759	4.3
(6) 職員の環境意識の向上	272	4.3
全 体	5,559	4.3
対象組織数	255	/
平均取組項目数	22	

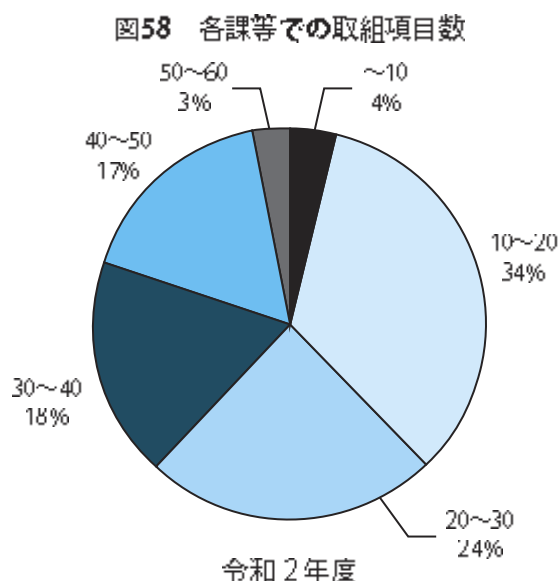
各課等で行き組む項目の中では、「各職場の最終退出者は、必ずすべてのOA機器の電源断、照明の消灯を確認し退出する。」(省エネルギー対策)や、「コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、回収・リサイクルを徹底する。」(廃棄物対策)などの平均点が、4.5以上の評価であり、良好に実施されていました。一方、「タブレット・プロジェクターを利用するなどし、ペーパーレスで会議を開催する。」(省資源対策)、「OA機器等を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く。」(省エネルギー対策)などは、平均点が4未満であり、実施状況に課題がありました。(表49参照)

表49 各対策項目における実施状況

対策項目	実施状況が特に良好な項目	実施状況に課題がある項目
	平均点が4.5以上	平均点が4.0未満
省エネルギー対策	◆“COOL BIZ(クールビズ)”や“WARM BIZ(ウォームビズ)”等、時期に合わせた服装にする。	◆〇A機器等を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはA/Cアダプターをコンセントから抜く。
	◆ブラインドやカーテンを適切に利用し、冷暖房効果を高める。	
	◆各職場の最終退出者は、必ずすべての〇A機器の電源断、照明の消灯を確認し退出する。	◆電気ポットやコーヒーメーカー等の多電力消費機器は、凍結後速やかにプラグを抜き、保温機能を使わないなど、使用上の工夫を行う。
	◆残業時や休日出勤時の執務室の照明は、必要箇所以外は点灯しない。	
	◆会議室、更衣室、倉庫、給湯室、トイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用後は必ず切るとともに、晴天時の窓際、事務室内の未使用スペースの照明は消灯する。	
省資源対策	◆コピー用紙の使用量を月単位で把握・記録する。	◆タブレット・プロジェクターを利用するなどし、ペーパーレスで会議を開催する。
	◆ファイルや書類ホルダーは、表題を変えて再利用する。	
	◆紙類専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。	◆職員共通システムの「不用品活用会議室」等を利用し、所管替え等による備品の再利用を積極的に進める。
	◆会議やイベントでペットボトル飲料を提供しない。	◆文書管理システム等によりペーパーレス化を推進するとともに、電子化の徹底により資料の共有化を図る。
廃棄物対策	◆分別回収ボックスを事務室等に適切に配置し、スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビン及び雑誌も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底	◆環境月間にあわせ、市内各公民館で「ごみ減量・リサイクル関連行事」を行う。
	◆コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、回収・リサイクルを徹底する。	◆公民館講座や町内会及び小中学校への出前講座を積極的に実施し啓発に努める。
	◆〇A機器や家電製品、自動車等を廃棄物として処理する際は、関係法令の規定に基づき、適正に処理・リサイクルを行う。	◆市民に対し、広報紙やホームページ及び新聞、テレビ等マスコミを活用して、循環型社会の構築に関する情報提供に努める。
公用車による自動車公害防止対策	◆急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。	◆給油等の機会を利用して、タイヤの空気圧の点検を行い、燃費の向上を図る。
		◆エアコンの使用は控えめにする。
その他の取組	◆廊下等については、利用箇所の実態や照度の確保等を勘案した上で、不要な照明の間引きや消灯を行う。	◆照明器具は、適正な時期での交換を実施するとともに、LED照明等の高効率機器へ更新する。

今後の温室効果ガス排出量の削減のためには、職員一人ひとりの環境意識の向上と取組の徹底がますます必要となってくることからも、組織の特性に応じて、課題のある項目を所掌する担当員を任命し、取組率の向上を図るための具体的な手順を定め、それを職場全体に周知する等の対策を強化していく必要があります。

一方、各課等における取組項目数については、岡山市環境保全行動計画の推進手順で定められている10項目以上取り組んでいる課等は、全体の96%と良好に実施されています。(図58参照)



(3) 「岡山市もったいない運動」の取組状況

本市では、「もったいない」を合い言葉として、全職員と市民、事業者が参加と協働により、環境に配慮したライフスタイルや環境保全活動の輪が市内全体に広がっていくことを目指す、「岡山市もったいない運動」を推進しています。

令和2年度においては、次の各事項に取り組むことにより、市役所自身の環境保全行動の一層の徹底を図りました。

①「もったいない運動」の取組強化

各課等の単位で、エネルギー・コピー用紙使用量及び可燃ごみ排出量の、月単位での把握・記録・報告を行い、自主的に資源・エネルギーの削減を行う取組を「もったいない運動」として、平成19年度より行っています。従来はすべての組織・施設における取組強化を先導するため、重点的に推進体制の強化を図る施設（重点取組施設）として本庁舎、分庁舎及び保健福祉会館並びに温室効果ガス排出量の多い18施設を指定して取組を行って来ました。

平成22年度から、この取組を市役所の全ての組織に拡大し、取組の強化を行っています。

また、平成30年度から、とくに増加傾向にあるコピー用紙使用量の削減を推進するため、定期的に使用量を確認し、都度、使用方法の見直しを行うこととしました。

②庁内放送による啓発

環境月間である6月に庁内放送によって、業務に使用していない照明・パソコン等の電源切断や、クールビズ、ウォームビズによる省エネルギー、また、コピー用紙の両面使用や消耗品は必ず使い切る等の省資源を徹底するよう職員に呼びかけました。

(4) 組織や項目別の主な取組

①E S C O事業

E S C O事業は、市有施設での省エネルギーを推進する有効な手法と考えられ、平成21年度に実施した岡山市E S C O事業導入可能性調査に基づき、岡山ふれあいセンターで事業を実施することに決定し、事業者の公募及び選定を行いました。平成23年度に改修工事を行い、平成24年4月からサービスを開始しています。令和2年度の実績報告として、エネルギー使用量を26.1%削減、光熱水費を15,797千円削減しました。また、会陽の里においても、平成24年度に事業者との契約、改修工事を実施しました。

②グリーン購入

岡山市では、環境物品等の購入を積極的に推進することにより、市自らが発生させる環境負荷を低減させ、持続的発展が可能な循環型社会

の構築を目指すため、平成14年度に「グリーン購入基本方針」を策定し、特定調達品目及びその判断基準等の見直しを毎年度行っています。

③市有施設における再生可能エネルギー導入状況

岡山市では平成28年度に「第2次岡山市環境基本計画（改訂版）」を策定し、市有施設への太陽光発電システムの設置件数を成果指標に設定しています。市有施設への率先導入による「見える化」を図り、再生可能エネルギーの普及をめざしています。令和2年度末における再生可能エネルギーの導入件数は、113件となっています。

④職員の環境意識の向上（様々な機会、手法による情報提供に努めた）

職員一人ひとりの環境意識の向上のため、次の事項に取り組みました。

- ア 省エネや省資源等の取組強化に関する庁内放送の実施
- イ 庁内LANを利用した環境行動に関する情報の提供
- ウ 職員を対象としたエコドライブ講習会の実施

～[参 考]～

各局室において取り組むべき環境保全行動の実施に関する指針

●危機管理室

- 1 ○A機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。
- 2 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 3 夏季にはブラインドなどにより日射をさえぎり、冬季には自然光を積極的に取り入れる。
- 4 「市有施設において職員が使用した弁当容器の処分方針」に基づき、リターナブル容器を利用する。
- 5 急発進・急ブレーキ・空ぶかし・不要物の積載防止等、エコドライブに努める。

●市長公室

- 1 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- 2 各職場の最終退出者は必ずすべての○A機器の電源断、照明器具の消灯を確認し退出する。
- 3 複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2in1印刷とする。
- 4 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 5 目的地や走行経路の渋滞状況を勘案し、合理的な走行ルートを選択に努める。

●総務局

- 1 クールビズやウォームビズを励行するとともにブラインドやカーテンを適切に利用し、冷暖房効果を高める。
- 2 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等○A機器の電源を切る。
- 3 複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2in1印刷とする。
- 4 コピー・プリンター用紙を使用する際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 5 封筒等の事務用紙製品・ファイル類・文房具及び事務用品等の購入は、リサイクル製品や再生材を使用している製品を積極的に購入する。
- 6 急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。

●政策局

- 1 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等○A機器の電源を切る。
- 2 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で両面コピー、両面印刷、2in1印刷とする。また、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 3 雑紙も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。
- 4 使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行う。
- 5 急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。

●財政局

- 1 昼休み・残業時は、必要箇所以外の照明を消灯し、不要なOA機器の電源を切る。
- 2 コピー用紙使用量を削減するため、印刷する際は原則として両面コピー・両面印刷・2in1印刷とし、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を利用する。
- 3 マイバックを持参し、レジ袋を受け取らないようにする。
- 4 スチール・アルミ缶・ペットボトル、ビン及び雑誌も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。
- 5 急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。

●市民生活局

- 1 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- 2 複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2in1印刷とする。
- 3 コピー機の使用時の確認と使用後のリセットなどによりミスコピーの防止に努めるとともに、印刷ミスを防ぐため、パソコンから印刷する際には、プレビュー画面で確認する。
- 4 分別回収ボックスを事務室等に適切に配置し、スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビン及び雑誌も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。
- 5 文房具及び事務用品等の購入は、再生材を使用している製品を積極的に購入する。

●市民協働局

- 1 室内の電気等の使用量削減を目指し、就業前後・昼休み等の不要な照明を消灯し、パソコンの電源を切るなどの省エネルギー対策を徹底する。
- 2 購入する事務用品及び外注印刷物等については、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- 3 コピー用紙使用量削減に向け、両面コピー、裏面活用、コピー機設定の確認等の省資源対策を徹底する。
- 4 ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に努める。
- 5 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時季に合わせた服装にする。

●北区役所

- 1 就業終了時刻2時間後の時点で執務している職員は、再度、周りの状況を点検し、不要な照明及びOA機器の電源を切る。
- 2 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- 3 OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。
- 4 売店等で物品等を購入する際は、マイバッグを持参し、レジ袋等の使用を控えるよう努める。

●中区役所

- 1 両面コピーや不要になった用紙の裏面活用をしたり、会議にはプロジェクターを活用したりするなど、

コピー用紙使用量の削減を図る。

- 2 ノーネクタイや重ね着といった"COOL BIZ (クールビズ)"や"WARM BIZ (ウォームビズ)"等、時期に合わせた服装にする。
- 3 近距離の出張は、自転車や徒歩により行う。市外出張は公共交通機関等を利用するよう努める。
- 4 マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする。

●東区役所

- 1 節電に努める。

[具体的な取組] 不要箇所の消灯、OA機器不使用时の電源切断

- 2 コピー用紙使用量の削減に努める。

[具体的な取組] 両面コピー、裏面再利用、2 in 1印刷

- 3 ごみの分別を徹底する。

[具体的な取組] 分類ボックスの設置

●南区役所

- 1 ノーネクタイや重ね着といった"COOL BIZ (クールビズ)"や"WARM BIZ (ウォームビズ)"等、時期に合わせた服装にする。
- 2 施設の冷暖房については、利用者に配慮しながらも、過度な運転にならないように温度管理を行う。
- 3 両面コピーや不要になった用紙の裏面活用をしたり、会議にはプロジェクターを活用するなど、コピー用紙使用量の削減を図る。
- 4 雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別・リサイクルを徹底する。

●保健福祉局

- 1 省エネルギー対策

・庁舎、施設でのエネルギー使用量の削減に努める。

具体例・・・不要な照明の消灯、使用後のOA機器等の電源断。時間外勤務の縮減に努める。
各施設や設備等の管理している部署は、一層の運転方法の改善を図る。
クールビズやウォームビズ等、四季に合わせた服装にする。
健康に支障のない限り、近くの階は階段を利用する。

- 2 省資源対策

・事務、事業活動を行う中で、紙、消耗品等の使用の削減に努める。

具体例・・・両面コピー、裏面コピーによるコピー用紙使用量の削減
文書管理システムの電子起案を利用し、ペーパーレス化の推進
文具消耗品の適切な在庫管理を行い、余分な在庫を保管しない。
文具消耗品は必ず使い切るようにする。
物品を購入する際は、マイバッグ持参を心掛ける。

- 3 廃棄物対策

・庁舎、施設で発生する廃棄物の削減に努める。

具体例・・・分別回収、リサイクル回収、不用品活用掲示板の活用
備品は、修繕等により、長時間利用を心掛ける。

弁当は、リターナブル容器を利用する。

4 もったいない運動に基づく取組強化・徹底

- ・コピー用紙使用量の確実な把握

具体例・・・重点取組施設は、システムへの確実な入力。それ以外の部署は、調査票への確実な入力。
コピー用紙が増加している場合は、その理由を点検

●岡山っ子育成局

1 省エネルギー対策

- ・不要な照明及びOA機器等の電源断
- ・クールビズやウォームビズ等、時季に合わせた服装にする。
- ・健康に支障のない限り、近くの階（上り3階、下り4階）は、階段を使用し、エレベーターの使用を抑制する。

2 省資源対策

- ・コピーやプリンター使用の際、両面コピー・使用済み用紙の裏面を使用によるコピー用紙使用量の削減。
- ・専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。
- ・文具等の消耗品の適切な在庫管理を行い、必ず使い切るようにする。

3 廃棄物対策

- ・分別回収やリサイクル回収に努める。

4 グリーン購入対策

- ・文房具及び事務用品等の購入は、再生材を使用している製品を積極的に購入する。

5 公用車による自動車公害防止対策

- ・公用車利用の際は、不要なアイドリングを停止・急発進・急ブレーキ等、エコドライブに努める。
- ・近距離の外出は、徒歩や自転車の利用に取り組む。

●環境局

テーマ 資源エネルギー循環型業務を徹底追求し、ごみゼロを目指す。

- 1 執務室の照明は、始業前、昼休み、残業時等において、不要なものは消灯するとともに、OA機器不使用時の電源の切断をする。また、最後に退出する者は、電気の消灯等の確認をするなど節電に努める。
- 2 コピー機使用に際しては、ミスコピーの防止に努め、両面コピーを原則とし、コピー用紙の節約に努める。プリンター印字では、事務的にさしつかえない場合は、使用済み用紙の裏面に印字し、紙を無駄にしないように努める。
- 3 事務用品、印刷物等を発注する際には、リサイクル製品や古紙パルプ配合率の高い用紙を積極的に使用し、またリサイクル可能な製品を優先的に購入する。
- 4 ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものがごみとして排出されないようにする。
- 5 自動車の運転については、経済速度を遵守し、不要なアイドリングを停止し、急加速急発進等を行わないで、無駄な燃料の消費を避けることはもちろん、作業点検等により、常に公用車を良好な状態にすることにより、排気ガス等の排出を抑制するよう努める。

●産業観光局

- 1 昼休み、残業時等の不要な照明の消灯、OA機器不使用時の電源の切断により節電に努める。
- 2 ミスコピーの防止に努め、可能な限り両面コピー、両面印刷及び使用済み用紙の裏紙使用を実施する。
- 3 会議資料の簡素化、資料の電子化、ファイリングシステムによる資料の共有化で省資源対策に努める。
- 4 印刷物には古紙パルプ配合率を明記し、古紙パルプ配合率が高い再生紙を積極的に購入する。
- 5 事務用品等の購入時には、再生材を使用しているものやリサイクル可能な製品を積極的に購入する。
- 6 車の運転時には不要なアイドリングを停止し、経済速度による走行に努める。
- 7 事務用品の無駄遣いをせず、最後まで利用する。また、丁寧に扱い、長期再利用に努める。

●都市整備局

1 省エネルギー対策

照明や各種電気機器についての節電を徹底する。

◇具体的な取組

- ・昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- ・“COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- ・OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く。
- ・各職場の最終退出者は必ずすべてのOA機器の電源断、照明器具の消灯を確認し退出する。
- ・公務効率の向上等により、毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底をはじめとした時間外勤務の縮減に取り組み、就業時間以降の消灯、節電に努める。

2 省資源対策

文書の電子化によりペーパーレス化を推進すると共に、コピー用紙についても徹底した再利用、リサイクルに努める。

◇具体的な取組

- ・複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2in1印刷とする。
- ・コピーやプリンタ用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- ・使用済み封筒は積極的に再利用する。また、庁内会議では、封筒を配布しないとともに、職員以外が参加する会議・講習会においても、可能な限り封筒を使用しないことに努める。
- ・文書のやりとりには、庁内LAN（掲示板・ライブラリ・E-mail）を積極的に活用し、むやみなプリントアウトを避ける。

3 廃棄物対策

再利用可能な資源の循環型活用に努める。

◇具体的な取組

- ・分類回収ボックスを事務室内に適切に配置し、ごみ箱は1係1個とする。
- ・スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビンなどのリサイクル回収を徹底する。
- ・上記以外で、雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別を実施する。

4 グリーン購入対策

事務用品は再生品を使用するとともに、エコマーク商品・グリーンマーク商品の積極的な使用に努め

る。

◇具体的な取組

- ・購入する用紙類又は外注印刷物等に使用する用紙類については、「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- ・使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行う。

5 エコイベント対策

イベント自体の楽しさや開催目的を損なうことなく、環境に配慮した取組を実施する。

◇具体的な取組

- ・ごみ箱（分別ボックス）を最小限とするよう工夫し、参加者にはごみの持ち帰りを呼びかけるなどのごみの減量化に努める。

6 公用車による自動車公害防止対策

燃費向上をはじめ、効率的な公用車の運行を心がける。

◇具体的な取組

- ・不要なアイドリングの停止を徹底する。
- ・近距離の出張は、自転車や徒歩により行い（推奨：片道2km以内）、それ以外は公共交通機関等を利用するように努める。

7 施設の維持・管理、公共工事における環境負荷低減対策

公共工事に伴って排出される様々な環境負荷の低減に努める。

◇具体的な取組

- ・敷地内や室内等の緑化に努める。
- ・建設残土については、残土の発生抑制や工事間での利用に努める。また余剰残土については、改良プラントに持ち込み、他事業等での有効利用に努める。
- ・施設等の設置に際しては、光熱水費等の維持管理費の軽減や、将来、取り壊す場合等に考慮した設計に努める。

8 職員の環境意識の向上

環境保全に関する情報等の収集、提供に努めるとともに、全職員あげて対策に取り組む。

◇具体的な取組

- ・各課等の課別行動計画の重点的取組事項を、職員及び来庁市民がわかりやすい場所に掲示する。

●下水道河川局

1 省エネルギー対策

- ・昼休み・残業時間等の不要な照明の消灯を徹底するとともに、廊下等については、不要な照明の間引きや消灯を行う。また、近くの階への移動については、階段利用を奨励する。
- ・OA機器電源の不使用时におけるこまめな切断を行う。
- ・水処理施設等の改築や運転の効率化による省エネルギーを推進する。

2 省資源対策

- ・コピー用紙使用量の削減に向け、両面コピー、裏面コピー、コピー機設定の確認等の省資源行動を徹底する。

3 廃棄物対策

- ・雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別・リサイクルを徹底する。

- ・市有施設において職員が使用する弁当容器は、リターナブル容器とする。
- ・下水汚泥のリサイクルを徹底する。

4 自動車公害防止対策

- ・公用車の経済的・効率的利用を図り、公共交通機関の利用が合理的な時はこれによるとともに近距離の出張は、自転車や徒歩により行うよう努める。

●会計管理室

- 1 昼休みや残業時に、執務室の不要な照明・OA機器の消灯に努める。また、執務室の最終退出者は、消灯確認を行う。
- 2 原則、両面コピーとする。積極的に裏紙を再利用し、印刷前のプレビュー確認によりミスプリントの防止に努める。
- 3 グリーン購入法に適合する事務用品の購入に努める。
- 4 リサイクル可能なごみの分別を徹底する。

●水道局

- 1 コピー用紙及び印刷用紙の使用量を抑制するため、会議資料の簡素化、両面コピーの徹底、使用済み用紙の裏面利用を徹底する。
- 2 ごみの排出段階での分別を徹底し、リサイクルを推進する。
- 3 各職場の最終退室者は、必ず全てのOA機器の電源断、照明器具の消灯を確認し、退出する。
- 4 近くの階（上り3階、下り4階）は、階段を利用する。
- 5 庁舎等の室内温度を冷房時28.0℃、暖房時20.0℃に設定する。
- 6 OA機器や電気製品の省エネルギー機能を活用し、待機電力の削減に努める。
- 7 不要なアイドルリングの停止を徹底する。
- 8 毎週水曜日のノー残業デーの徹底など、時間外勤務の縮減に取り組み、就業時間以降の省エネルギーに努める。
- 9 水源かん養林のための施策を推進するとともに、水源や河川の自然環境を守るための啓発活動に取り組む。
- 10 水道局独自のEMSの取組の維持及び改善。

●市場事業部

- 1 太陽光発電システムの設置、LED照明への変更（ローエネルギー管理棟）の効果を最大限に発揮するため、省エネルギーに配慮して、時期に合わせた服装をし、不要なLED照明の消灯、OA機器不使用時の電源切断等により、更なる節電に努める。
- 2 ミスコピーの防止に努め、可能な限り両面コピー、両面印刷を実施する。また、古紙パルプ配合率が高い再生紙を積極的に使用する。
- 3 ゴミの分別・リサイクルをより一層推進する。
- 4 電気自動車を優先的に使用するほか、公用車の運転時にはエコドライブによる走行に努める。また、電気自動車急速充電器（無料、24時間充電可能）の利用促進PRを行い、電気自動車普及に貢献する。

●消防局

- 1 昼休み・夜間において消灯・OA機器の電源を切る等、省エネルギー対策に努める。
- 2 ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に努める。
- 3 印刷物の作成は必要最低限とし、両面コピー・裏面活用し、省資源行動に努める。
- 4 公用車の運行に際しては、不要なアイドリングを停止し、燃料消費量の抑制に努める。
- 5 文房具・事務用品は、責任者が適切な在庫管理を行い、使用者は必ず使い切る。

●議会事務局

- 1 議会棟内の電気等の使用量削減のために、就業前後・昼休み等の不要な照明の消灯を出来る限り実施する。
- 2 事務局内において、コピー・印刷のために使用する用紙量の削減のために、両面コピーや裏面活用の励行、事前に必要部数の確認を行い無駄なコピー等を行わないようにするなど、省資源化に向けた努力を日常的に実施する。
- 3 古紙・段ボールなどの再資源化が可能なものの分別や、缶やビンのリサイクル回収を徹底し、局内で発生する廃棄物総量の削減を目指す。
- 4 省エネ運転の励行や、可能な限りの公共交通機関等の利用により、自動車による公害を極力防止する。
- 5 環境に関する研修会等の機会の積極的な活用、職員個々の自己研鑽による環境情報の会得など、職員の環境意識の向上に向けた取り組みを推進する。

●選挙管理委員会事務局

- 1 省エネルギー対策の取り組み
 - ・昼休み、事務室内の未使用スペースの照明の消灯、パソコンの電源を切る。
- 2 省資源対策の取り組み
 - ・ミスコピーやミスプリンターの防止に努める。
 - ・コピーの使用を極力抑える。
- 3 廃棄物対策の取り組み
 - ・雑紙に分類処理できる紙ゴミのリサイクル回収を徹底する。
- 4 グリーン購入対策の取り組み
 - ・事務用品の購入時に、古紙パルプ配合率やリサイクル度を確認して利用する。
- 5 公用車による自動車公害防止対策の取り組み
 - ・目的地が近距離ならば、なるべく公用自転車を利用する。
 - ・停車時は必ずエンジンを切る。
- 6 職員の環境意識の向上の取り組み
 - ・環境保全の情報を職員に周知し、環境意識の共有化を図る。

●監査事務局

- 1 昼休み、就業時間外の事務室内の照明は支障のない範囲で消灯する。
- 2 会議開催等において、クールビズ、ウォームビズ等に合わせた服装での開催を案内する。
- 3 コピー等に際し、用紙の両面使用に努めるとともに、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。また、会議等の資料作成にあたっては無駄なコピー等は行わない。

- 4 毎週水曜日の「ノー残業デー」を徹底する。
- 5 省エネ運動、廃棄物対策を通じて、環境保全への取り組み、意識啓発に努める。

●人事委員会事務局

- 1 執務室内の照明は、昼休みや業務終了後、業務に支障がある場合を除き消灯し、節電に努める。
- 2 「ノー残業デー」を徹底し、就業時間以降の消灯、節電に努める。
- 3 専用の回収ボックスを設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙を収集し、リユースやリサイクルに努める。
- 4 雑紙などの資源化物の分別を徹底する。
- 5 文房具及び事務用品等の購入は、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- 6 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。

●農業委員会事務局

- 1 ごみの分別を徹底し、雑誌などの資源化物がごみとして排出されないようにする。
- 2 昼休み・残業時の不用な照明の消灯等、節電を徹底する。
- 3 コピーや印刷物の作成に際しては、両面コピー、両面印刷に努めるほか、使用済み用紙の裏面活用やミスコピー紙のリサイクルなど、省資源を徹底する。

●教育委員会

- 1 省エネルギー
 - ・執務室の照明は、昼休み・残業時において、不要な箇所は消灯する。
 - ・出先施設の冷暖房については、利用者に配慮しながらも、過度な運転にならないように温度管理を行う。
- 2 省資源
 - ・用紙使用量の削減のため、両面コピーや不要になった用紙の裏面活用を積極的に行う。
 - ・文具等の消耗品については、各課ごとに一括管理するとともに、使い切るまで使用を徹底する。
- 3 職員の意識向上
 - ・各職員が日常的に環境保全に対する取り組みを意識するように、各職場において、朝礼・掲示等による周知を行う。

資料編

1. 環境基準等一覧表
2. 環境保全行政組織・機構（令和3年4月1日現在）
3. 市有施設太陽光発電設備等発電量一覧表
4. 市域の温室効果ガス排出量
5. 環境保全年表
6. 用語解説
7. 岡山市環境保全条例

1. 環境基準等一覧表

大気汚染に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準について (S.48.5.8 報告 25, H.8.10.25 報告 73 改正現在)

二酸化窒素に係る環境基準について (S.53.7.11 報告 38, H.8.10.25 報告 74 改正現在)

物質	二酸化いおう	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

備考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について (H.9.2.4 報告 4, H30.11.19 報告 100 改正現在)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(3) 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について (H21.9.9 報告 33)

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

騒音に係る環境基準 (H10.9.30 報告 64)

(1) 道路に面する地域以外の地域

区分	類型AA	類型A	類型B	類型C
昼間 6:00～22:00	50 デシベル以下	55 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
夜間 22:00～翌6:00	40 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下

(2) 道路に面する地域

区分	類型A		類型B		類型C	
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域		2車線以上の車線を有する道路に面する地域		車線を有する道路に面する地域	
昼間 6:00～22:00	60 デシベル以下		65 デシベル以下		65 デシベル以下	
夜間 22:00～翌6:00	55 デシベル以下		60 デシベル以下		60 デシベル以下	

幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準を適用する。

昼間：70デシベル以下 夜間：65デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を指します。

備考 個別の住居等において騒音の受けやすい面の窓を主として開けた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下)によることができる。

(3) 新幹線鉄道 (S50.7.29 報告 46)

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(参考) 岡山市内における当てはめ地域

○道路に面する地域以外の地域、道路に面する地域 (H24.3.29 市告 269)

地域の類型	類型 A	類型 B	類型 C
岡山市 (岡山市御津支所管内及び建部支所管内以外の地域)	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 用途地域以外の地域	近隣商業地域 準工業地域 商業地域 工業地域
岡山市御津支所管内及び建部支所管内	御津新庄及び御津矢原の各一部		地域の類型 A 以外の地域

○新幹線鉄道 (S50.4.15 県告 338)

地域の類型	当てはめ地域
I	地域の類型の当てはめをする地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域以外の地域
II	地域の類型の当てはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

水質汚濁に係る環境基準

(1)人の健康の保護に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準について (S.46.12.28 県告 59、H31.3.20 県告 46 号改正現在)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2)要監視項目及び指針値

H21.11.30 環境省水・大気環境局長通知 (環水大気発第091130004・環水大土発第091130005)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/l以下	フェノブカルブ	0.03mg/l以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	イプロベンホス	0.008mg/l以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/l以下	クロルニトロフェン	-
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/l以下	トルエン	0.6mg/l以下
イソキサチオン	0.008mg/l以下	キシレン	0.4mg/l以下
ダイアジノン	0.005mg/l以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/l以下
フェニトロチオン	0.003mg/l以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04mg/l以下	モリブデン	0.07mg/l以下
オキシシン銅	0.04mg/l以下	アンチモン	0.02mg/l以下
クロロタロニル	0.05mg/l以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下
プロピザミド	0.008mg/l以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/l以下
EPN	0.006mg/l以下	全マンガン	0.2mg/l以下
ジクロルボス	0.008mg/l以下	ウラン	0.002mg/l以下

(3)生活環境の保全に関する環境基準（河川）

水質汚濁に係る環境基準について（S.46.12.28 標告 59、H31.3.20 標告 46 改正現在）

(ア)河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/l以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）

(イ)河川（湖沼を除く）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生育する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 育する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(4)生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

水質汚濁に係る環境基準について（S.46.12.28 報告 59, H31.3.20 報告 46 改正現在）

（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

(E)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万㎡以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

類型	項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
			底層溶存酸素量
生物1		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l 以上
生物2		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l 以上
生物3		生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

(5)生活環境の保全に関する環境基準（海域）

水質汚濁に係る環境基準について（S.46.12.28 標告 59.H31.3.20 標告 46 改正現在）

(ア)海域

類型	項目	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A		水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B		水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されないこと
C		環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(イ)海域

類型	項目	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全りん
I		自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
II		水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III		水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV		水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l 以下	0.09mg/l 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(ウ)海域

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A		水生生物の生育する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.01mg/l 以下
生物特A		生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	0.006mg/l 以下

(エ)海域

類型	項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
			底層溶存酸素量
生物 1		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l 以上
生物 2		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l 以上
生物 3		生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準について (H.9.3.13 課告 10、H31.3.20 課告 54 号改正現在)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
クロロエチレン	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準について (H.3.8.23 課告 46、H.31.3.20 課告 48 号改正現在)

項目	環境上の条件		項目	環境上の条件 溶出試験
	溶出試験	全量試験		
カドミウム	0.01mg/l 以下	米0.4mg/kg 以下 農用地について	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	—	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
有機りん	検出されないこと	—	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	—	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	—	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	15mg/kg 未満農用地(田)の土壌について	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	—	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	—	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	検出されないこと	—	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
銅	—	125mg/kg 未満農用地(田)の土壌について	ベンゼン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	—	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	—	ふっ素	0.8mg/l 以下
クロロエチレン	0.002mg/l 以下	—	ほう素	1mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	—	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	—		

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水11につき0.01、0.01、0.05、0.01、0.0005、0.01、0.8及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液11につき0.03、0.03、0.15、0.03、0.0015、0.03、2.4及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、H.3課告46に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nをいう。

ダイオキシン類に係る環境基準

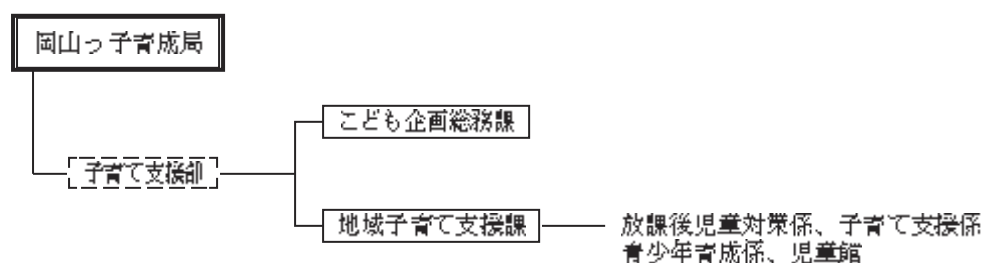
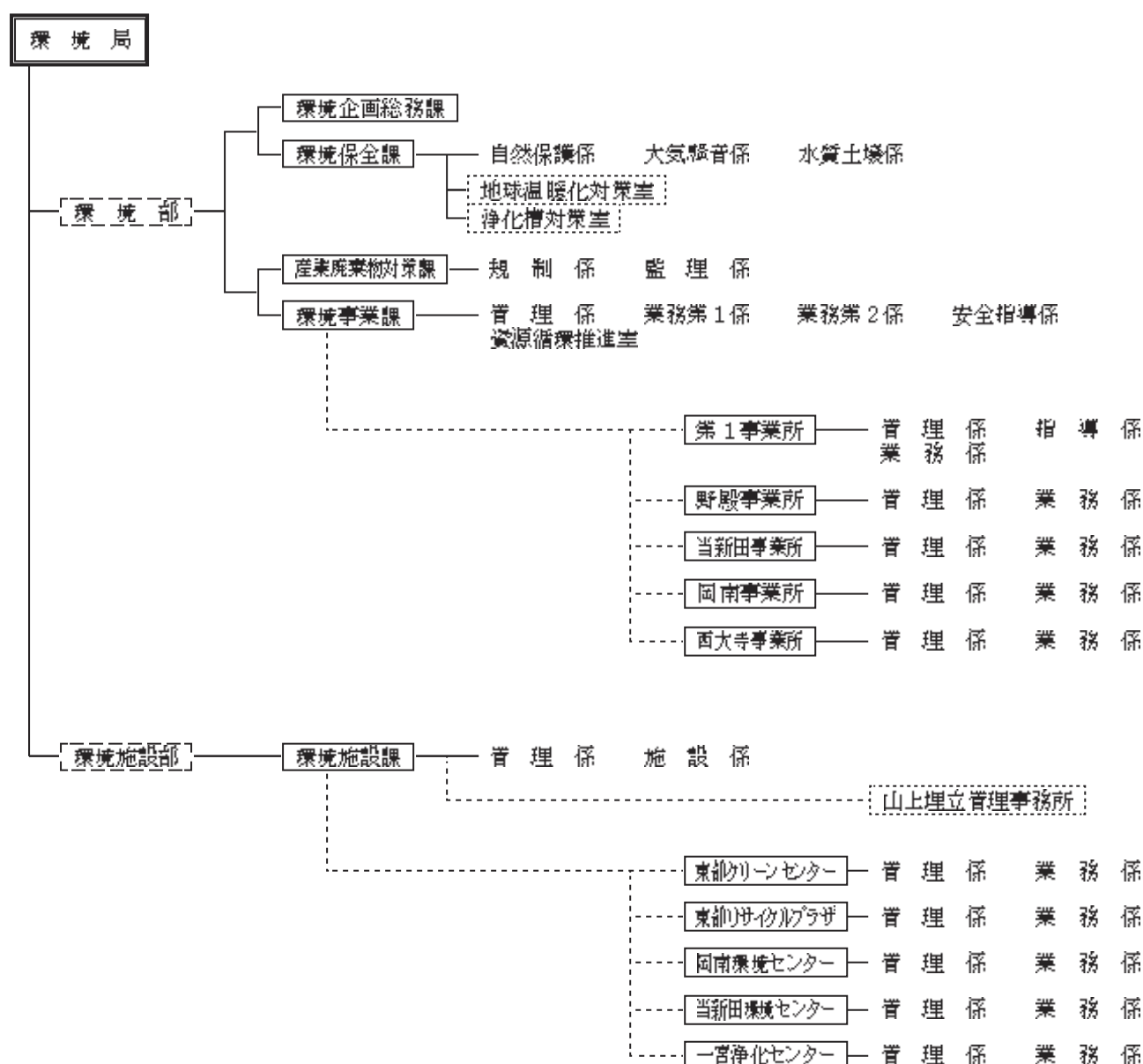
ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について (H.11.12.27 課告 68、H.21.3.31 課告 11 改正現在)

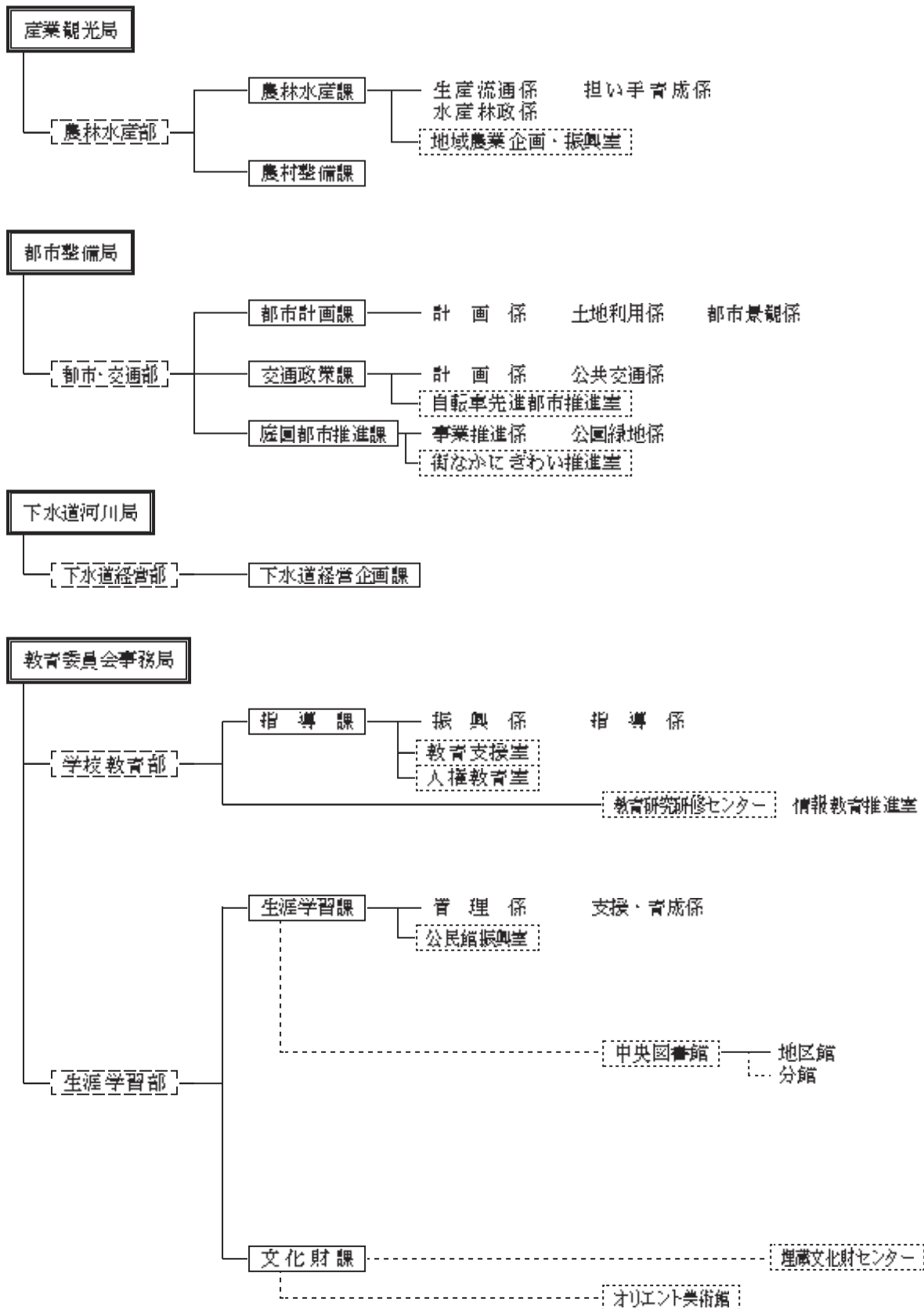
媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/ m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる計測方法を除く。以下、「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

2. 環境保全行政組織・機構（令和3年4月1日現在）





○ 備考

様構図中

 は局相当組織を、 は部相当組織を、 は課相当組織を、
 は課内室相当組織を、枠無しは係相当組織をそれぞれ表す。

3. 市有施設太陽光発電設備等発電量一覧表

(1) 太陽光発電設備

施設名	設置年度	出力(kw)	令和2年度 発電量(kwh)
上菅学校給食センター	H5	10.0	6,013
旭東浄水場	H6	1.0	不明
貝殿山駐車場公衆便所(市民憩いの森)	H7	1.0	不明
城東台小学校	H10	4.6	不明
中山認定こども園	H14	5.2	686
御津郷土歴史資料館・交流プラザ	H14	30.0	12,687
福祉交流プラザ建部	H14	3.2	3,475
ウェルポートなださき	H15	3.3	不明
中央小学校	H17	3.3	不明
藤崎認定こども園	H19	10.0	不明
鎮認定こども園	H19	10.0	5,866
おもちゃの宿(めだかの学校内)	H19	12.9	15,568
竹藪小学校	H20	18.4	3,757
建部町E&G海洋センター	H19	18.6	19,801
ほのほの荘	H19	12.9	13,882
福寿苑	H19	9.2	8,594
西消防署	H20	10.0	4,800
西大寺森林公園 百花プラザ	H20	20.0	22,393
南方岡山中央認定こども園	H21	10.0	11,692
市庁舎低層棟	H21	20.0	22,901
三野浄水場	H22	30.0	38,539
中消防署	H22	10.0	16,235
西小学校	H22	3.5	1,872
岡北中学校	H22	5.1	6,576
吉備中学校	H22	5.1	6,826
総南中学校	H22	5.1	5,885
富山中学校	H22	5.1	5,867
旭東中学校	H22	5.1	6,237
上菅中学校	H22	5.1	5,695
鎮南中学校	H22	5.7	6,079
芳永中学校	H22	5.1	6,993
芳田中学校	H22	5.1	6,751
藤田中学校	H22	5.1	不明
福森中学校	H22	5.3	不明
福徳保育園	H22	10.0	10,915
岡山県美術館・高等学校	H23	20.0	不明
建部町文化センター	H23	30.0	28,470
中央卸売市場	H23	40.0	56,711
福島コミュニティハウス	H23	5.0	6,736
今出張所	H23	5.0	7,287
瀬戸中学校体育館	H23	3.7	不明
瀬戸町図書館	H23	4.0	4,335
金川地区コミュニティハウス	H24	5.0	6,500
ウェルポートなださき	H24	10.0	不明
太郎認定こども園	H24	10.0	13,736
東部クリーンセンター(事務所棟)	H24	40.0	39,887
神崎森地プラザ	H24	4.0	4,713
浅越スポーツパーク	H24	10.0	11,842
せのお病院	H24	46.0	59,790
新南中学校	H24	5.0	不明
建部認定こども園	H24	10.0	12,219
吉備コミュニティハウス	H25	6.0	6,924
南区役所	H25	20.0	25,028
西ふれあいセンター	H25	15.3	21,413
六区保育園	H25	10.0	13,203
香町分署	H25	15.0	20,403

(2) その他発電設備

施設名	設置年度	出力(kw)	令和2年度 発電量(kwh)
東部クリーンセンター	-	12,100	36,709,610
岡南環境センター	ごみ発電	1,700	8,023,800
当新田環境センター	-	1,960	11,914,230
西大寺小水力発電所	H26	110	661,794

施設名	設置年度	出力(kw)	令和2年度 発電量(kwh)
福島小学校	H5	6.0	8,011
あしもり学園 岡山市立足守中学校	H5	6.2	4,906
通志館特設教室(ラング)レー官	H5	14.0	18,642
高田コミュニティハウス	H5	10.0	11,748
山上環境啓発施設	H6	11.0	不明
北ふれあいセンター	H6	20.0	不明
旧足守分署	H6	10.5	13,982
東区役所	H6	20.0	22,417
さけべ八幡温泉	H6	10.0	12,996
西大寺小学校	H6	46.0	67,680
伊島小学校	H6	30.0	36,061
芳田小学校	H6	30.0	49,959
瀬戸中学校	H6	40.0	48,829
岡山市立市民病院	H6	100.0	120,876
西部リサイクルプラザ	H6	150.0	172,033
承芳ふれあい広場	H6	31.6	31,351
瀬戸町カヌー会庫	H7	28.6	25,566
建部浄化センター	H7	47.6	46,174
南ふれあいセンター	H7	10.0	13,549
北消防署	H7	10.0	14,408
庵之口小学校	H7	16.0	21,424
総山中学校	H7	16.0	21,461
吉備公民館	H7	20.0	28,962
山上運動場分場	H7	2000.0	不明
中区役所	H8	20.0	27,832
瀬元町北自転車駐車場	H8	20.0	26,822
水産町庁舎	H8	20.0	31,212
北消防署 建部出張所	H8	10.0	6,344
西消防署 高松出張所	H8	10.0	11,320
西小学校	H8	49.8	48,282
岡北中学校	H8	35.0	43,024
桑田中学校	H8	46.0	59,684
岡窪中学校	H8	46.0	57,763
藤崎コミュニティハウス	H8	4.5	4,516
追川コミュニティハウス	H8	4.5	4,142
同西公民館	H8	13.8	18,348
同窪公民館	H8	28.9	39,381
一宮公民館	H9	12.6	16,110
鹿田小学校	H9	46.5	63,066
小串小学校	H9	10.0	7,358
甲浦認定こども園	H9	10.0	14,968
奥津認定こども園	H9	5.0	6,552
伊島認定こども園	H30	10.0	13,229
高島小学校	H30	4.1	11,041
総山公民館	H30	10.0	10,689
岡東浄化センター	H30	617.0	834,020
東山浄場	H30	20.0	28,662
岡山市首領南駐車場(待合所)	R1	3.0	2,016
宇野認定こども園	R1	10.0	8,166
今認定こども園	R1	10.0	5,717
鹿田認定こども園	R1	10.0	12,901
旭庵認定こども園	R1	5.0	5,571
竹藪コミュニティハウス	R2	3.5	2,146
中消防署 倉田出張所	R2	5.0	1,774
千種認定こども園	R2	6.0	令和3年度より 稼働開始
院南認定こども園	R2	6.0	令和3年度より 稼働開始
七区コミュニティハウス	R2	4.0	令和3年度より 稼働開始

4. 市域の温室効果ガス排出量

(単位：千t-CO₂)

区 分		2017年度 (確定値)	2018年度 (暫定値)	増減量	増減率
二酸化炭素	産業部門	2,264	2,276	12	0.5
	民生家庭部門	840	756	△ 84	△ 10.0
	民生業務部門	1,043	947	△ 96	△ 9.2
	運輸部門	1,255	1,241	△ 14	△ 1.1
	廃棄物部門	129	132	3	2.3
小 計		5,531	5,352	△ 179	△ 3.2
メタン		112	125	13	11.6
一酸化二窒素		55	55	0	0.0
代替フロン等4ガス		304	318	14	4.6
小 計		471	498	27	5.7
合 計		6,002	5,850	△ 152	△ 2.5

5. 環境保全年表

昭和	36.	岡山市公害対策審議会設置
	39.	衛生部保健衛生課に公害係設置
	41.	「岡山市公害防止条例」制定、公害審議会設置
	42.	(国)「公害対策基本法」施行
	43.	(国)「大気汚染防止法」、「騒音規制法」施行
	44.	「騒音規制法」の指定地域となる
	45.	衛生局に公害課設置 岡山市公害対策本部設置 大気汚染測定局稼働開始
	46.	(国)「水質汚濁防止法」の施行 「大気汚染防止法」の政令市となる 岡山市緑化条例を制定
	47.	岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 (国)「悪臭防止法」施行
	48.	主要工場等と公害防止協定締結開始 「岡山市公害防止条例」全面改正 正儀・江並・上南・興除測定局を県センターに接続、テレメータ化する
	49.	「水質汚濁防止法」の政令市となる 「岡山市公害防止条例の規制基準等に関する規則」制定
	50.	「悪臭防止法」の指定地域となる
	51.	(国)「振動規制法」施行
	52.	岡山市大気汚染監視センター設置、大気汚染測定局7局を本市センターに接続、テレメータ化する 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域あてはめ
	53.	自動車排出ガス測定局稼働開始 「振動規制法」の指定地域となる 「岡山市中小企業公害防止施設補助金交付要綱」施行 (国)「NO ₂ 環境基準」改正
	54.	(県)「岡山県環境影響評価指導要綱」施行 新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策助成事務に関する協定を国鉄と締結
	55.	(県)「COD 総量削減計画」公告
	56.	(県)「岡山県自然海浜保全地区条例」施行 (国)「COD 総量規制」全面施行 (国)「騒音規制法」の指定地域の拡大(市街化調整区域を地域指定)
	57.	宝伝海水浴場が自然海浜保全地区に指定される 環境水質自動測定局稼働開始
	58.	発生源水質測定局稼働開始 「岡山市内に生息する川魚展」等の環境月間行事を開始 気象観測局を金山から高倉山に移設
	59.	(県)「岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱」制定 (国)「湖沼水質保全特別措置法」施行 (県)「拡声器等による暴騒音規制条例」施行
	60.	「雄町の冷泉」が名水百選に選ばれる 騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ(岡山市他9市1町) (国)「湖沼水質保全特別措置法」に窒素・燐の排出基準が追加される 「水辺教室」事業開始 児島湖が湖沼法の指定湖沼に指定され湖沼法の政令市となる 「どこまで見える青空観測コンテスト」実施
	61.	岡山市の河川環境指標決定 「川や海をきれいにするための標語コンクール」募集

昭和	61.	「ウォークラリーふるさとの水辺教室」「親子まちの探検隊」事業開始
	62.	(県)「見島湖に係る湖沼水質保全計画」策定 (県)「見島湖における窒素・磷の環境基準暫定目標」設定 (県)湖沼特定事業場に係るCOD 汚濁負荷量規制基準設定 「水質浄化ポスター」事業開始 (県)COD 総量規制基準改正 見島湖流域清掃大作戦事業開始(西川) 見島湖流域水質浄化推進員制度創設 「岡山の川・見島湖パネル展」「スターウォッチング星空の街コンテスト」開始
	63.	公害課から環境保全課に課名変更 「小型合併浄化槽設置整備補助事業」開始 「環境教室水生生物編」「水に係わる写真コンクール」「ふるさとの環境教室」開催
平成	元.	「音に係わるポスターコンクール」開催 岡山市河川環境管理計画策定構想発表 公害監視テレメータシステム更新 (国)特定建設作業に係る規制基準の改正 「近隣騒音市民意識調査」実施 「岡山市の水辺に対する意識調査」実施 (国)「水質汚濁防止法」に有害物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを追加 (国)「水質汚濁防止法」に地下浸透規制を追加 (国)「大気汚染防止法」の特定粉じんに石綿を追加 2. (国)航空機騒音に係る環境基準の類型設定 (国)「水質汚濁防止法」に生活排水対策の推進を追加 「岡山県合併処理浄化槽普及促進協議会」設立 3. (県)「岡山県見島湖環境保全条例」公布 (国)COD 総量規制基準改正(第三次総量規制) 岡山市全域が生活排水対策重点地域に指定される 「岡山市ごみ非常事態宣言」が発令される 4. 「地球環境問題ポスターコンクール」事業開始 「岡山市ごみ非常事態宣言」を平成6年3月まで延長 「岡山市水辺環境計画」策定 「岡山市緑のマスタープラン」策定 (国)「水質汚濁防止法」3条3項の上のせ排水基準改正、見島湖流域の20 t/日以上に基準適用 岡山市ホテルの里事業開始 (国)廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行 電気自動車導入(公害パトロールカー) 5. 見島湖流域環境保全実践モデル地区指定開始 「岡山市一般廃棄物処理基本計画」策定 「岡山市都市緑化推進基本計画」策定 「騒音規制法」の環境基準の指定地域拡大(無指定地域を追加) (国)「水質汚濁防止法」の海域に係る排水基準に窒素・磷を追加 (国)「環境基本法」施行 6. (国)「水質汚濁防止法」の有害物質に13項目追加 曹源寺周辺環境整備事業実施 「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「岡山県公害防止条例」及び「岡山県見島湖環境保全条例」の一部が市に事務移管 「身近な環境調査」開始 ホテルの里活動団体連絡会議事業開始

平成	7.	「平成7年度全国生活排水対策重点地域指定市町村連絡協議会総会」が岡山市にて開催 (国) こどもエコクラブ発足 (国) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布
	8.	(国) 騒音・振動・悪臭の規制地域及び基準の告示 岡山市が「水の郷」として認定される 岡山市環境美化条例公布(10/1施行) 「岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定 「岡山市ごみ非常事態宣言」解除 瀬戸内海環境保全特別措置法の政令市となる 「『身近な環境づくり』移動パネル展と移動水族館」開始 (国) 水質汚濁防止法に地下水の浄化措置及び油に係る事故等の措置が追加される 岡山市見島湖流域環境保全推進員ブロック会議(計5ブロック)事業開始 (国) 第四次COD総量削減計画が定められる 「親子わくわくかんきょうかん」事業開始 (国) COD総量規制(第四次)基準値が改正される (県) 岡山県公害防止条例(水質関係)の地下浸透を禁止する物質にPCBなど16物質が追加される (県) 岡山県環境基本条例を制定 「岡山市環境計画検討会中間報告書」公表 岡山市環境計画策定協議会設置 「こどもエコクラブ in おかやま」開催
	9.	おまちアクアガーデン開園 自然体験リーダー養成講座開始 (国) 地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定される (国) 大気汚染防止法施行令の一部改正により、有害大気汚染物質として、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが指定される。また、建築物の解体等に伴う石粉飛散防止に係る所要の措置が追加される 4公民館において「ハールポップすい星観望会」実施 (国) 「環境影響評価法」公布 岡山県において清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)が策定され、西川・枝川用水路が「おかやまの清流」に選定される 「高島・旭竜地区エコミュージアムモデル事業」開始 (国) 気候変動枠組条約第3回締約国会議開催、同会議京都議定書採択 「中学高校環境研究発表会」事業開始 「見島湖ミステリーツアー」実施 本市で「第22回公害苦情相談員ブロック会議(中四国)」開催
	10.	「地球を守るこどもエコクラブ展」開催 「岡山市環境基本計画」策定 (県) 海域(見島湾及び牛窓地先)の全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型が指定される 「岡山市公害対策本部」を廃止し、「岡山市環境基本計画推進本部」を設置する 岡山市有害化学物質対策連絡会議の設置 「グリーン購入フォーラム in 岡山」開催 「ストップ!地球温暖化パネル展」事業開始
	11.	本市で「第4回瀬戸内海環境保全市民講座」開催 西大寺地区で魚の大量死発生調査実施 岡山市公害監視テレメータシステム更新 本市保健福祉会館が国の総合環境ゾーン・モデル事業の拠点施設のひとつに指定される (国) 騒音に係る環境基準について、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに変更され、施行

平成	11.	<p>岡山市産植物目録を発刊する 機構改革により、環境管理係が環境調整室となり自然公園、省エネ・省資源の事務が加わる また、公害監視センターが環境情報センターに名称変更される 椋山公園里山センター開館</p>
	12.	<p>(国)「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 (県)岡山県環境影響評価等に関する条例を制定 (国)ダイオキシン類対策特別措置法施行 「岡山市自動車公害防止計画」策定 「岡山市環境保全条例」公布 岡山市環境保全審査会設置 (国)「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」公布 (国)「循環型社会形成推進基本法」公布 中四国環境教育ミーティング 2000 の開催 岡山市環境保全条例施行規則を制定</p>
	13.	<p>岡山市公害の規制基準等に関する規則の改正 環境事業局から環境局に名称変更し、保健福祉局から環境保全部門の移管を行い、環境保全課を廃止し、 環境調整課及び環境規制課を設置 環境総務課浄化槽係が環境規制課に浄化槽対策室として移管される 環境パートナーシップ事業開始 「岡山市環境保全行動計画(地球温暖化部門)」の策定 エコボランティア事業アダプト・プログラム合同調印式の開催 環境未来都市 EXPO 2001(幕張メッセ)への出展 ユネスコ加盟 50 周年記念事業「みんなで取り組む環境づくりおかやま」の開催 「かおり風景 100 選」に「吉備丘陵の白桃」(岡山市ほか)が選ばれる 環境省選定「重要湿地 500」に「岡山平野のスイゲンゼニタナゴ生息地」「永江川河口」の 2 地点が選ばれる。</p>
	14.	<p>グリーンカンパニー講習会の開催 市長に、岡山市環境保全審査会が「岡山市における希少野生生物保護のあり方について(中間報告)」を答申 岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例を制定 環境規制課浄化槽対策室が下水道局に移管され、水質係が水質・浄化槽係に名称変更される 「岡山市グリーン購入基本方針」を策定 「ヨハネスブルグ・サミットに向けた岡山会議」の開催 「岡山市環境保全行動計画(全体)」策定 ヨハネスブルグ・サミットのサイドイベント「Educating for a Sustainable Future : Action, Commitments and Partnerships」への参加 (国)「スイゲンゼニタナゴ」が種の保存法の国内希少野生動植物種に指定される 環境パートナーシップ交流会の開催 市民共同発電事業開始(中山保育園におひさま発電所 1 号機を設置) ユネスコ本部へ「Save the Earth Citizens Registration Rally」の提案 岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例施行規則の制定 「グリーンエネルギーフェア」の開催 (国)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」公布 (国)「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」公布</p>
	15.	<p>(国)「自然再生推進法」施行 (国)「土壌汚染対策法」施行 「岡山市地域新エネルギービジョン」策定 「全国生活排水対策重点地域指定市町村中国ブロック会議」開催</p>

平成	<p>15. 「今保水質自動測定局」休止 市長に、岡山市総合政策審議会・汚水処理施設整備検討委員会が「持続的な発展が可能な岡山市の汚水処理施設整備の基本的な指針の策定について」を最終答申 環境経営セミナーの開催 市長に、岡山市環境保全審査会が「岡山市における希少野生生物保護のあり方について」を答申</p> <p>16. 「岡山市環境保全条例」を改正し、「生物多様性保全」、「緑の保全」追加 「岡山市エコイベント実施要綱」施行 「市有施設において職員が使用した弁当容器の処分方針」策定 (国)「アユモドキ」が種の保存法の国内希少野生動植物種に指定される</p> <p>17. (国)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」施行 (国)「京都議定書」発効 「岡山市環境基本計画」改定 「環境づくり活動ステップアップ支援事業」開始 (国)「国連持続可能な開発のための教育の10年」開始 山南、上南一般環境大気測定局、庭瀬、清輝自動車排出ガス測定局を廃止 国連大学のRCEに岡山地域が指定される 岡山市環境保全条例に基づき、「生物多様性保全基本方針」、「自然環境配慮ガイドライン」を決定し、「共生地区」を指定する 「岡山市景観基本計画」策定 市長に、岡山市環境保全審査会が「悪臭防止法に基づく臭気規制のあり方について」を答申</p> <p>18. 岡山市環境保全条例に基づき、「環境配慮届」の提出が義務づけられる 五明一般環境大気測定局、西祖自動車排出ガス測定局を設置 機構改革により、環境規制課が環境保全課となり、環境調整課を廃止し、環境管理係と自然保護係を環境保全課に移管する。併せて、合併浄化槽推進室も移管する。 (国)「大気汚染防止法」一部改正「アスベスト関連規制」強化 (国)「大気汚染防止法」一部改正「VOC 排出規制制度」追加 (国)「水質汚濁防止法」亜鉛含有量の排水基準値見直し 悪臭防止法に基づく規制方法を改正「臭気指数規制」施行 「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」策定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）の届出事務が岡山県から岡山市へ移行される</p> <p>19. 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第4次評価報告書を発表 「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」施行 (国)「美しい星50（Cool Earth 50）」を発表 (国)「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」公布、施行 錦保奇園におひさま発電所2号機を設置 「岡山市もったいない運動」の実施 ESD・環境活動発表交流会の開催</p> <p>20. (国)京都議定書で定められた削減目標の第一約束期間（H20～H24）に入る 地球温暖化対策を強化するため、環境保全課内に地球温暖化対策室を設置し、環境管理係を廃止する (国)「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 (国)「クールアース・デー」の創設 (国)「低炭素社会づくり実行計画」閣議決定 「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」改訂 家庭ごみ有料化開始 「児島湖水質自動測定局・笹ヶ瀬水質自動測定局」休止 第5次岡山・倉敷地域公害防止計画策定</p>
----	---

平成	20.	「岡山市地域省エネルギービジョン」の策定 ホテルの里事業を発展させ、「身近な生きものの里事業」開始
	21.	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の開始 公共施設のE S C O事業導入可能性調査の実施 (国)「鳩山イニシアチブ」として1990年比で2020年までに25%削減を表明 (国)環境基準について、公共用水域1項目追加、地下水3項目追加、基準値の一部見直し 南方保育園太陽光発電システム稼働 (国)微小粒子状物質(P M 2.5)による大気汚染に係る環境基準を定める
	22.	市庁舎太陽光発電システム稼働 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」施行 電気自動車普及促進事業の開始 福渡保育園におひさま発電所3号機を設置
	23.	「岡山市環境保全条例」を改正し、「第4章 環境の保全に関する審議会」を追加 「岡山市環境総合審議会」、「岡山市公害対策審議会」、「岡山市自然環境保全審議会」を設置 (国)「大気汚染防止法」ばい煙量等の測定結果の記録・保存の義務付け、測定結果の未記録等に対する罰則創設 (国)「水質汚濁防止法」事故時の措置の範囲の拡大、排水水等の測定結果の記録・保存の義務付け、測定結果の未記録等に対する罰則創設 (国)「再生可能エネルギー特別措置法」成立 「国連E S Dの10年最終年合会」の開催地が愛知県・名古屋市とともに岡山市に決定 「旧笹ヶ瀬局舎」解体撤去 「旧見島湖局舎」見島湾土地改良区へ譲渡 市立瀬戸町図書館におひさま発電所4号機を設置 「第2次岡山市環境基本計画」及び「岡山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定
	24.	(県)「カワバタモロコ」が岡山県希少野生植物保護条例の指定希少野生植物に指定される 機構改革によりE S D最終年合会準備室を新設 (国)「水質汚濁防止法」有害物質(1,4-ジオキサン)、指定物質、特定施設の追加 (国)「水質汚濁防止法」地下水汚染の未然防止のための取組制度創設 江並局、東岡山局でP M 2.5測定開始 騒音に係る環境基準の当てはめ地域を工業専用地域を除く市全域に拡大
	25.	南方局でP M 2.5測定開始 建部保育園におひさま発電所5号機を設置 機構改革によりE S D世界会議推進局を新設 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が第5次評価報告書(第1作業部会)を発表 (国)「大気汚染防止法」特定粉じん排出等作業について作業基準等強化(平成26年6月1日施行)
	26.	(国)「エネルギー基本計画」閣議決定 「E S Dに関するユネスコ世界会議」関連会議として、「E S D推進のための公民館-C L C国際会議」「ユネスコスクール世界大会」「ユネスコE S Dユース・コンファレンス」「第9回グローバルR C E会議」「教師教育に関する国際会議」開催 「持続可能な開発のための教育の推進に関する条例」施行 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が第5次評価報告書(第2作業部会・第3作業部会・統合報告書)を発表 建部小学校及び西祖地区農業集落排水処理場でP M 2.5測定開始(平成30年3月31日測定終了)
	27.	(国)温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年までに26%削減する目標を国連気候変動枠組み条約事務局に提出 (国)「フロン排出抑制法」施行

平成	27.	<p>(国) 新国民運動「COOL CHOICE」開始 機構改革により市民協働局ESD推進課を新設 「岡山ESDプロジェクト2015 - 2019 基本構想」策定 ユネスコが「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」のキーパートナーの一つに岡山市を認定 (国) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(水銀排出規制) 公布(平成27年6月19日) 住宅・事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業の開始</p>
	28.	<p>(国) 電力小売全面自由化の開始 (国) 「地球温暖化対策計画」閣議決定 (国) 「政府実行計画」閣議決定 環境情報センターが大気騒音係に統合 岡山市大気監視テレメータ室に改名(平成28年4月1日) 「岡山ESDプロジェクト」が2016年ユネスコ/日本ESD賞を受賞(平成28年10月11日日本国内で初受賞) (県) 「瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画」の変更(平成28年10月28日) 岡輝公民館に岡輝おひさま発電所を設置(平成28年11月) 岡西公民館に岡西おひさま発電所を設置(平成29年2月) (国) 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」閣議決定(平成29年3月3日) (県) 「見島湖に係る第7期湖沼水質保全計画」の策定(平成29年3月30日) 「岡山市生活排水対策推進計画(第二期)」策定(平成29年3月) 「岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画」策定 「岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改訂)」策定(平成29年3月) 「岡山市生物多様性地域戦略」策定(平成29年3月) 「第2次岡山市環境基本計画(含地球温暖化対策実行計画)」策定(平成29年3月)</p>
	29.	<p>(国) 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布(平成29年5月) 岡山市がユネスコ学習都市賞を受賞(平成29年9月18日、日本国内で初受賞) 旧今保環境水質測定局舎建物・土地売却(平成30年3月) 「岡山市環境影響評価条例」公布(平成30年3月20日)</p>
	30.	<p>(国) 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」第1段階施行(平成30年4月) (国) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(水銀排出規制) 施行(平成30年4月1日) 南輝局、吉備局、西大寺局でPM_{2.5}測定開始 岡山市が「SDGs未来都市」に選定される(平成30年6月) 高倉山気象観測局の廃止(平成31年3月31日) 「岡山市環境保全行動計画(第Ⅲ期)」策定(平成31年3月)</p>
	31.	<p>(国) 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」第2段階施行(平成31年4月) 「岡山市環境影響評価条例」施行(平成31年4月1日)</p>
令和	元.	<p>(国) 「浄化槽法の一部を改正する法律」公布(令和元年6月19日) 興除局でPM_{2.5}測定開始、非メタン炭化水素の測定を終了 御津大気測定局で測定開始 (国) 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定(令和元年6月)</p>
	2.	<p>ESD推進課がSDGs・ESD推進課に課名変更 (国) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(令和2年6月5日) (国) 2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明(令和2年10月) 「世界首長誓約/日本」に署名(令和2年7月29日) 岡山連携中枢都市圏の市町と共同で「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を発表(令和3年2月2日)</p>

6. 用語解説

【ア】

・アダプト

市民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子（英語で adopt）とみなし、定期的に清掃や緑化活動を行う活動。

・RCE（持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点）

国連大学が持続可能な開発のための教育（ESD）を推進するために提唱している活動の一つ。公的・非公的機関のネットワークによりESDを推進するモデルとなるもの。2005年6月（平成16年）に開催された「国連大学－ユネスコグローバルイニシアチブと持続可能な未来のための教育会議」で岡山など世界7地域が最初に認定された。（平成25年現在：117地域）

・ESD（持続可能な開発のための教育）

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルによる環境悪化や貧困の増大など弊害を招いた開発を反省し、将来にわたって、また地球規模の視点においても、あらゆる人々が自然環境などと共存できる持続可能な社会の達成を目指す教育のこと。

・石綿（アスベスト）

天然に産する鉱物群のうちで、高い抗張力と柔軟性をもつ特異な繊維状集合をなすもの。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の工業上の諸特性に優れているため、建材、電気製品、自動車などに利用されてきた。吸引により中皮腫等の健康被害を引き起こすとして規制されている。

大気汚染防止法でいう石綿は以下の6種類である。

クリソタイル（温石綿・白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト（直閃石綿）、トレモライト（透角閃石綿）、アクチノライト（陽起石綿）

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の固形状または液状の廃棄物。市民の日常生活に伴うごみ、くみ取りし尿などの生活系廃棄物の他、事業系ごみの中で産業廃棄物に規定されない廃棄物。

・SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

・オゾン層

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、われわれ生物を守っている。冷媒、洗浄剤、発泡剤などに使用されるCFC（いわゆるフロン）、HCFCなどオゾン層破壊物質は、いったん環境中に放出されると、成層圏まで達し、そこで強い紫外線を浴びて塩素を放出してオゾン層を破壊する。

その結果、地上に達する有害紫外線の照射量が増加し、皮膚がんの増加、生態系への悪影響などが生じるおそれがある。そのためモントリオール議定書により、CFCなどオゾン層破壊物質の生産は中止されたが、過去に生産された物質が相当量残されており、これらの回収が課題となっている。

【カ】

・外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに防除等を行うことで、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とし、平成16（2004）

年6月に制定され、平成（2005）17年6月から施行された。

・環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

・環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握・解析するのと同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

・環境基本法

環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5（1993）年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。

・環境基準

環境基本法第16条第1項により「人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」とされ、環境改善のための行政目標である。

・環境資源

暮らしを支える資源サービスとして環境の恵みを把握し、資源の持続で公平な供給と維持をめざす試みからみた場合の環境要素。

・環境大気常時監視

大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の

状況を継続的に測定すること。環境基準が設定されている二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）、二酸化窒素（NO₂）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）のほか、OxやPM_{2.5}の生成原因となる非メタン炭化水素（NMHC）について測定を実施している。

・外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれる正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。

・環境マネジメントシステム

正常な市場経済活動を維持しつつ環境保全を進めるため、企業が自主的判断により行う環境対策のシステム。環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14000シリーズ、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21などがある。

・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された国連の組織。各国の政府から推薦された科学者の参加のもと、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。

・規制基準

排ガス、排水、騒音値及び振動値などの規制が適用される事業場に対し、事業者等が遵守すべき基準として定められたものである。

・京都議定書

1997年（平成9年）12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択した、地球温暖化防止のための国際的な枠組。先進国に対する温室効果ガス排出量の削減目標値などが定められた。気候変動に関する国際連合枠組条約締約国の1990年（平成2年）における二酸化

炭素総排出量のうち、55%以上を占める55か国以上の締約国が批准、承認等行った後、90日目に発効される。2005年（平成16年）11月にロシアが批准したことにより、要件が満たされ、2006年（平成17年）2月に発効した。

・区域の指定の解除

要措置区域等の指定は、区域に指定された際の事由がなくなったときにはその指定が解除される。要措置区域において、汚染の摂取経路の遮断が行われた場合は、要措置区域の指定が解除され、形質変更時要届出区域に指定される。形質変更時要届出区域の指定が解除されるためには、基準に適合しない土壌が区域内に存在しなくなる必要がある。

・形質変更時要届出区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、土壌汚染の摂取経路がない区域。健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は不要な区域。ただし、土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事等に届出の義務がある。

・公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供する水路。

環境基準としては、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が定められている。

【サ】

・酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる酸性の降下物で、通常pH（水素イオン指数）5.6以下の雨が酸性雨とされている。欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や、森林の衰退が報告され、

国境を越えた国際的な問題となっている。

・自然公園

昭和6（1931）年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32（1957）年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。

・自然保護活動推進員

自然環境保全地区の生物多様性の保全を図るため、設置している。岡山市環境保全条例第29条の19に基づく。

・指定基準

土壌の汚染状態に関する基準として定められている基準で、土壌汚染状況調査の結果、この基準に適合しない場合は要措置区域等に指定される。地下水摂取などによるリスクからは土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準が定められている。

・指定調査機関

土壌汚染状況調査を行うために環境大臣又は都道府県知事によって指定された調査機関のこと。土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査は、指定調査機関のみが行うこととされている。

・種の保存法

正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5（1993）年4月に施行された。令和2（2020）年3月までに356種の国内希少野生動植物種が定められ、個体の捕獲及び個体等の譲渡し等が禁止されている。

・生活排水

台所、洗たく、し尿浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水をいう。

・生活排水処理人口

生活排水処理を、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び簡易沈殿槽などの生活排水処理施設で行う人口。

・生態系

ある空間に生きている生物（有機物）とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合っ生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。

・生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。

・絶滅危惧種

人為の影響の如何に係わらず個体数が異常に減少し、放置すればやがて絶滅すると推定されるもの。

・騒音レベル

音に対する人間の感じ方は音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベル（dB）で表す。実際には騒音計のA特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとしてデシベル（A）又はdB（A）で表示する。

【夕】

・ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性などの毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

・淡水魚

生活環の全部を淡水中で経過するか、少なくともある時期には必ず淡水域に入ってくるものを淡水魚といい、淡水域で生活することはあるが、それが必ずしもその種にとって必要のないものは周辺の淡水魚という。

・地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇することをいう。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書によれば、21世紀末までに地球全体の平均気温が0.3～4.8℃上昇すると予測されている。

・天然記念物

わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）で、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

・TEQ（Toxicity Equivalency Quantity：毒性等量）

ダイオキシン類は異性体によって毒性が異なるため、測定値そのままでは毒性の評価をすることが出来ない。そのため、2,3,7,8-TCDD（2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン）の毒性を1とした係数（毒性等価係数、TEF（Toxicity Equivalency Factors））を実測濃度に掛けた数値の合計のこと。

・特定有害物質

土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれのある有害物質として土壌

汚染対策法施行令で定められた26物質のこと。

第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）、第二種特定有害物質（重金属等）、第三種特定有害物質（農薬等）があり、物質ごとに土壌溶出量基準や土壌含有量基準が設定されている。

【ハ】

・パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択した、2020年以降の地球温暖化対策を定めた気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。1997年に採択された京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みであり、気候変動枠組条約に加盟する全196カ国全てが参加。

・ヒートアイランド

都市において、燃焼、冷暖房、自動車などの放熱や、大気汚染などの影響で周辺部との間に目立った温度差を生じる現象。

・PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下の小さな粒子のこと。

（図：PMの大きさ（人髪や海岸細砂）との比較）

【マ】

・身近な生きものの里

身近な自然を大切にす地域づくりを目的として、「岡山市ホタルの里」事業を発展させ、平成20年度から行っている事業。環境保全活動を行っている地域を認定し活動支援等を行っている。

【ヤ】

・要請限度

自動車騒音や道路交通振動が、この限度を超えて発生した場合には、生活環境が著しく害される

おそれがあるため、公安委員会等に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができる限度のこと。

・要措置区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、土壌汚染の摂取経路がある区域。健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域。

・要措置区域等

土壌汚染状況調査の結果、その土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が指定基準を超過した場合に、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定される。これら2つの区域を合わせて要措置区域等という。

【ウ】

・緑化協定

岡山市環境保全条例に基づき、大規模な団地、工場などと敷地内緑化について協定を結んでいる。

・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅の恐れのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元年に環境庁が日本版レッドデータブックを発表している。県内の野生生物の現状については、平成10（1998）年度から平成14（2002）年度までの5か年計画で調査検討し、平成14（2002）年度末に岡山県版のレッドデータブックを発刊、さらに、平成21（2009）年度末及び令和元（2019）年度末に、それぞれ改訂版を発刊している。

7. 岡山市環境保全条例

平成12年3月22日
市条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）

第2節 総合的推進のための施策（第8条—第12条）

第3節 効果的推進のための施策（第13条—第25条）

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 地球環境の保全（第27条・第28条）

第2節 生物多様性の保全（第29条—第29条の20）

第2節の2 緑の保全及び育成（第30条—第30条の19）

第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条—第37条）

第4節 事業活動からの環境保全（第38条—第52条）

第4章 環境の保全に関する審議会（第52条の2—第52条の8）

第5章 雑則（第53条—第57条）

第6章 罰則（第58条—第68条）

附則

岡山市は、古くから、瀬戸内沿岸のおだやかな気候と豊かな自然によって形作られる固有の風土のもと、ゆるやかに自然と融和した新田や塩田開発技術、そして多彩な芸術文化・教育などを育んできた。

しかし、20世紀に入り、世界的規模で定着した大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が与える環境への負荷が過大となり、本市においても地域の生活環境が悪化するとともに、その蓄積が、地球規模の環境問題として、人類の生存基盤そのものを脅かしはじめてきている。

すべての市民は、良好な環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を負っている。

新しい千年紀を迎え、私たちは、これまでに、先人達が築きあげてきた豊かな遺産が、それぞれ

の地域の良好な環境によって支えられてきたものであることを深く自覚するとともに、その地域の環境を守り育てていくことが、地球環境の保全につながることを理解し、身近なところから環境への負荷の小さいまちづくりに取り組む必要がある。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び行政のすべての人々の参加により、都市の構造や活動を環境保全型へと変え、自然と共生し、環境負荷が小さい、持続発展が可能な都市を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項並びに

公害の防止その他の環境保全を図るために必要な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境汚染物質 ばい煙、粉じん、汚水（温水及び廃液を含む。）、騒音、振動、悪臭物質その他の人の健康又は快適な生活を阻害する物質等をいう。

(5) 特定施設 環境汚染物質を発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある施設であって、規則で定めるものをいう。

(6) 規制基準 特定施設又は特定施設を設置する工場又は事業場（以下「事業場等」という。）から発生し、又は排出する環境汚染物質（粉じんを除く。）の量、濃度又は程度（以下

「環境汚染物質の量等」という。）についての許容限度をいう。

(7) 施設管理基準 粉じんを発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。

(8) 特定建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物のうち規則で定めるものをいう。

(9) 貴重野生生物種 市内に生息又は生育する野生生物種のうち、絶滅のおそれがある種として、第29条の5の規定により市長が指定したものをいう。

(10) 自然環境保全地区 市域のうち、生物多様性の保全を図る必要がある地区として、第29条の10の規定により市長が指定したものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健康で快適な生活の確保が、すべての市民がその生活を営む上で欠くことができない基盤であるという認識のもと、その環境を良好なまま、子孫へと手渡していくことを目指して行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、本市に暮らし活動するすべての人が参加し、人と自然との共生並びに物の循環的利用及び省エネルギーが実現される社会を構築することにより、都市全体が環境保全を基調とした文化を有することを目指して行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるという認識のもとに、その認識が市の施策、事業活動及び市民の日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的、社会的特性に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、

広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減等、環境の保全と創造に係る必要な措置を自主的、積極的に講じなければならない。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境保全上の支障を防止するため、都市・生活型公害の防止、資源及びエネルギーの消費抑制、廃棄物の発生抑制等により、日常生活に伴う環境負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、日常生活において、自然環境の保全や美しい都市景観の創出、歴史的・文化的遺産の保全等により、快適な環境づくりに努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定

及び実施は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 産業活動による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等により、効果的な公害防止対策を推進すること。
- (2) 自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）による大気汚染、騒音及び振動の防止、生活排水による水質汚濁の防止、一般廃棄物の適正処理等により、都市・生活型公害対策を推進すること。
- (3) 貴重な野生生物の生息環境の保全及び保護活動の推進により、生物の多様性の確保を図ること。
- (4) 生態系の基盤となる森林、農地、水辺等の保全及び市街地内の身近な自然の保全、育成等により、人と自然が健全に共生するための自然環境の保全対策を推進すること。
- (5) 海、河川、ため池等の多様な水辺及び豊かな緑を生かして、都市施設を整備し、魅力ある都市景観を創出すること。
- (6) 伝統的な町並み景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全等を図り、及び岡山の独自性を生かし、地域の特性に応じた快適な環境づくりを推進すること。
- (7) 資源の循環的利用、エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生の抑制等により、資源循環型まちづくりを推進すること。
- (8) 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護並びに環境保全に関する国際協力を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 目標を表現するための方策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(環境配慮指針及び行動指針)

第10条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全及び創造を図るために配慮すべき事項を示した指針（以下「環境配慮指針」という。）を策定するものとする。

2 事業者及び市民並びにこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるように努めるとともに、環境の保全及び創造を図るため、自ら配慮すべき事項を示した行動指針（以下「行動指針」という。）を策定し、当該行動指針が環境基本計画に適合するものであることについての認証を受けるため、市長に申請することができる。

3 認証を受けた行動指針に基づき環境の保全及び創造を図ったものは、その成果を市長に届け出るものとし、市長は、当該成果が特に環境の保全及び創造に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。

4 市は、前2項に規定する行動指針に関する取組が促進されるため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめ

めその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 効果的推進のための施策

(経済的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境保全及び創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的な負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設の整備その他の環境保全上の支障を防止するための事業を推進しなければならない。

(資源の循環的利用及びエネルギーの効率的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーが循環的かつ効率的に利用され、廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関して必要な情報を適切に提供するように努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者並びに民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する取組を促進するため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加)

第21条 前4条に定めるもののほか、市は、市民及び事業者の参加、協力及び連携により環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(調査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究を行い、並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(年次報告)

第23条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基

づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境に係る苦情の処理)

第24条 市は、公害その他の環境保全上の支障に係る苦情を適切に処理するとともに、処理結果を当該苦情等の申立者に速やかに通知するように努めなければならない。

(環境保全に関する協定の締結)

第25条 市長は、環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全に関する協定を締結するものとする。

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 地球環境の保全

(国際協力の推進)

第27条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第28条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、市民等が地球環境の保全に関して、相互に連携を深め、協働した行動を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第2節 生物多様性の保全

(生物多様性の保全に関する施策の推進)

第29条 市及び事業者並びに市民は、生物多様性の保全のため、地域固有の野生生物や生態系を保全するとともに、それを支えてきた地域の生活文化の継承や、人と身近な自然との豊かなふれあいを確保するように努めなければならない。

(土地の形状の変更に伴う環境への配慮)

第29条の2 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者は、その事業の実施に当たっては、その事業に係る自然環境への影響が軽減されるよう適切な配慮に努めなければならない。

2 市長は、水路、河川、道路、公園等の建設、改修等の公共事業の計画を定め、及びこれを実施するに当たっては、その事業に係る自然環境への影響が軽減され、回復されるよう十分な配慮をしなければならない。

(生物多様性保全基本方針)

第29条の3 市長は、生物多様性の保全のための基本方針（以下「生物多様性保全基本方針」という。）を定めるものとする。

2 生物多様性保全基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保全すべき自然環境の特質及び緊急に保護を要する野生生物の種の保護その他の市域における生物多様性の保全に関する基本構想
- (2) 市域の自然環境の特質に即した、自然環境保全地区の指定及び貴重野生生物種の選定に関する基本的な事項
- (3) 自然環境保全地区における自然環境の保全のための規制に関する基本的な事項
- (4) 自然環境保全地区における自然環境の保全のための施設に関する基本的な事項
- (5) 貴重野生生物種の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生物多様性の保全に関する重要事項

3 市長は、生物多様性保全基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第52条の2第3号の岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 市長は、生物多様性保全基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、生物多様性保全基本方針の変更について準用する。

(自然環境配慮ガイドライン)

第29条の4 市長は、生物多様性保全基本方針に基づき、第10条第1項に規定する環境配慮指針の一環として、自然環境への配慮に関するガイドライン（以下「自然環境配慮ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 自然環境配慮ガイドラインは、自然環境に影響を与える事業を行おうとする者が当該事業の計画を定め、及び当該事業を実施するに当たり、生物多様性の保全が適正に図られるようにするために配慮すべき事項について定めるものとする。

3 市長は、自然環境配慮ガイドラインを策定するに当たってはあらかじめ、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 市長は、自然環境配慮ガイドラインを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、自然環境配慮ガイドラインの変更について準用する。

6 市及び事業者並びに市民は、自らの活動に際し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて野生生物の生息又は生育している環境などに配慮することにより、生物多様性の保全に努めなければならない。

(貴重野生生物種の指定)

第29条の5 市長は、市内に生息し、又は生育する野生生物の種のうち絶滅のおそれがあるものとして次の各号のいずれかに該当するものうち、市長が特に保護する必要があると認める種を貴重野生生物種として指定することができる。

- (1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生生物
- (2) その種の個体の数が著しく減少しつつある野生生物
- (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が

消滅しつつある野生生物

(4) その種の個体の主要な生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生生物

(5) 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生生物

2 市長は、前項の指定又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

3 市長は、貴重野生生物種の指定又は指定の解除を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(貴重野生生物種の所有者等の責務)

第29条の6 貴重野生生物種の個体を所有し、又は占有する者は、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

2 市長は、貴重野生生物種の個体を所有し、又は占有する者に対し、その個体の取扱いに関して必要な指導及び助言をすることができる。

(個体の捕獲等の禁止)

第29条の7 貴重野生生物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

4 市長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第2項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第2項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって貴重野生生物種の保護に支

障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

5 市長は、貴重野生生物種の保護のために必要な限度において、第2項の許可に条件を付することができる。

6 第2項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(許可の取消し)

第29条の8 市長は、前条第2項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(移入種の放出等の禁止)

第29条の9 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、市内における地域固有の生物相及び生態系を大きく変化させるおそれのある種の個体を放ち、又は人の管理が及ばない状態で植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(自然環境保全地区の指定)

第29条の10 市長は、生物多様性の保全を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる区分により自然環境保全地区を指定することができる。

(1) 共生地区 生物多様性の保全を図る上で、人間活動に際しての適切な環境への配慮が求められる一方で、市民、事業者の参加により、地域の保全や管理、野生生物の保護に取り組むことが必要な地区

(2) 貴重野生生物保護区 貴重野生生物種が生息又は生育している地域のうち、当該貴重野生生物種の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案して、特に人間活動に際しての適切な環境への配慮が必要な地区

- 2 貴重野生生物保護区の指定は、指定の区域、指定に係る貴重野生生物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 4 自然環境保全地区として指定される区域内の住民及び利害関係者は、縦覧に供された案について、同項の縦覧の期間の満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は自然環境保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。
- 7 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 自然環境保全地区の指定は、前項の規定による告示をした日から、その効力を生ずる。
- 9 第3項から前項までの規定は、自然環境保全地区の指定の解除及び区域の変更について準用する。

(共生地区における環境配慮事項の届出)

第29条の11 共生地区内において、別表に掲げる行為のうち、規則で定める要件に該当するものを実施しようとする者は、市長に対し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて、実施しようとする行為に関する環境配慮事項及び場所その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日の前に着手している行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項の対象事業、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年岡山県条例第7号）第2条第2号の対象事業若しくは岡山市環境影響

評価条例（平成30年市条例第40号）第2条第2項の対象事業に該当する行為を実施しようとする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、生物多様性を保全するために必要があると認めるときは、届出をした者の同意を得て、規則で定めるところにより、前項の規定に基づく届出をした行為について公表し、市民から当該行為周辺地域の野生生物の生息状況に関する情報を求め、この結果を届出をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出をした者に対し、生物多様性を保全するために必要があると認めるときは、必要な措置について、指導し、又は勧告することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により実施された環境配慮事項の内容が特に生物多様性の保全及び回復に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。

(貴重野生生物保護区における行為の制限)

第29条の12 貴重野生生物保護区内においては、市長の許可を受けずに、次に掲げる行為（第8号から第12号までに掲げる行為については、市長が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）を行ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為又は軽易な行為として規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に必要なものとして市長が指定する野生生物の種の個体その他のものの捕獲等を行うこと。

- (8) 前号の規定により市長が指定した野生生物の種の個体その他のもの以外で、市長が指定する野生生物の個体その他のものの捕獲等を行うこと。
- (9) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として市長が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- (10) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして市長が指定する物質を散布すること。
- (11) 火入れ又はたき火をすること。
- (12) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのある方法として市長が定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に係る行為が、第29条の10第2項の指針に適合しないものについては、第1項の許可をしないことができる。
- 4 市長は、貴重野生生物保護区の自然環境を保全するために必要な限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなったときにおいて既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までに市長に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
- 6 貴重野生生物保護区において、非常災害のための必要な措置として、第1項に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。
- 7 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、当該行為を行おうとするときは、あらかじめ、

市長に協議しなければならない。

- 8 国の機関又は地方公共団体は、第5項の規定により届出をして引き続き第1項に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は第6項の規定により届出をすべき行為に該当する場合にその行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し)

- 第29条の13** 市長は、前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令等)

- 第29条の14** 市長は、次に掲げる者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定め、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難な場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (1) 第29条の7第2項の許可を受けずに貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等を行う行為を行った者
- (2) 第29条の8の規定により、第29条の7第2項の許可が取り消されたにもかかわらず、貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等を行った者
- (3) 第29条の12第1項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為を行った者
- (4) 第29条の13の規定により、第29条の12第1項の許可が取り消されたにもかかわらず、同項各号に掲げる行為を行った者
- (5) 第29条の7第5項又は第29条の12第4項の規定により許可に付された条件に違反する行為を行った者

- 2 市長は、前項の規定により中止命令等をしようとするときは、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

(自然環境保全地区以外の地区における行為に対する助言及び指導)

第29条の15 市長は、自然環境保全地区以外の地区において、当該地区の生物多様性の保全のために必要な範囲において、第29条の11第1項に規定する行為を行う者に対し、助言及び指導をすることができる。

(土地の買取り等)

第29条の16 市長は、貴重野生生物種の保護のため貴重野生生物保護区を指定した場合において、必要があると認めるときは、必要とする当該土地をその所有者から買取り、又は借り上げることができる。

(損失補償)

第29条の17 市は、第29条の12第1項の規定による許可を受けることができなため又は同条第4項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(助言及び支援)

第29条の18 市は、市民や事業者と協働して、地域の生物多様性の保全に取り組むため、これらの者が行う活動を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(自然保護活動推進員の設置)

第29条の19 市に、自然環境保全地区の生物多様性の保全を図ることを目的として、自然保護活動推進員を置くことができる。

(生物多様性の保全の象徴となる野生生物種の選定)

第29条の20 市は、市民や事業者が、野生生物との豊かなふれあいを図ることにより、生物多様性の保全を図るため、その象徴となる野生生物を選定することができる。

第2節の2 緑の保全及び育成

(緑化の推進)

第30条 市は、緑豊かな生活環境の形成を人間尊重のまちづくりの基調とし、都市緑化の推進が図られるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにするため、建築物等の敷地、建築物の

屋上、窓際等に樹木、花等を植栽することにより、その緑化に努めなければならない。

(緑の基本計画)

第30条の2 市長は、緑の保全及び育成についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び育成についての基本的な計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するものとする。

2 緑の基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- (3) 緑化推進重点地区における緑化の推進

3 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、岡山市基本政策等に関する審議会設置条例（平成23年市条例第7号）に規定する岡山市都市・消防政策審議会に諮るものとする。

4 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

(緑化推進重点地区)

第30条の3 市長は、総合的な都市緑化を推進していくために、特に緑化の充実を図る必要のある地区及び緑化を推進することが効果的な地区を緑化推進重点地区として指定し、重点的な緑化を図るものとする。

(公共施設の緑化)

第30条の4 市長は、市が設置し、又は管理する公園、広場、道路その他の公共施設について、樹木の植栽等その緑化に努めなければならない。

(団地の緑化)

第30条の5 市長が別に定める基準に該当する団地造成の施行者は、市と協議の上、緑化に努めなければならない。

(工場の緑化)

第30条の6 市長は、工場を設置している者又は設置しようとする者に対し必要と認める場合には、工場内に緑地を確保し、又は樹木、花等を植栽するよう助言又は勧告をすることができる。

(建築物の緑化)

第30条の7 市街地において建築物を設置している者又は設置しようとする者は、屋上、壁面、ベランダ等に樹木を植栽するなど建築物の緑化に努めなければならない。

(緑化協定)

第30条の8 一定の区域の緑化を推進するため、区域内の土地及び建築物の所有者、地上権者及び賃借権者全員の合意により、当該区域の緑化に関する協定をしようとする者は、区域、緑化に関する基準、期間等を定めた緑化協定書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の緑化協定の締結及び実施に関し必要があると認めるときは、助言又は支援をすることができる。

(樹木の保護)

第30条の9 市長は、樹木を保護するため、樹木の所有者に対し、みだりに伐採しないよう要請するとともに、樹木の移植又はこれに代わる樹木の補植に関し、必要な助言、勧告又は支援をすることができる。

(保存樹等の指定)

第30条の10 市長は、快適な環境づくりや都市の美観風致を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）として指定することができる。

2 市長は、保存樹等を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする保存樹等の所有者の意見を聴くものとする。

3 市長は、保存樹等を指定しようとするときは、あらかじめ総合政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保存樹等を指定するときは、その所有者にその旨を通知しなければならない。

5 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木又はその集団については、適用しない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定され

た樹木又はその集団

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹木又はその集団

(3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又はその集団で前2号に掲げるもの以外のもの

(指定の解除)

第30条の11 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹等の指定を解除することができる。

(1) 保存樹等について滅失、枯死等によりその指定理由が消滅したとき。

(2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

2 所有者は、市長に対し、保存樹等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保存樹等の指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第30条の12 市長は、保存樹等を指定したときは、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第30条の13 保存樹等の所有者は、当該保存樹等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹等に係る行為の制限)

第30条の14 何人も、規則で定める場合を除き、保存樹等を損傷し、又はみだりに伐採してはならない。

(原状回復命令等)

第30条の15 市長は、保存樹等を保護するために待が必要であると認めるときは、前条の規定に違反した者に対し、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(保存樹等に係る届出)

第30条の16 保存樹等の所有者は、当該保存樹等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹等について、所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 保存樹等の所有者は、当該保存樹等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第30条の17 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(報告の徴取)

第30条の18 市長は、必要があると認めるときは、所有者に対し、保存樹等の現状につき報告を求めることができる。

(助言及び支援)

第30条の19 市長は、緑化の推進を図るために必要があると認めたときは、緑化、花壇の設置等を行う市民や事業者に対し、助言、勧告又は支援をすることができる。

2 市長は、保存樹等の保全を図るために必要があると認めたときは、それらの所有者に対し、必要な助言及び支援をすることができる。

第3節 都市生活活動からの環境保全

(自動車に係る公害の防止に関する施策の推進)

第31条 市は、自動車の運行に伴って生ずる公害を防止するため、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、交通環境の改善その他自動車の運行に伴って生ずる公害を防止するための総合的な施策を計画的に実施するように努めなければならない。

(自動車の適正な利用等)

第32条 自動車を使用する者及び所有する者は、常に必要な点検整備及び適正な運転を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限にとどめるように努めなければならない。

い。

2 自動車を事業活動に使用する者は、輸送効率の向上等により、当該自動車の走行量を抑制するように努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、事業者及び市民は、可能な限り徒歩若しくは自転車又は路線バス等の公共交通機関の利用に努め、自動車に起因する環境負荷の低減に協力しなければならない。

(低公害車の購入等の推進)

第33条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを排出しない自動車、排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他の環境への負荷の少ない自動車(以下「低公害車等」という。)を購入し、又は使用するように努めなければならない。

2 市は、低公害車等の購入及び使用を促進するため、その普及及び啓発に努めなければならない。

(自動車の駐車時の原動機の停止)

第34条 自動車を運転する者は、排出ガスの削減及び騒音防止のため、自動車を駐車する場合には、自動車の原動機を停止するように努めなければならない。ただし、緊急時その他規則で定める場合は、この限りでない。

(合併処理浄化槽の設置等)

第35条 生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)を排出する者は、公共用水域の水質汚濁を防止するために必要かつ有効な措置を講ずるように努めなければならない。

2 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。)の設置又は集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続により、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

(ディスプレイの使用制限)

第36条 公共用水域に生活排水を排出する者は、規則で定める場合を除き、ディスプレイを使用しないように努めなければならない。

(生活騒音の低減)

第37条 日常生活において、音響機器、空調設備、給湯設備等を使用する者は、近隣の生活環境を損なうことのないように、当該機器又は設備の使用法、配置の方法等に自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の生活騒音の低減に努めなければならない。

第4節 事業活動からの環境保全

(規制基準等の設定及び遵守)

第38条 市長は、特定施設から生ずる公害を防止するため、規制基準及び施設管理基準（以下「規制基準等」という。）を規則で定めるものとする。

2 特定施設の設置者は、規制基準等を遵守しなければならない。

(特定施設以外の施設に対する措置)

第39条 市長は、特定施設以外の施設からの環境汚染物質の発生、排出、又は飛散により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該施設を設置する者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(特定建築物の設置の届出)

第40条 特定建築物を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定建築物の設置の工事の開始の日の60日前までに、市長に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 事業の内容
- (4) 公害防止の措置
- (5) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出のあった場合、その届出に係る特定建築物の設置により、市民の健康又は快適な生活環境を阻害する環境汚染

物質を発生し、排出し、又は飛散するおそれがあると認めるときは、その届出のあった日から60日以内に限り、公害防止の措置に関する計画の変更を勧告することができる。

(特定施設の設置の届出)

第41条 特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用及び管理の方法（管理の方法にあっては、粉じんに係るものに限る。）
- (6) 環境汚染物質の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第42条 一の建築物が特定建築物となった際、現にその建築物を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該建築物が特定建築物となった日から30日以内に、第40条第1項各号に規定する事項を市長に届け出なければならない。

2 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条各号に規定する事項を市長に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第43条 第41条又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第44条 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者は、その届出に係る第40条第1項第1号若しくは第2号又は第41条第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更したときは、

その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(承継)

第45条 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者から、その届出に係る特定建築物又は特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定建築物又は特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定建築物若しくは特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(特定施設の使用廃止の届出)

第46条 特定施設の設置者は、第41条又は第42条第2項の規定による届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告及び計画変更命令)

第47条 市長は、第41条又は第43条の規定による届出のあった場合、その届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の量等が当該特定施設に係る規制基準等に適合しないと認めるときは、その届出のあった日から60日以内(騒音にあっては30日以内)に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法に関する計画の変更を勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置によっては、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の量等を当該特定施設に係る

規制基準等に適合させることが著しく困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらずその届出のあった日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

3 前2項の規定により勧告又は命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づき必要な計画の変更又は廃止を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第48条 第41条又は第43条の規定による届出をした者は、その届出をした日から60日(騒音にあっては30日)を経過した後でなければ、それぞれその届出に係る特定施設を設置し、及び特定施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、前項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(改善勧告及び改善命令)

第49条 市長は、特定施設に係る環境汚染物質の量等が規制基準に適合していないと認めたととき、又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法の改善を勧告することができる。

2 市長は、粉じんに係る特定施設の施設管理基準が遵守されていないと認めるときは、当該特定施設を設置している者に対して、期限を定めて、当該施設管理基準に従うべきことを勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは環境汚染物質の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者

がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該施設管理基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

- 5 前4項の規定は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者については、当該施設が特定施設となった日から6月間は適用しない。

(化学物質の適正な管理)

第50条 事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

- 2 市長は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集及び整理するとともに、事業者を提供するように努めなければならない。

(事故時の措置)

第51条 事業場等の設置者は、事故により当該事業場等から公害の原因となる物質で規則で定めるものを発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康又は生活環境を損ない、又は損なうおそれを生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその状況及び講じた措置について、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、事故の再発生を防止するための措置に関する計画を速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、第1項の事態を発生させた事業場等の設置者が同項の必要な措置をとっていないとき又は同様の事態を発生させるおそれがあると認めるときは、当該事業場等の設置者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとることを勧告し、又は命ずることができる。

(公害防止担当者)

第52条 特定施設の設置者は、当該施設における公害の防止に関する業務を統括する者を選任し、その者の職名及び氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

第4章 環境の保全に関する審議会

(設置)

第52条の2 本市の区域における環境の保全に関する基本的事項の調査審議を分掌して行わせるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市環境総合審議会（以下「環境総合審議会」という。）
- (2) 岡山市公害対策審議会（以下「公害対策審議会」という。）
- (3) 岡山市自然環境保全審議会（以下「自然環境保全審議会」という。）

(環境総合審議会)

第52条の3 環境総合審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全に係る新たな制度のあり方に関すること。
- (3) 環境の保全及び創造に関する重要事項であって、前条第2号及び第3号に掲げる審議会の所掌に属しない事項

(公害対策審議会)

第52条の4 公害対策審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境汚染物質の監視並びに大気汚染、水質汚濁その他の公害事象の防止対策に関すること。
- (2) 環境中における未規制・有害化学物質の健康影響及び安全性の評価に関すること。
- (3) その他地域の環境汚染防止対策等に関する重要事項

(自然環境保全審議会)

第52条の5 自然環境保全審議会は、次に掲げる

事務を所掌する。

- (1) 生物多様性地域戦略、生物多様性保全基本方針等に関すること。
- (2) 自然環境保全地区の指定及び「身近な生きものの里」の認定等に関すること。
- (3) その他生物多様性の保全に関する重要事項(組織)

第52条の6 環境総合審議会にあっては委員30人以内、公害対策審議会及び自然環境保全審議会にあってはそれぞれ委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長等)

第52条の7 第52条の2各号に掲げる審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第52条の8 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、

別に定める。

第5章 雑則

(予想外の環境保全上の支障に対する措置)

第53条 市長は、この条例に規定しない物質、作業等により環境の保全上の支障が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、その事態を発生させた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(報告)

第54条 市長は、生物多様性の保全のために必要な限度において、第29条の7第2項又は第29条の12第1項の規定による許可を受けた者、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、相当な期間を定め、当該行為の実施状況その他必要な事項を報告させることができる。

- 2 市長は、事業活動からの環境保全のために必要な範囲内において、事業場等の設置者及び関係人に対し、必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第55条 市長は、生物多様性の保全のために必要な限度において、関係職員に、前条第1項に規定する者が所有し、又は占有する土地及び建物に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係者に対して必要な指示若しくは指導をさせることができる。

- 2 第29条の7第2項又は第29条の12第1項の規定による許可を受けた者は、前項の規定による立入り、検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 3 市長は、事業活動からの環境保全のために必要な限度において、関係職員に事業場等に立ち入り、帳簿書類又は環境汚染物質を発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある施設その他の物件を検査させることができる。
- 4 第1項及び第3項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第1項及び前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害監視員)

第56条 前条第3項に規定する職員の権限及び公害防止に関する指導の職務を行わせるため、公害監視員を置く。

2 公害監視員は、市の吏員のうちから市長が任命する。

(委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第29条の7第1項又は第29条の12第1項の規定に違反した者

(2) 第29条の14第1項の命令に違反した者

第59条 第47条第2項又は第49条第3項の規定による命令(ばい煙に係る特定施設に関する命令に限る。)に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 第29条の7第5項又は第29条の12第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 第47条第2項若しくは第49条第4項の規定による命令(粉じんに係る特定施設に関する命令に限る。)又は第51条第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第62条 第47条第2項又は第49条第3項の規定による命令(騒音に係る特定施設に関する命令に限る。)に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第63条 第41条又は第43条の規定による届出(ばい煙に係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、20

万円以下の罰金に処する。

(1) 第54条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第55条第2項の規定に違反する行為をした者

第65条 第41条又は第43条の規定による届出(粉じんに係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第66条 第41条又は第43条の規定による届出(騒音に係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第42条第2項又は第51条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第48条第1項の規定に違反した者

(3) 第54条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第55条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第68条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年6月5日から施行する。ただし、第27条から第62条まで及び附則第2項の規定は、平成12年10月1日から、第10条第2項から第4項までの規定は、平成13年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 岡山市公害防止条例(昭和48年市条例第70号。

以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとする。

附 則（平成13年市条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市条例第17号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3章第2節の改正規定中第29条の4から第29条の17までに係る部分は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 岡山市緑化条例（昭和46年市条例第136号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の岡山市環境保全条例中これに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹等は、この条例第30条の10第1項の規定により指定されたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年市条例第80号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員

の任期は、第52条の6第3項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

別表（第29条の11関係）

1	建築物の新築又は増築
2	道路の新設又は改修
3	河川その他の公共の用に供する水路の新設又は改修
4	公有水面の埋立て
5	土砂等の採取
6	公園の新設
7	土地改良事業
8	開発行為に伴う事業（前各号のいずれかに該当するものを除く。）

岡山市環境白書 (令和3年版)

令和4年3月発刊

編集・発行 岡山市環境局環境部環境保全課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

TEL(086)803-1282

FAX(086)803-1887

桃吉郎 のまち岡山

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

♻️ 280

♻️ 印刷物のリサイクルを推進します。